

經濟研究調查

昭和47年3月

海外移住事業団

国際協力事業団	
受入 月日 84. 8. 10	703
	32
登録No. 02854	EM



ま え が き

わが国の経済・工業技術は近年急速的に発展し、すでに国民総生産高（GNP）は、アメリカに次ぐ自由世界第2位に達し、今後ますます増大の傾向にあると予測されている。

他方、わが国の貿易・資本の自由化にともない、また資源の開発、貿易市場の確保等により、企業の海外資本投資（証券、債権、不動産の取得及び支店の開設）は、昭和45年3月までに3167件26億8000万弗を越えている。投資地域別には北米26.9%、東南アジア22.5%、中南米19.1%、中近東11.4%、ヨーロッパ11.3%、その他9.1%となり、中南米のうち60%近くがブラジル国へ投資されている。

これらの資本的・技術的・人的交流が活発な国際環境の中にあつて企業経営者、技術者は海外への進出（移住）を一層強く希望する傾向にあり、日本商工会議所海外企業・技術協力あつせん本部及び海外移住事業団の登録状況を見てもすでに企業進出（移住）の希望者は1800件にも達している。

当事業団では海外とくに南米地域への企業進出（移住）について、現地事情の照会、引き合い等の相談が増えている事情に鑑み、昭和45年度はブラジル、アルゼンチンにおいて6業種の現地調査を完了し、刊行したところである。昭和46年度も引き続き、ブラジル（リオ市、サンパウロ市）において(1)精密機器（カメラ、テレコ、電子応用電気機器修理調整機具）の修理、(2)工作機械（旋盤、ボール盤、フライス盤、平削盤）の製造と販売、(3)機械部品（主として冷暖房機器、自動車小部品）の金属加工、(4)アルミ・プラスチック製食器製造、(5)電気設備工事請負業の5業種について現地基礎調査を完了したのでここに刊行することとした。本書が企業進出（移住）、技術移住希望者に現地研究資料として活用願えれば幸いと思料する。

なお、本調査実施にあたって日系移住者、日系企業家グループ及び現地
進出日本企業経営者各位より格別の情報と多大なる支援とご助言を賜わっ
たことについて心から感謝の意を表する。

昭和47年3月

海外移住專業団

業務第一部長 永田良三

目 次

1. 序 言	1
2. ブラジル国基礎調査	5
2.1 政 治	6
(1) 政情・安定度	6
(2) 政治体制	7
2.2 経 済	10
(1) 経済事情	10
(2) 安定度	10
(3) 成長率	11
(4) 開発計画	12
2.3 貿 易	12
(1) 国際収支	12
(2) 輸入額	14
(3) 輸出額	15
(4) 輸入制度	18
(5) 輸出制度	23
(6) 政府の輸出振興措置	26
(7) 為替管理法	41
2.4 商 業	42
(1) 販売比率・流通機構	42
(2) 金 利	42
(3) 商品規格	44
(4) 工業特許	44
(5) 税 制	45

2.5	社会一般	53
(1)	人口分布	53
(2)	地域別人口分布	56
(3)	人口動態	56
(4)	主要都市の人口	57
(5)	労働情勢	57
(6)	賃金	57
(7)	G N P , 成長率, 国民所得	58
(8)	産業別生産率	58
(9)	消費者物価上昇率 (グアナバラ州)	58
(10)	電力消費	58
(11)	住宅建築	58
(12)	社会文化関係	59
3	ブラジルの投資環境に関する調査	61
3.1	経済安定度	62
(1)	通貨物価の安定度	62
(2)	為替相場の安定性	64
(3)	外資導入に関する政策	65
3.2	為替制度	67
(1)	利益配当の国外送金に対する規制	67
3.3	機械器具, 部品, 原材料輸入と難易	68
3.4	機械器具の輸入税	71
3.5	第三国輸出の可能性	75
3.6	市場規模と成長率	78
3.7	金融条件	82
3.8	労働条件	88

4. ブラジル企業の実態に関する調査	93
4.1 会社設立	94
4.2 経営コンサルタントの有無・状況	107
5. 特定業種に関する市場経営調査	111
5.1 精密機器（カメラ，テレコ，電子応用電気機器修理調整機具） の修理	111
5.2 工作機械（旋盤，ボール盤，フライス盤，平削盤，その他） の製造と販売	143
5.3 機械部品の金属加工	205
(1) 自動車小部品	205
(2) 冷暖房機器	245
5.4 アルミ，プラスチック製食器の製造	261
(1) アルミ製食器の製造	261
(2) プラスチック製食器の製造	279
5.5 電気設備工事請負業	295
6. 法制その他に関する若干の考察	328

1. 序 言

＊

本調査は、海外移住事業団の委託を受けた“アイコン・インターナショナル・コンサルタント・アソシエイツ”の調査部により、1971年7月1日から同年11月6日までの間にサンパウロ市を中心として実施されたものである。

＊

AICON-ASSOCIADOS INTERNACIONAIS DA
CONSULTORIA ADMINISTRATIVA, TÉCNICA
E REPRESENTAÇÕES LTDA. — RUA NESTOR
PISTANA №125, 7º ANDAR, 71:TELS. 256 —
7496 及び 257-1608 — SÃO PAULO, BRASIL

この調査は、“ブラジル国基礎調査”，“ブラジルの投資環境に関する調査”，ブラジル企業の実態に関する調査”，特定業種（精密機器の修理）の四つに大別され、ブラジルに直接窓口を持たない日本の中小企業のブラジルへの進出が今後増大せんとする傾向にある事を意識し、これら中小企業の経営者に対し、進出のための具体的な示唆と指針を与えんとしたものであるが、その包含する範囲が極めて広範囲である事情からして本調査書は、あくまでも現在の時点で問題点を重大的且つ部分的にとらえて考察したものである。

しかしながら政治、経済、貿易、商業、社会、通貨、為替、外貨、金融、労働、会社設立及び特定業種（精密機器の修理）と、当該企業進出に必要な基礎的データは一応網羅してあるので当該企業のみならず、広くブラジルへ進出を企図する経営者ならびに一般の識者にとっても参考となるものと確信する。

日本人のブラジル移住の歴史は今さらここで述べるまでもなく、1908

年（明治41年）の笠戸丸以来、今日（1971年）まで実に63年の長きに及ぶ。ここで本調査の意義を顧みつつ眼を過去10年に絞って考察してみると日本、ブラジル両国は1960年代を境として互いに相異なる過程を経ながら今日はからずも企業移住の面のみから云っても両国間は再び新局面を迎えるに到った。

即ち、日本が終戦に続く荒廃と困乱期から1950年代後半の回復期を経、1960年代の未曾有の繁栄に到達したのに対し、ブラジルにおいてもそれ自体、大平の夢をひさびさっていた訳ではなかった。

1964年の初め頃から顕著になりつつあった左傾々向と経済の混乱に終止符を打ち、ブラジルを近代的工業国に向けて、先進国への仲間入りをさせるための改革が行われた。

1964年3月の革命がそれである。本革命のもつ意義は当初の一般の予想をはるかに越えたものであることが、年の経過と共に明らかになりつつある。

革命政府は以来、内に行政、財政、経済、金融、工業を混乱から秩序へ導き、一国の総合的ダイナミックな発展へ誘導、優れた指導者を為政者に得たことと相まって、その動向はラ米のみならず、広く世界各国の注目するところとなっている。

ひるがえって日本の動きに眼を戻すと、繁栄せるその経済は1970年を境にして大きな壁に直面しつつあることが認識されている。

部分的ではあるが、対米輸出が年を追って困難になってきたこと、米国の対日経済政策の硬化、米・中（共）接近ムードに関連する国際市場からの疎外感、近くは英国の欧州共同体加盟による世界的ブロック経済形成の可能性等一連の世界状況の推移と、国内的には公害の問題など国民全体の先行き不安はぬぐい切れない。ここで日本がその眼を再びブラジルへ向けて来たのは当然と言えよう。

事実、1971年8月の米国政府のとった“ドル—金交換停止”輸入課徴

金の設定”“円切り上げの圧力”を境に、日本からブラジルへ大型調査団が続々来訪し始めていることは、この間の事情を反映して誠に興味深い。

これら調査団は県といったものが自ら企画して調査団を編成しているのが特徴であり、企業移住の基礎的調査、可能性のある分野、関連企業の実態などをその調査目的としていることで共通している。

大局的にみて、これら日本の中小企業はよく組織化され、近代的経営を体得しているものが多く、ブラジルにおける大企業との関連（下請け）において中核的存在になり得る条件を具備していることから、逆に下請けが未だ初期的段階にある現在のブラジル産業界にとっては誠に時宜を得たタイムリーなものと言うことができる。

これら調査団が一様に持つ悩みは専門的調査を委託すべき調査機関を持たないことであり、そこから調査が空振りになることがあることである。

この悩みは、国が積極的に企業移住と取組み、調査パイプを一つにし際りこれを通して現地の調査機関を駆使することにより、初めて解決され、実際的な効果をあげることができる。

当地の識者の間では中小企業の進出のヤマ場はここ5年間であるとする見方が強い。

これは国民総生産の伸びが過去3年間の伸び（2.5社会一般の項参照）を基礎として向う10年間、年平均10%の成長を達成すると仮定した場合、1975年にはブラジルのGNPは1970年のそれ（35,260百万ドル）の1.5倍、となるがこの過程において工業自体の構造は1975年頃、大企業—中企業—小企業の関連結びつきの組織化を終了するという見方に根拠を置いたものである。

この予想は、われわれ現地で調査を担当する者にとっては関係者として座視できないものを含んでいる。

以上の観点からわれわれは今後の調査が政府、海外移住事業団、中小企業、現地調査機関の四者が一丸となり、より巾の広い、より専門的なスケールでより迅速に行うことが望ましいと進言する次第である。

本調査は1970年度に引き続き二度目に実施したものであるが、前年度

にみられたブラジル側の数少ない公表資料，ブラジル人官民に共通する情報に対する誤る閉鎖的観念などに本年も妨げられつつ，兎に角，ここに無事調査を終了したことは一にブラジルに於ける海外移住事業団幹部諸賢を初め関係者の適切な指導の賜物であり，ここに改めて深甚なる謝意を表したい。

なお，本調査報告書中(2)(3)(4)に参考資料として列挙した主な資料は，ブラジル中央銀行，CACEX(伯銀貿易局)，ゼッリオ・ヴァルガス経済研究所，サンパウロ州工業連盟，ブラジル地理統計院，経済雑誌社“BANAS” “VISÃO”，在サンパウロ日本国総領事館経済班，海外移住事業団サンパウロ支部，サンパウロ・ジャパントレードセンター，東京銀行為替部，東山銀行，南米銀行，アサヒ光学サンパウロ支社，日伯商工会議所の協力により入手したものであることを申し添える。

なお，(5)特定業種の資料出所は該当末尾に列挙した。

1971年11月6日

サンパウロ

2. ブラジル国基礎調査

2.1 政 治

(1) 政情・安定度

1964年4月誕生した現政府は、7年を経た今日、当初の革命の方針をよく貫き、内政、経済、産業、教育とあらゆる面に大きな成果をあげ、国民の信望、対外的信用はとみに高揚しつつある。

現大統領ガスタス・メジソン將軍は革命の直接の当事者故カステロブランコ元帥（初代）、その後を継いだコスタ・エ・シルバ將軍（二代）に次ぐ三代目の大統領である。

（カステロ初大統領が就任した直後、ワシントン駐在武官に任命されている。）

1969年10月、コスタ・エ・シルバ大統領が引退するや、三軍の5人の候補者の中から最も卓越した人物として大統領に推された。（正式の就任は10月30日）爾来、2年余の行政期間中、国内における治安の確立、インフレの仰制、経済の高度成長、工業生産の伸び、輸出の増大、外貨保有高の着実な増加、外資の導入、農業生産の重視、教育の普及、住宅政策の確立、領海の拡張（200マイル）、アマゾン横断道路建設の着手、近隣ラ米諸国に対する積極的外交の展開等々、その行政上の手腕は定評がある。

閣僚にデルフィン・ネット蔵相、シルネ・リマ農相など若い有能な人材を得ていることも見のがせない。

閣僚には、このほかジャルバス・バサリンニヨ教育、コスタカパルカンチ地方、ピラチーニ・デ・モライス商工、ヴェリョーゾ経済企画などのすぐれた協力者が活躍している。

大統領は、与党の「国民革命連合」（Aliança Revolucionaria Nacional - 略称 ARENA）の議会における絶対多数と、地方行政における与党出身の官選知事、及び三軍の三つの上に安定した地位を確保しており、その善政と相まつて新しいブラジルの育ての親となるう

としている。

長期安定の見とおしが強く、今の処、反対勢力抬頭の根拠、材料は見当らない。

野党としては、ブラジル民主運動—MOVIMENTO DEMOCRATICO BRASILEIRO党のみ。

(2) 政治体制

ブラジル共和国大統領の任期は5年。政治体制は大統領直属の9つの民間、軍事関係機関と、16の省がある。

さらに大統領が直接任命する21州、6連邦政府直轄区の知事があり、さらに州知事は州都の市長を任命する。

生粋の軍人である大統領は、統合参謀本部、三軍統合司令部を掌握しており、その施政方針は、議会の政党勢力関係に煩わされることなく民間、軍部の別なく国のすみずみ末端まで行き届く仕組みになっている。

因みに議会の与野党勢力関係は、

議会勢力 上院3名：内訳 { ARENA (与党) 2名
MDB (野党) 1名

下院43名：内訳 { ARENA (与党) 32名
MDB (野党) 1名

又、サンパウロ州議会の与野党勢力関係は、

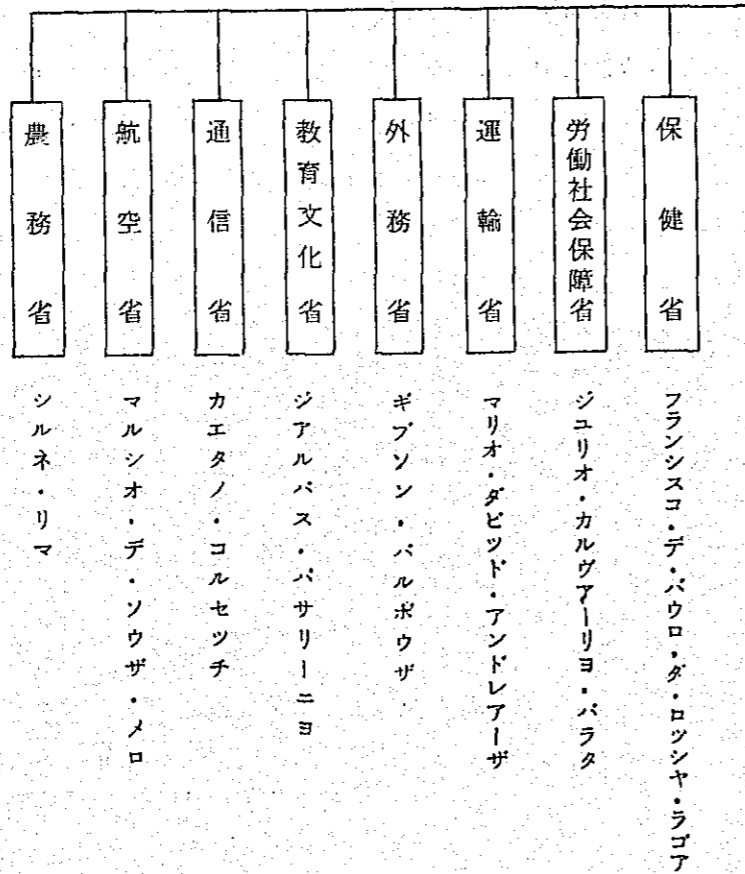
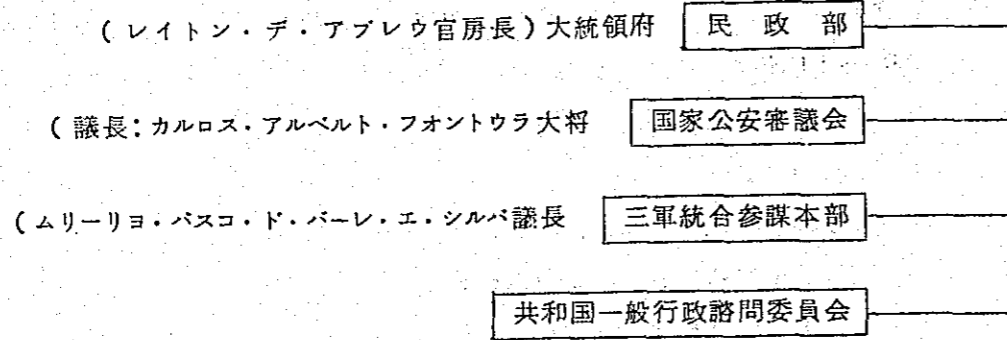
ARENA (与党) 52名

M D B (野党) 15名

計 67名である。

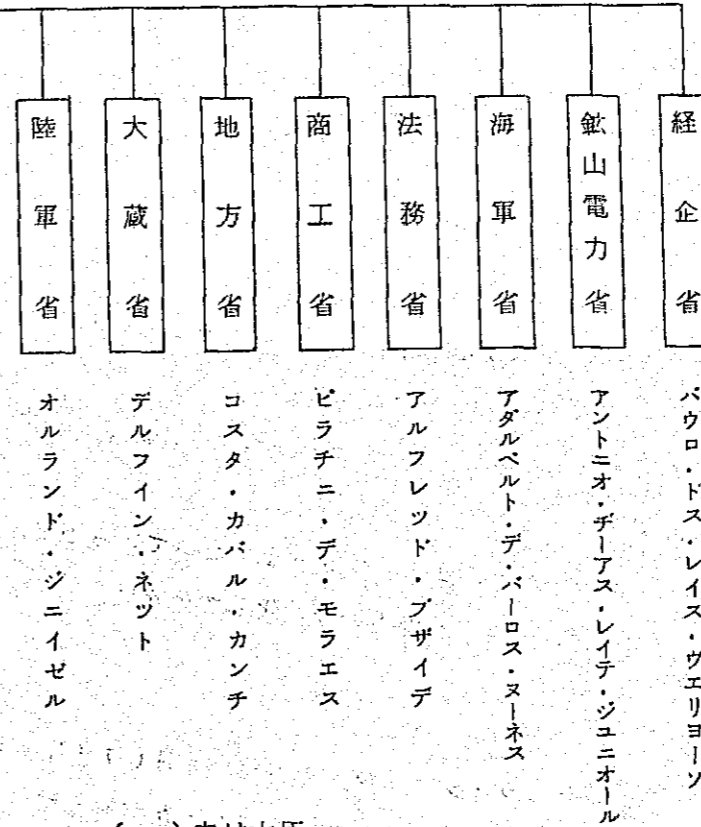
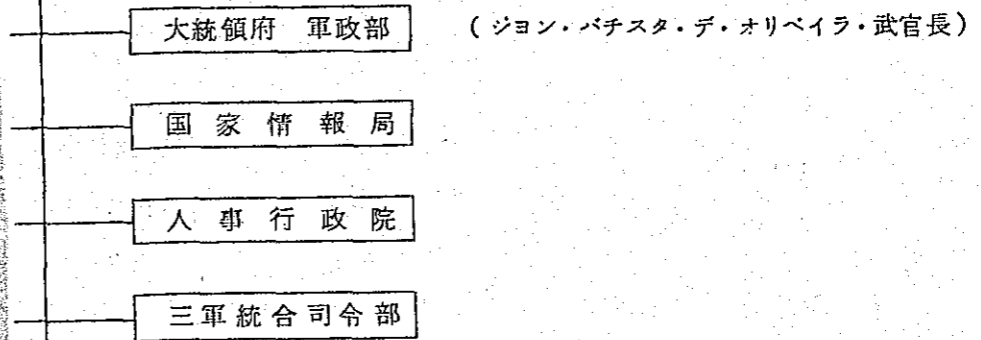
(行政機構略図)

ブラジル共



和国大統領

副大統領(ラデマケル海軍大将)



注 ()内は大臣
各省機構は省略

2.2 経 済

(1) 経済事情

1963年から1970年までの7年間に、ブラジルの工業生産は、実質70%上昇した。

政府は、73年までに、さらに40%の上昇を目標としている。連邦政府の教育関係費の支出は、63~70間に120%増加したが、73年までにさらに50%増とする計画である。

3年後のブラジル経済の規模は、国民総生産が540億ドル(2860億クルセイロス)となり、ベローズ経済企画相の最近の演説によれば、ブラジルは、1974年には早やくも世界の10大工業国の仲間入りをする。

デルフィンネット蔵相は、70年の暮、71年は、工業躍進の年となろうと予想したが、これは、71年になつて経済開発銀行(BNDE)の諸基金融資の倍増となつて表われてきている。71年上半期の基金融資実績を前年同期に比較すると全体で106%の増加となつている。

基金融資の40%も占めているのは、FRE(経済再装備基金)で、主として下部構造プロジェクト、民間の大型プロジェクト、農業、食品工業に融資されている。

しかし、BNDEの融資予算は、25億CR\$を上廻つているので、71年7月現在、実際は、まだ、その半分を消化していない。

(2) 安定度

インフレ率についてデルフィン・ネット蔵相は、9月(71年)「政府は、1974年までに物価の値上り傾向を引さつづき抑制していく政策を変更をとつていこう。」

74年には、インフレ率は年間12%にまで下降するとおしである。」と述べた。1970年のインフレ率は政府の発表によれば、20.9%

GNPは9.0%であつた。

インフレ上昇率		GNP成長率
64年	86.5%	2.9
65"	45.4"	2.7
66"	41.1"	5.1
67"	24.5"	4.1
68"	24.0"	8.4
69"	24.2"	9.0
70"	20.9"	9.0

リオの生計費上昇率の高率(1969年10月の対前月比2.5%に対し、1970年10月の同比率2.0%：平均値)に対し、サンパウロ大学の経済調査研究所によるサンパウロ市の生計費上昇率は、10月(1970) = 1.15% 1~10月(＃) = 14.6%と低い。

為替は、11月3日(1970)の改正からわずか14日で、同月18日、再び切り下げをみたが、切り下げ率は、70年1月から11月18日まで10.3%に過ぎなかつた。

政府の為替切り下げ率に対する基本的考え方は、卸売り物価の上昇率(1970年10月末リオ=16.5%)を基礎とし、これに米国のインフレ率5-6%を勘案、ドルの購売力低下をみこんで、これを差引いた切り下げ率が妥当であるとみているものとおもわれる。

(3) 成長率

1971年の成長率についてデルフィン・ネット蔵相は、政府の公式見解として10~11%に落ちつくという見とおしを10月9日(1970)発表した。

内訳は、農業(10%)工業(12%)サービス(11%)となつている。

また、輸出は、1971年度は、29億ドルに達するみこみ。1970年度の鉱工の1969年度対比成長率は、11.02%であつた。

最高は非金属鉱の25.36%、化学=17.86%、運輸機器=16.28%、紙・パルプ=11.27%、金属電機通信機器=8.81、食品・飲料=8.06、繊維衣料=8.06。

1970年におけるブラジルの電力の生産は、463億KWh、前年比9.4%の増、発電能力10.2%(105万KW)、消費量は、11.7%のそれぞれ増であつた。

(4) 開発計画

地域開発計画としては、北伯開発計画、北東伯開発計画の二つが最も重要なプランである。また、工業生産では、鉄鋼生産増産計画などがあるが、詳述すれば膨大な量になるので別の機会へ譲る。

2.3 貿易

(1) 国際収支

	1969/1970 (単位:100万ドル)	
	(1969年)	(1970年)
A. 貿易収支	318	213
輸出(F.O.B.)	2,311	2,739
輸入(F.O.B.)	-1,993	-2,526
B. サービス収支	-630	-845
外国旅行	-89	-130
運輸	-135	-190
運賃	-49	-48
その他	-86	-142

保 險	- 11	- 10
資本収益	261	351
利 子	- 180	- 232
利潤配当	- 81	- 119
C. 商品及びサービス		
(A + B)	- 312	- 632
D. 移転収支	31	10
E. 経常収支		
(C + D)	- 281	- 622
F. 資本収支	850	1,060
借款及び融資	945	1,442
外 資	136	99
ブラジルの対外投資	- 12	- 14
償 還	- 188	- 632
その他の収支	332	165
G. 合 計		
E + F	569	438
H. 誤差・脱漏	20	107
C + H	549	545

(2) 輸 入 額

ブラジルの輸入総額

(単位：100万ドル)

主要商品名 (Classe 別)	1969年	1970年
総 輸 入 額	2,264.7	2,886.3
I . 生きた動物	3.4	3.9
II . 原 料	404.8	487.1
石油と石油系燃料	274.3	324.0
そ の 他	130.5	163.1
IV 食料品, 飲料品	303.1	288.1
小 麦 粉	160.6	127.2
そ の 他	142.5	160.9
V . 化学, 医薬品類	315.7	445.3
VI 機械, 動力車, 部品	77.4.9	1,038.2
VII 原材料別分類工業製品	366.0	459.4
VIII 雑 製 品	88.1	132.8
IX 金, 貨幣, 取別取引	8.7	11.4

(3) 輸 出 額

ブラジルの輸出総額

1970年1月～12月

(主要商品別)

第1表

品 名	FOB 1,000ドル	
	1970年	1969年
(輸 出 総 額)	2,711,141	2,311,169
(GRUPO 1 合 計)	1,757,119	1,465,482
鉄 鋳 石	209,562	147,391
綿 花	154,434	196,008
砂 糖 (Demerara)	126,511	115,045
と り も ろ こ し 粒	80,596	32,938
コ コ ア 豆	77,679	105,490
冷 凍 牛 肉	69,551	41,648
ビ ー ニ ヨ 木 材 板	67,565	71,702
大 豆 か す ・ ふ す ま	43,637	23,415
ひ ま し 油	38,232	45,153
た ば こ 葉	31,195	26,492
マ ン ガ ン 鋳 石	30,592	17,077
コ コ ア ・ バ タ ー	27,966	30,567
大 豆	27,084	29,249
羊 毛	17,199	21,791
落花生かす, ふすま	15,710	9,992
皮 革 と 毛 皮 類	15,546	11,677
丸 太 と 製 材 一 般	12,756	13,446

落	花	生	12,251	6,884				
ニ	オ	ブ	鋳	石	11,075	6,145		
バ		ナ	ナ		10,723	9,769		
い	せ	え	び		10,042	10,234		
綿	実	か	す・ふ	す	ま	9,683	9,487	
カ	ル	ナ	ウ	バ	ろ	う	9,584	9,433
牛	の	原	皮				8,694	12,199
家畜	以外	の	原皮	・	毛	皮	8,485	9,952
馬	肉	(冷凍	・	生	鮮)	8,325	7,380
こ	し	よ	う	粒			8,192	9,103
牛	以外	の	家畜	原皮	類		7,957	10,546
糖	蜜	(食用	・	非	食用)	7,657	6,826
ブラ	ジル	栗	核	付	き		7,333	6,810
カ	シ	ウ	栗				7,305	4,937
え						び	6,340	7,672
ブラ	ジル	栗	核	なし			6,306	5,266
マ		テ		茶	*		4,784	4,910
ビ	-	ニ	ヨ	木	材		4,662	3,816
		米					4,297	5,823
綿	糸	く	ザ				3,760	3,382
み		か	ん				3,443	3,553
		茶					2,795	2,158
碎		き	米				2,281	1,998
製	品	一	般	**			41,283	25,507
そ	の	他	の	商	品		13,249	11,304
(GRUPO	2	合	計)			95,402	84,568

コ　ー　ヒ　ー　豆	9 1 1,9 4 6	8 1 2,9 5 5
インスタントコーヒー	4 2,0 7 6	3 2,7 3 2

(注) * (ビー=ヨ木材)これは〔丸太および製材を除く〕とある。

** (製品一般) Grupo 1であるからコーヒー製品、つまり、インスタント・コーヒーはふくまれない。

(注) GRUPO I+GRUPO II = 輸出総額

〔出所〕 Grupo 2のコーヒー豆およびインスタント・コーヒーは、IBC(ブラジルコーヒー院)から。1970年11月/12月はコーヒー豆1俵60kg入り56.00ドル、インスタント・コーヒーは1t当り2,200.00ドルに推定、その他の商品は、1969年度、大蔵省C.I.E.Fから、1970年度は伯銀貿易局(CACEX/NUCEX輸出ギア)から。〔CACEX週報第231号発表の公式数字から〕

第2表

輸 出 摘 要	FOB 1,000ドル		参加率 %	
	1970年	1969年	1970年	1969年
輸 出 総 額	2,711,141	2,311,169	100.00	100.00
Grupo 1	1,757,119	1,465,482	64.81	63.40
非 製 品	1,344,284	1,210,412	49.58	52.37
製 品 (インスタント コーヒーを除く)	412,835	255,070	15.23	11.03
Grupo 2	954,022	845,687	35.19	36.60
コーヒー(豆とインスタント)	954,022	845,687	35.19	36.60

(4) 輸入制度

輸入手続き

[新輸入手続き]

伯銀貿易局 (C A C E X) 通達第 3 1 0 号 (1 9 7 0 年 8 月 2 1 日)

伯銀貿易局は、輸入手続きの簡易化のため、貿易審議会 (C O N C - E X) 決定第 6 0 号 (7 0 年 8 月 1 8 日) を規制化した伯銀貿易局の通達第 3 0 8 号 (同日付) にもとづき、現行輸入法を近代化して一通にまとめ、輸入許可に関する総括的規制を次のように公告した。

1. 輸入状申請 (G 1)

a) 輸入状 (G 1) 申請書届出の際、次記の何れかの欠陥のある申請書は受け取らない。

① 申請書内に書き直し、② 計算の誤り、③ 用紙内項目への書き込みに不備、④ 輸入状申請書内容の検討に要する付帯書類の不足または不備。

また本通告第 2 節の a . c . e . g 各項に見られる書類の不足または不備。

b) 法令第 6 1, 5 7 4 号 (1 9 6 7 年 1 0 月 2 0 日) 第 1 8 条の VII, b 項に基づく物資の輸入は、輸入元が免税を利用できるものであるから直接に輸入申請書へ次の文章を書込んでよい。

1 9 6 7 年 1 0 月 2 0 日付法令第 6 1, 5 7 4 号第 1 3 条の VIII b 項のワク内に入る物資。これは国内で類似品のあるものを除外する。

c) もし付帯要求がなされた場合 (注 : C A C E X 側からと思われる)

輸入業者は通知書日付から数え、30 日間以内に書面をもつて要求事項を満たすか、あるいは、それが不可能な理由を説明する。もし、それが実行されなければ関心はないものと判断して

申請書は保管所に差出す。

- d) 輸入業者と伯銀貿易局との手続きは必ず、その輸入会社の社員ないしは、正規の代理人であること。

これらの人々は、伯銀貿易局に対し、輸入取引の内容と性質について完全、正確、迅速に説明し得る条件を持たなければならない。

ロ 価格管理

- a) 輸入申請書には、外国メーカーのカタログまたは、値段表を添えること。(伯銀貿易局にそれらの資料が提供されていない場合)

- b) 上記項目の管理事務を容易化するため、ブラジル国内に駐在する外国メーカー、輸出商社の駐在員、代理人、配給業者らは伯銀貿易局に対し、定期的にカタログ、工業製品、商社取扱商品種目の価格表を提示することが望ましい。

- c) 特別に下記の〔Ⅳ〕にみる事情の場合

伯銀貿易局は価格証明の資料として“Pro-Forma”フアツラを受付ける。これは、領事館ないし、商工会議所の検印は必要としないが、メーカーまたは輸出業者(この場合メーカー代理人であること)の全責任による次の申立てが実行されること。

Ⅰ) 記入価格は、いかなる国に対しても適用される国際価格として妥当なものであること。

Ⅱ) 価格中に国内運賃その他の費用がふくまれているかどうか、もし、ふくまれてあれば内訳を記す。

Ⅲ) “Pro-Forma”フアツラまたは別紙に代理業者の手数料有無を記す。もし、あれば金額とともに受益者の姓名、住所を明記する。

Ⅳ) カタログまたは、価格表が発表されていない仕切状の商品。

d) 商品のFOB価格Ⅱにみる国内運賃その他の費用がふくまれる場合にかぎり“Pro-Forma”フアツラに書込む必要が生ずる。この該当事項は、申請書本文内で強調されること。

e) Ⅲにみる駐在員、代理人、配給業者らの手数料の場合、受益者の免許状が要求される。

この免許状(Cata)では、為替銀行に対し該当為替売込みの義務が負わされている。

f) 伯銀貿易局の判断によりブラジル人代理業者が認められる。申込みには手数料を明記するほか、e項の義務を負い、同一の外国の提供業者(注：メーカーまたは輸出商社)の輸出商品代理取扱い業務のすべて或いは、一部を代行してよい。このような場合“Pro-Forma”フアツラに第2節のⅢに見る申立て記除を免除する。

g) 部品、またはその他の細目輸入の場合、一応の規制を満たしたものであれば、メーカーまたは、輸出元の仕切状代用書類として多国籍商社が振出した“Pro-Forma”を受付けてよい。ただし、量産商品である場合、輸入元は、60日間以内に伯銀貿易局に対し、メーカーの価格表を提示すること。

ハ 変更または延期に関する付加状

a) 輸入申請書に対し、港湾、空港、荷上場所などの変更に関する付加状は発給しない。輸入業者は直接関税署(テレガンア、監査署、連邦収税署など)に出向き、上記の変更に関する措置を要請する。

これら税関署は要請に基づき、新たな送り先の税関機関に手続きをとる。

b) 輸入申請書に対する延期は特別許可であり、輸入業者は申請書期限前に必ず延期申込みの手続きをとるべきである。

c) 延期申込書は必ずメーカー、輸出元または、ブラジル国内代理人の手紙を添え、これに当初示していた期限内で商品が積込みできない理由をのべること。

ニ 360日までの金融による輸入

a) ブラジル中銀決定第91号(1968年5月21日付)の規制にもとづく輸入支払いのため、外国における、商品積込みから180日間以上360日間までの融資を利用していた者は、伯銀貿易局に対する輸入申請書届出のさい、その線で要請を行うことができる。

その場合、次の規則を尊重すること。

I) 対象となる輸入商品は、①原材料、②自己使用の目的を持つ部分品または部品(補充用)、③資本財など——ただし、ブラジル国内で類似品のなきもの。

II) 利子があれば積込日から180日より計算する。

III) 特に伯銀貿易局の判断により、他種目商品に対しても融資を与える場合もありうる。

b) 融資利用については、伯銀貿易局に対し、検討に供するため、あらゆる必要書類を提示しなければならない。

特に次の事項に関するものが重視される。

○外国における支払い期間 ○融資金の利子

○金融機関の名称とアドレス ○輸入の目的

ホ 特別の場合

a) 伯銀貿易局は輸入申請書の“税関ピア”を輸入品荷上げの当該税関に直接、差回す前に輸入元に手渡す。輸入元はそれを持つて荷上港湾に赴き、税関署にピアを示す。

b) 輸入申請書の税関ピア、変更または延期に関する付加状、付帯状が紛失し、伯銀貿易局が特別ピアを与える場合は、輸入品

荷上げ港湾の大蔵省機関によるビザ及び願書提出を必要とする。

- c) 伯銀貿易局は、特別に次の種目の商品輸入に関し、下記の措置をとる。(注：ローマ数字)

商品種目

- 航空機部品
- 一般機械，器機の部品
- トラクター，農機，道路建設機などの部品
- トラクター，自動車，トラック用鋼板
- 放射性物質，アイソトープ，化合物で医療目的のもの

I) 輸入申告書の用紙書込みのとき，目的の輸入商品種目の大略を記し，「数量」に関する事項は空白にし，単に次の申立てを書き添える。

“ 通関のため，この文書は輸入商品区別についてのみ有効であり，輸入商品名は適当な時期に明示され，この文書の付帯書類となる。 ”

II) 外国において積込み商品の準備が整った場合，輸出業者は輸入元に対し，送状一通を送付する。これに基づき輸入申請書の“ ANEXO ”紙に書込み，伯銀貿易局に提出する。

III) もし，国内に類似商品有無検討を要する輸入品目である場合，輸入元は，伯銀貿易局の“ ANEXO ”が発給されるまで，その商品の積込みはできない。

IV) IIIに見る“ ANEXO ”は大蔵省機関が関係社の義務負担を確認する次の文章を税関ピアに書込んだのちに発給する。

伯銀貿易局の手許にある文書の通り，輸入元は，商品区別に関する書類が発給されたのちに初めて該当商品を外国で積込む。

CACEX(伯銀貿易局)第180号(66年6月21日)第264号(69年3月12日)第274号(69年6月30日)第286号(69年12月11日)第291号(70年1月7日)第296号(70年3月18日)第300号(70年5月5日)は、一切廃止。

(5) 輸出制度

ブラジルにおいて輸出体制が本格的に整備されたのは、1964年の革命以後である。

当時(64年)誕生したばかりの革命政府は次の5大問題に直面していた。

- ① 税制上の欠陥から国際市場で太刀打できる価格の商品が皆無にひとしかつた。
- ② 長期払い売渡しに対する融資、または、運転資金に対する貨幣コストは、先進工業国家のそれらと比較して非常に見劣りがした。
- ③ 輸出プロセスは、ハナにつくほどの官僚主義で手数が煩わしかつた。
- ④ 輸出業者は消費市場と接触がなかつた。
- ⑤ マーケティングに関する専門知識の欠除。

以上のうち、①②③は基本的には政府の行動にかかっていたし、④⑤は、企業筋がやることであつた。

革命政府は、①②③のゆがみを是正したあと、④及び⑤の解決に乗り出した。

即ち、1966年まで指導、総合、必要措置を実行に移す輸出政策統一機関がなかつたが同年、これに相当するものとして国家貿易審議会(CONCEX)を設置、伯銀貿易局(CACEX)の機能に改革を加えた。

CONCEX-外務、経済企画、大蔵、農務、運輸、鉱山電力各大臣、中銀総裁、伯銀総裁、伯銀貿易局長、港務審議会議長及び民間代表3名から成る。

C A C E Xは、分野が二分されることになり、それぞれ政府の異なる機関が担当することになった。内部的には伯銀貿易局が国家貿易審議会の決議、法規、貿易政策の実施機関となった。

C A C E Xは、また国家貿易審議会の事務総局の役割を果たすことになった。

一方、外部的には、外務省が国家貿易審議会が打ち出した線を対外政策として遂行することが決められた。

以上を骨子とし、連邦政府と各州政府が一致して輸出振興税を打ち出すと同時に前述の諸問題の解決がはかられていった。

税制について

輸出製品の原材料購入に関しては税クレジット維持が確保され、また非課税が許与された。一方、幾つかの州においては、原材料の輸出に対し、減免税の措置をとった。

サンパウロ州の場合など、原皮およびコーヒーを除くすべての一次産品が、サンパウロ州生産、そして同州から輸出されるのであれば、1 C M（商品流通税＝州の間接税）非課税措置をとっている。

さらに国際競争力を強化する目的で、連邦1 P 1税同称、最高15%までの税割引を製品に与えている。

なお、1 P 1について行なわれる手直しは、そのまま州1 C Mクレジットに（サンパウロ州の場合）適用される。

たとえば、繊維工業に与えられる1 P 1恩典は、賞与計算のために工業筋の取前が3%引上げられる。

工業製品税（I P I）は、旧消費税に代つたものであるが、連邦政府は、輸出振興のために改革を行つている。

I P I割引きには、二つの様式——停止と非課税がある。免税は輸出が工業筋によつて直接運ばれた場合にだけ与えられる。

一方、「停止」は輸出、税関監督下の倉庫、港湾倉庫、工業倉庫業者ら

に与えられる恩典である。

原料購入に関する税クレジットは、I P Iにも適用される。製品に関しては、税金額面が15%を最高限度として原料購入費にクレジットされる。

さらに同振興税は、税帖簿に黒字が出た場合、これを輸出製品用原材料供給者に振替え、通常の利用法が尽きたなら、商品類で受取ることを認められる。

所得税面からの恩典

I P I, I C Mのほか、所得税方面からの恩典もある。

たとえば、国家貿易審議会の決議第1, 第6, 第31の各号のいずれかに基づいて商品を輸出した企業はその輸出分に当る所得税の中から減税される。さらに所得税の中からは、コスト、海外における売込商談費用、宣伝費用、海外事務所、倉庫その他の費用差引が許される。

また、前年に比較して製品輸出を増加した業者、中銀に順当な手続きを経た上で、ロヤルティー名目で海外に技術援助、貸付金利を移した業者らには源泉免税が与えられる。

商業、政治、商品運輸上などのリスクをカバーするクレジット保険に対しては免税。

ドロウバック利用ワク拡大

ブラジル工業は、また原料輸入に依存せねばならないところから輸出商品製造に使用される外国商品には、税金停止、免税、償還のほか港湾手数料更新、運賃手数料無料などの恩典が与えられている。

これは、輸入品を再輸出するさいのもどし税、払い戻し金であり、いわゆるドロウバックだが、最近のC A C E X 通告第311号は恩典利用方法を大いに簡略にした。

同様にサービスに構成しなかつた手数料は証明書発給もるとも廃止され、今日では荷役にだけ手数料が残されている。

輸出金融機構の整備

税制恩典と並行して進められたのは、金融の円滑化である。

国際市場においては運転資金および貸付金利が8～10%であるところから政府は、その線に引下げ、商品の国際競争力強化をはかった。

CACEX通告第262号の枠内に入る輸出商品生産には、年利8%の運転資金貸出となり、その貸出機関には、国家経済開発銀行、伯銀も資金を供給することになった。

送り先に書類を180日以内に届ける売込に対しては、伯銀および市中銀行が貸出を行なつてよい。

以上のすべてのオペは為替契約を交わしたときに輸出業者が代金総額の80%を受取れる仕組みになつている。

これは、運転資金強化にも大いに役立つはずである。

伯銀貿易局の融資4項目

耐久消費財、生産財、あるいは中期消費財の輸出にさいしては、その輸出総額の80%まで伯銀貿易局から再融資される。

伯銀貿易局はまた、通商取引にさいし、次の融資を行なつている。

- 政府が振興品目の中に入れてある耐久消費財の委託販売ないし生産。
- 海外における企業となる技術、経済、工学両プロジェクトのサービス売込み。

(6) 政府の輸出振興措置

(資料の出所：)伯銀貿易局、サンパウロ州工業連盟貿易部

サンパウロ州工業連盟貿易部が工業界及び輸出業者のため、伯銀貿易局の資料に基き、輸出に関する連邦法及び州法の要点をまとめたもの。その機関紙“Industria e Desenvolvimento”1971年1月号からとつた。本資料は、1970年11月の時点でまとめているところから、その後、特典期限が過ぎたものがある。

輸出振興法は、

- イ 税制恩典
- ロ 金融
- ハ その他

の三つに大別され、これらがさらに振興税の種類、恩典を受ける品目、その他——に小区分される。

(注：なお本表は、あくまでも摘要であり、詳しくは大統領令、関係機関決議、州令などの資料を官報からとる以外に方法はない。)

第1部：税制憲典

	恩典のベース	法 律	摘 要
所得税	<p>1971年までの控除。製品輸出から得た利益に対する課税部分もふくまれる。</p>	<p>Lei第4663号(1965年6月3日発令) Decreto第56967号(1965年10月1日発令) Lei第5025号(1966年6月10日) Decreto第59607号(1966年12月28日) 回章GB9号(1967年11月9日)大蔵省 回章GB1号(1968年3月12日)大蔵省 Concex決議第6号(1966年11月17日) Concex決議第31号(1968年4月26日)</p>	<p>第5条に恩典内容が示されている。 Lei第4663号を規制化した。 Lei第4663号適用期間を1971年まで拡大。 Lei第5025号を規制化した(第101条)。 Lei第4663号に見る恩典を国内市場に対する売上げに適用する。ただし、その支払いは長期融資から生じた外資のCr\$交換で行なわれた場合にかぎる。 回章GB-9号適用期間を1971年までに拡大。 決議第1号の品目ワクを拡大。 決議第1号の品目内容を変更。</p>
か	<p>外国におけるプロモーションその他の費用を生産コストに繰入れる。</p>	<p>Decreto-Lei第491号(1969年3月5日) Decreto 第64833号(1969年7月17日)</p>	<p>第7条に恩典が示されている。 Decreto第491号を規制</p>
	<p>融資金を海外にふり替える場合。税金の</p>	<p>Decreto-Lei第491号(1969年3月5日)</p>	<p>第8条に恩典が示されている。</p>

	<p>被税ないし還元。</p>	<p>Decreto 第64833号(1969年7月17日)</p>	<p>Decreto-Lei第491号を規制。</p>
ら	<p>鮮魚または加工魚輸出による利益の一部を1972年いっぱいまで免税。</p>	<p>Decreto-Lei第221号(1967年2月28日) Decreto第62458号(1968年3月25日)</p>	<p>水産業振興状を取扱っている。 第2条に恩典が示されている。</p>
	<p>次の各ケースは源泉免税の対象となる。 ①外国代理業者の手数料 ②輸出為替を割引く金利と手数料 ③輸出の事前融資または融資のため外国で取付けたクレジットに対する金利と手数料。</p>	<p>Decreto第815号(69年9月4日)</p>	<p>第1条に恩典が示されている。</p>
	<p>雑多な支出を支払う名目で外国に振替える場合、減税ないし税金の還元。</p>	<p>Decreto-Lei第1118号(1970年8月10日)</p>	<p>第3条に恩典が示されている。</p>
	<p>先 税</p>	<p>Lei第4502号(1964年11月30日) Decreto第61514号(1967年10月12日) 大蔵省Circular第11号(1967年12月28日) 大蔵省Circular第12号(1967年12月28日) 大蔵省Portaria GB-1号(1968年3月12日)</p>	<p>大蔵省指示に基づき第7条は免税の場合を示す。 Lei第4502号を規制化した。 法律の適用について規制。 旅客用小切手で支払われる売上げに対し免税。 長期融資より生じた外資交換Cr\$によって支払われる国内市場での売上げに対し免税。</p>
	<p>工業製品税から</p>		

工業製品税から

	大蔵省Portaria GB-295号(1969年8月6日)	専用品の証明書類に規制上特出アズを合める。
税クレジット	Decreto-Lei第1,118号(1970年8月10日) Decreto-Lei第491号(1969年3月5日) Decreto第64,833号(1969年7月17日) 大蔵省Portaria第14号(1970年1月14日) 連邦税務局規制指示第11号(1970年2月24日) 大蔵省情報CST第323号(1969年10月27日) 大蔵省Portaria GB-248号(1970年9月10日)	恩典ワク内の商品リスト(補足リスト(補足リストはまだ)) 工業製品税から控除し得るもので税金動 定内にクレジットを認められる。 Decreto-Lei第491号を規制。 クレジット剰余分を第三者の工業に転用 する可能性を定めた。 大蔵省portaria第14号に取扱われる 振替に関する行政面限界を設けた。 税クレジット・システムおよび剰余分振 替について付属機関を指導。 連元名目での余剰クレジット補償。
停止	Decreto第61,514号(1967年10月12日) Decreto第64,833号(1969年7月17日) 大蔵省Circular第11号(1967年12月28日)	第8条「X」項は輸出目的で工場に発送 された商品に対する停止を設けている。 第22条は書き替えられ、第14条は輸 出に関連する輸入に対し、停止を設けて いる。 停止対象となる資金に対し、規制を設け た。
輸出商品生産にふり向けられる資本財 の輸入にさいしIPI(工業製品税) と輸入税を免税または減税。	Decreto-Lei第491号(1969年3月5日) Decreto第64,833号(1969年7月17日)	第13条に恩典が示されている。 Decreto-Lei第491号を規 制。

		<p>Conce x決議第53号(1969年10月23日)</p>	<p>恩典許与の基準を設定。</p>
<p>商品流通税から</p>	<p>工業製品の部</p>	<p>1967年1月24日憲法(1969年10月17日の改定第1号で新文章) Ato Complementar 第35号(1967年2月28日) Decreto-Lei 第406号(1968年12月31日)</p>	<p>第23条7項は製品輸出に対し全面免税。 第7条は上記の法規を規制。 融資による外資によつて支払われ、また競争結果にたる工業製品輸出と国内市場における売上げに対し、ICM免税。 第1次製品に対する税金なら最高税率を15%と定め、また貿易政策へ協力のため州政府が1968年12月31日から採用している現州税を50%まで引下げ可能性。</p>
<p>一次産品の部</p>	<p>税クレジット 還元(アマゾンナス州) 停止(エスピリト・サント州)</p>	<p>リオ・デ・ジャネイロ協定(1970年1月15日) Lei 第756号(1968年7月5日) Decreto 第8号(1967年7月4日)</p>	<p>工業製品税と相似した構造。 荷造りジュンタ全面還元(1970年12月31日迄) ピットリア港から出発のすべてに対し停止。 ただしコヒーと木材を除く。</p>

<p>減税 (前リオ・グランデ州)</p> <p>免税 (サンタカタリナ州)</p> <p>免税 (サンパウロ州)</p> <p>免税 (輸入品に対し)</p>	<p>Decreto 第 20.148 号 (1970 年 2 月 4 日)</p> <p>Decreto 第 7.679 号 (1969 年 2 月 20 日)</p> <p>Decreto 第 5.344 号 (1969 年 1 月 31 日)</p> <p>Lei Complementar 第 4 号 (1969 年 12 月 2 日)</p>	<p>大豆、モリスコ小麦、たばこ (葉または、なわ巻) マテ茶 (乾燥したもの)、クビオカ、マンジオカ粉、羊毛に対し 65%、食肉 43.5%、ばれいしよ 30% の減税。</p> <p>一次産品全部に対し適用。</p> <p>一次産品全部に対し適用 (コーヒーは除く)</p> <p>輸入免税またはドロウ・バック形式で入ってきた商品に対する免税。</p>
<p>輸入税を還元、停止または全面、部分減免税。</p>	<p>Lei 第 3.244 号 (1957 年 8 月 14 日)</p> <p>Decreto 第 53.967 号 (1964 年 6 月 16 日)</p> <p>旧 Sumoc の Instrução 第 279 号 (1964 年 9 月 10 日)</p> <p>Decreto 第 65.199 号 (1969 年 9 月 19 日)</p> <p>CPA の Instrução 第 7 号 伯銀貿易局 (Comunicado 153 (1964 年 9 月 14 日))</p>	<p>第 37 条によつてドロウ・バック制度採用。</p> <p>制度を規制化。</p> <p>ドロウ・バック・オペについて CACEX (伯銀貿易局) に為替カパー許与権を暫定的に CACEX に与えた。</p> <p>ドロウ・バック申請の順序と手続。</p> <p>ドロウ・バック申請の順序と手続。</p>

ドロウ・バックから

		<p>大蔵省Circular GB99号(1967年11月9日)</p>	<p>外国からの融資による外資より生じたCIF支払いに対し、国内市場への供給補充目的で入ってきた輸入品にドロウ・バック恩典のワクを拡げる。</p>
<p>他の税金、運邦手数料などの免税。</p>	<p>Lei第5,025号(1966年6月10日)</p> <p>Decreto第59,607号(1966年11月28日)</p>	<p>サービスに関し実質的な双務に相当するものでなければ、ドロウ・バックの場合、税金および手数料の全面免除。</p> <p>第9条はLei第5,025号第55条を規制化した。</p>	

<p>融資および税から</p>	<p>恩典のベース</p>	<p>法 律</p>	<p>摘 要</p>
	<p>ICM(商品流通税)免除。 (ドロウ・バックから)</p>	<p>Lei Complementar 第4号 (1969年12月2日)</p>	<p>秘密にドロウ・バック制度のワク内に入ればICM免税。</p>
<p>免税</p>		<p>Lei第5143号(1966年10月20日)</p> <p>中銀決議第40号(1966年10月28日)</p>	<p>国家通貨審議会に対し、税金除去および課税事項の決定権を与えている(第10条)。</p> <p>国際輸送の場合、輸出に対する保険クレジット、商品輸送保険などへの課税を除く。</p>

<p>燃料・潤滑油・電力の両単一税から</p>	<p>遺 元</p>	<p>Lei 第5.025号(1966年6月10日) Decreto 第59607号(1966年11月28日)</p> <p>Lei 第5025号(1966年6月10日) Decreto 第59607号(1966年11月28日) Decreto-Lei 第491号(1970年8月5日) Decreto-Lei 第1118号(1970年8月10日)</p>	<p>特別の場合(第59条)税金還元。 上記法規を規制化した。</p> <p>国内船舶の外航就航船に対し免税。 上記法規を規制化した。</p> <p>外国船に対しても免税恩典のワクを広げる。 国内企業にチャーターされた国内漁船に対し、免税。ただし、漁獲物は全部または一部が海外市場に向けられていること。</p>
<p>雑税・クオッタなど</p>	<p>掲載しない (Não incidencia)</p>	<p>Lei 第5.025号(1966年6月10日) Decreto 第59607号(1966年11月28日) Decreto 第58789号(1966年7月11日) Decreto-Lei 第27号(1966年11月19日)</p>	<p>双務サービスでなければ帰着を除去する。 上記法規を規制化した。</p> <p>港湾税非帰着を除外。 福祉クオッタと呼ばれる非帰着を除外し たほかDecreto-Lei 第27号 に見る除外事項を廃止し、代りにLei 第5.025号法規を回復した。</p>

第2部：金融面から

型	機	関	法	律	摘	要
生 産 面 へ	一般銀行網から		中銀決議第71号(1967年11月1日)		輸出向け製品(ブラジル商品規格第5.6.7.8の四種)製造に関する融資契約に対し、強化の意味で再融資特別ワグ。	
			中銀決議第135号(1970年2月18日)		中銀決議71号に扱われる再割引率限界を40%に引上げた。	
			CACEX通告第262号(1969年3月5日)		中銀決議第71号の特典ワグ内に入ったブラジル商品規格第2,第4両種の商品目を明示。	
	伯銀一般貸出課から (CREGE)		Decreto第54.105号(1964年8月6日)		企業資本民主化基金(FUNDECE)創設。これで輸出向け生産への融資をめざした(第4条単項, "Ietra" b")。	
	伯銀貿易局から(CACEX) 国家経済開発銀行から		旧Sumoc指示293号(1965年3月29日)		企業資本民主化基金の活動めざし、伯銀貿易局(CACEX)が伯銀各専門課と打合せできるよう許可を与えた。	
			伯銀定款CIC-General 4-38		製品輸出めざす運転資金貸出し。	
			国家経済開発銀行代表取締役会決議第318/68号(1960年10月25日)		運転資金貸出し特別基金(FINCIRO)創設。これで輸出向け製品の製造へ	

<p>テコ入れた。</p>	<p>伯銀貿易局の活動範囲内に工業製品生産、輸出への融資を加え、さらに中銀内に伯銀貿易局によつて操作される輸出融資基金 (Finex) を設置した。 上記法規を規制化した。</p> <p>伯銀貿易局が輸出融資基金をもつて資本財および耐久消費物の輸出融資を行なうことを許可した。</p> <p>委託輸出および研究とプロジェクトの売込みに対し、融資ワクを広げる可能性。</p> <p>国産品の輸出促進および海外市場における商談などの費用に対し、融資ワクを広げた。</p> <p>伯銀貿易局は輸出融資基金をもつて、高単価の資本財生産および生産過程180日間以上の商品生産に対し融資する。</p> <p>連將目的で国家貿易審議会決議第3、第43および第49号の規則を強化した。</p>
<p>輸出</p>	<p>Lei 第5.025号 (1966年6月10日)</p> <p>Decree 第59.607号 (1966年11月28日)</p> <p>CONCEX 決議第3号 (1966年9月17日)</p> <p>CONCEX 決議第43号 (1966年1月22日)</p> <p>CONCEX 決議第49号 (1969年7月11日)</p> <p>Concex = (国家貿易審議会)</p> <p>CACEX 通告第227号 (1969年7月23日)</p>
<p>資</p>	<p>ブラジルの銀行貿易局 (CACEX)</p>

第3部：その他の恩典

恩典のベース	法 律	摘 要
農収契約実行に対する保障	Decreto 第62,940号(1968年7月2日)	期限内として条件どおりに輸出契約を履行することに關し、輸出業者への保障。
委託輸出	<p>旧Sumoc 指示第274号(1964年12月16日)</p> <p>CACEX通告第156号(1964年12月28日)</p> <p>CONCEX決議第43号(1969年1月22日)</p> <p>CONCEX決議第46号(1969年2月6日)</p>	<p>製品の委託輸出方法を設定し、これの規則設定権をCACEXに与えた。</p> <p>指示第284号に対し、基準を定めた。</p> <p>委託輸出に關し、伯銀貿易局が輸出融資基金を融資金に使用することを許可。</p> <p>委託輸出は伯銀貿易局の事前検査を要する。</p>
輸出に対するクレジット保険	<p>Lei 第4,678号(1965年6月16日)</p> <p>Decreto 第57,286号(1965年11月18日)</p> <p>Lei 第5,025号(1966年6月10日)</p> <p>Decreto 第59,607号(1966年11月28日)</p>	<p>輸出に対するクレジット保険の法規。</p> <p>輸出クレジット保険オペに關する規則承認。</p> <p>貿易に關する保険政策ベース編成は、国家貿易審議会の担当と定めた。</p> <p>Lei 第5,025号を規制化した。</p>

	<p>Decreto 第61.867号 (1967年12月7日)</p> <p>Decreto 第62.447号 (1968年3月21日)</p> <p>Decreto-Lei 第826号 (1969年9月5日)</p>	<p>義務的な保険を規制化した。この中には輸出クレジットに対するものも含まれた。義務的な保険の発効期日についての決定権を国家民間保険審議会に与えた。輸出クレジット保険に対する義務性は国家民間保険審議会が国家貿易審議会を打診したのちに決定する。</p>
<p>日本、また類似品の送</p>	<p>Lei 第5.025号 (1966年6月10日)</p> <p>Decreto 第59.607号 (1966年11月28日)</p> <p>CONCEX決議第47号 (1969年6月20日)</p>	<p>見またた類似品の送出手続簡略化目的の措置は、国家貿易審議会の担当とした。Lei 第5.025号を規制化した。</p> <p>見またた類似品の送出手続はCONCEXの事前検査および輸出ギアを必要としない。</p>
<p>クルセイロ貨での輸出</p>	<p>CONCEX決議第47号 (1969年5月20日)</p> <p>ブラジル中銀GECAM (為替管理局) 通告第140号 (1970年2月24日)</p>	<p>“アリの取引”と呼ばれる国境地帯での貿易は、伯銀貿易局の事前検査および輸出ギアを必要としない。</p> <p>製品輸出に関する恩典可能性を示す。ただし、その製品はブラジルの銀行窓口利用の輸出業者クレジット勘定を通じクルセイロ貨で導びかれるにかぎる。</p>

<p>勦札に託札参加した企業、また落札に成功した企業に対する保障</p>	<p>国家経済開発銀行代表取締役会決議 第312/168号(1968年9月6日)</p>	<p>外国における勦札に託札参加した企業、また落札した企業に対し、国家経済開発銀行は、最低20万ドル、最高500万ドルの保障措置を取る。</p>
--------------------------------------	--	--

* 出所：ブラジル銀行貿易局(CACEX) 工業連盟貿易課。

(7) 為替管理法

1971年10月末現在、為替管理に関する最も新しい法令は、
1970年9月10日付通貨審議会の決定第158号である。

同決定は、中央銀行から同日公布された。

その全文訳は次のとおり。

中央銀行は通貨審議会が1970年8月26日付法律第5601号に
基き、本日行われた審議会により次の事項を決定したことを公告する。

I. 本決定中に規定された制限及び諸条件により為替オペレーションは
業務続行中の株式取引所で行われる限りにおいて中央銀行より正規
に許可された個人企業又は仲買人が契約を結ぶことができる。

II. 次の如き為替売買は前項で言及する規定から除外される。

a) US \$ 1,000,000 相当額又はそれ以下の額、又はそれ以外の外
貨。

b) 旅行小切手を含む手交市場(現金)

c) 銀行間オペレーション

d) 銀行内のオペレーション

e) 公立銀行が本項で言及するものに該当しない個人又は法人と行う
為替オペレーションを除き、連邦政府、各州、郡、連邦直轄区、協
会、混合経済体、自治体、半官半民の公社が介入するオペレーシ
ョン。

III. 為替のオペレーションで仲介者が徴収できる手数料は、オペレーシ
ョンの額に応じ、分けられた次のクラスをベースとし、オペレーシ
ョンの額にそれぞれの百分率を掛けた額をクルセイロに換算した額とす
る。

1) US \$ 500,000.00 (又はこれに相当する額の外貨) 以下…
…………… 0.1875 (%)

2) US \$ 500,000.00 以上 US \$ 1,000,000.00 以下……

..... 0.1250 (%)

3) US \$ 1,000,000.00 以上..... 0.0625 (%)

為替契約が延長された場合そのための手数料は徴収されない。

為替取扱い銀行が行う契約 (仲買業者を通さない) の場合で、US \$ 1,000.00 以下の場合は手数料は普通とられない。

IV 本決定に合致しない事項に適用されることができると他の諸項目は、引続き有効とする。

ブラジル (連邦直轄区) — 1970年9月10日

中央銀行 — エルナネ・ガルベアス総裁

2.4 商 業

(1) 販売組織 流通機構

ブラジルにおける流通機構は、商品経済の発達の流れや、取引の各段階にかけられる流通税の関係もあり、企業は流通経路をなるべく単純化しようと努力する。

卸売業者の介在の不可避な繊維製品、医薬品類、雑貨、食料品のような業種においては生産者 → 卸売業者 → 小売業者 → セールスマン → 消費者という形をとるが、家庭電気製品、乗用車・家具製造等の業種では一般に生産者 → セールスマン → 消費者ないしセールスマン → 代理店、小売り業者 → 消費者という単純な流通経路を辿る場合が多い。従つて

セールスマンの果たす役割はきわめて重要である。

(2) 金 利

(1) 運転資金 (Duplicate 割引き)

a) 商・工業 (企業) 60日まで

商・工業（企業）の場合

	60日以内	60日以上90日まで
利 子	1.0 (%)	1.0 (%)
コミッション	0.6 (%)	0.8 (%)
税	0.2 (%)	0.2 (%)
合 計	1.0 (%)	2.0 (%)

b) 商・工業（個人），其限に特に制限なく，利子は2%（最低）～3%（最高）までいろいろ。

(ロ) 約束手形の割引き

(a) 企 業：	利 子	1.0 (%)
	コミッション	2.0 (%)
	税	0.2 (%)
	計	3.2 (%)

(b) 個人の約束手形は割引きが困難。

資本市場

	1968年	1969年	1970年
銀行利子（年）	3 2.4 %	2 4.0 %	2 2.0 %
国債利率	4 3.0 %	2 3.0 %	2 3.0 %
為替手形利率	3 1.5 %	2 9.0 %	2 8.5 %
為替手形残高①	4,593	6,183	8,038
S P証券市場②	3 5 3	1,059	1,900
リオ証券市場	2 5 9	1,638	2,900
B V指数 ③	1 9 2	6 6 7	1,071

(3) 商品規格 特になし。工業製品、商品の大部分が欧州、米国、日本などのアイデア、規格を基礎にしてつくられたものであり、これら先進国の国際的規格がそのまま通用している。JISマークのような規格はブラジルでは未だ実際に採用されていない。

(4) 工業特許

1967年2月28日の法令第254号によつて規制せられた工業所有権法典に依り工業所有権は次ぎの方法に依つてその所有者の権利が保護せられている。

- a) 発明特許ならびに工業意匠の登録の許与
- b) 商工業又はサービスの為の商標、会社名、会社のタイトル、社章宣伝又は商業目的をもつ表示又は表識の登録の許与
- c) 出所が虚偽である表示の禁圧
- d) 不当な競争の抑圧

商標並びに工業特許の特権を得る為には連邦の工業所有権局に出頭出願しなければならない。出願は、該当本人又は正式に辯護士会に登録せられた辯護士を通じ又は委任状を渡してサービスを実施する専門取扱業者の手をわずらわしてもよい。

発明の特許工業用図案および型の特許は申請書提出の日付から20年或いは、もし特許証の下附が出願後5年たつた場合は特許証下附の日から15年有効である。

商工業又はサービス用商標、会社名、会社のタイトル、社章については有効期間10年、宣伝用表現又は表示は証明書発行の日から計算して3年であるが、その期間は同じだけ一回延長することが可能である。

上記の特権は次の理由により喪失される。

1. 其の権利が法律的に擁護される期間が満了した時(商標の場合所有者が期間の延長申請の手続をしない場合)

2. 所有主が自発的にその権利を放棄した場合

3. 時効になつた場合

工業特許及び商標は、最初の所有主より第三者に名義変更される事が出来るし、且、工業特許の場合は、その発明特許の所有者とライセンスの使用契約書を取りかわしてそれを使用し得る可能性がある。いずれの場合に於ても、そういった場合は、工業所有権局に通知されなければならない。

(5) 税 制

66年10月25日付法律第5172号による税制改革法により、更めて租税公課として税金、課徴金、公共事業に対する受益負担金の三つが定められた。

1. 税 金

A. 貿易税

1. 輸入税

2. 輸出税

B. 資産所得税

1. 農地税

2. 家屋ならびに土地税

3. 不動産移転税

4. 所得税

C. 生産、流通税

1. 工業製品税

2. 商品流通税

3. 金融取引税

4. 通信運輸税

5. サービス税

D. 特別税

1. 燃料潤滑油，電力，鉄物税
2. 臨時税
2. 課徴金
3. 公共事業に対する受益者負担金

1. 税金

A. 貿易税

1. 輸入税

連邦税でブラジル領土内に輸入される外国商品に課される。

納税者は、

- I 輸入業者または、これに該当するもの。
- II 押収あるいは、放棄された商品の公売で落札したものの。

2. 輸出税

連邦税でブラジル領土外に輸出される国産品に課される。

納税者は輸出業者またはこれに該当するもの。

B. 資産所得税

1. 農地税

農地の所有にかかる連邦郡，郡部は所在する不動産に対し，民法の規定する所有または使用収益権がある場合に課される。

納税者は不動産の所有者，使用収益権者または同権利の保有者。

2. 家屋ならびに土地税

都市の土地，建物所有にかかる市税で市部に所在する不動産に対し，民法で規定する所有または占有がある場合に課される。

なお，市令によれば，市部とは公共機関によつて建設または維持

される。

下記サービスのうち、少くとも二項目を満足する地域をいう。

I 雨水溝を持つ歩道

II 水道網

III 下水網

IV 街路照明網

V 不動産所在地より最大3 Km内に小学校または保健所を有する。

また、当局によつて承認された分譲地が住宅、商工業に向けられる市街用地であれば、上記条件を満足しなくとも市部と考えられる。

納税者は不動産の所有者、使用収益者、占有者が支払う。

3. 不動産移転税

不動産と、その権利の移譲にかかる州税で、次の場合、課税される。

a . 民法で規定する不動産の所有権、使用収益権、または占有権の移譲。

b . 保証権を除き、不動産権の移譲

c . a およびb の不動産移譲権の移譲

死亡にもとづく遺産相続人への移譲はケースが多い。納税者は上記関係者。

4. 所得税

所得に対してかかる連邦税で次の場合に課される。

a 資本または労働、あるいは両者の賃金によつて生み出された所得

b 前項a 以外による資産増大をもたらす収入

納税者は所得と収入を受ける者。また法律は源泉徴収を認めている。

C. 生産・流通税

1. 工業製品税 (I P I)

工業製品にかかる連邦税で、次の場合に課される。

- a. 外国よりの購入品の通関
 - b. 納税者の事業所から搬出される時
 - c. 押収または放棄された商品が公表に付され、落札したとき
- 工業製品とは物品の性質または目的を変更するか、あるいは消費に適するよう加工されたもの。

納税者は、

- a. 輸入業者またはこれに該当するもの
- b. 工業家または、これに該当するもの
- c. 工業家に課税該当品を供給する商人
- d. 公表に付された押収品または放棄品を落札したもの

2. 商品流通税 (I C M)

商品の流通にかかる州税で商業、工業または生産者の事業所より搬出される時に課される。商品が動かなくて、商品の所有が移転したときは搬出とみなされる。

商品が同じ州内の倉庫に移される時は、次の場合、送元の事業所で搬出が行われたとみなす。

- a. 倉庫から商品を引出すとき。但し、送元の事業所に返送される場合を除く。
- b. 商品の所有が移転したとき。

納税者は商品搬出を行う商人、工業家または生産者。商品の流通操作を常に行っている個人、法人も、商人、工業家または生産者と同等とみなされる。法律は納税責任について次のように規定している。

- a. 商人または工業家に仕向けられた商品の搬出に当って、生

- 産者が未納の税金については商人または工業家が責任を負う。
- h . 小売商人が未納の税金は、商品価格に30%までを加算したものを基礎にして、工業家または卸売商人が責任を負う。
 - c . 組合員によつて生産者組合に渡された商品の税金については、生産者組合が責任を負う。

法律によれば、行商に使用される車両を含めて、商人、工業家、または、生産者の各事業所は永続的と臨時的とを問わず、独立した納税者と見做される。

3. 金融取引税

クレジット、為替、保険および手形、有価証券の取引操作にかかる連邦税で、次の場合に課される。

- a . クレジット操作の場合、クレジットの全部または一部が借受人に渡されたとき、あるいは、その使用に供されたとき。
- b . 為替操作の場合、国内又は外国通貨を渡して為替取組を行つたとき、または渡された内外通貨に相当する為替を関係者の使用に供したとき。
- c . 保険操作の場合、法律の定めるところに従いアポリス（保険証券）または、これに相当する書類を発行するとき、あるいは保険金を受けるとき。
- d . 手形、および有価証券操作の場合、法律の定めるところに従い、発行、譲渡、支払または償還のとき。

以上の納税者は操作の関係者

4. 通信運輸税

運輸、通信サービスに対する連邦税で、次の場合に課される。

- a . 同一市郡内に止まる場合を除く、すべての運輸サービス
- b . 送受信が同一市郡内に止まり、他の市郡ではキャッチされないものを除くすべての送受信通信サービス

5. サービス税

連邦または州税のかからないすべてのサービスを企業または個人企業が提供するときに課される市税

サービス税の対象となるものは

- a. 機械、工具または車両の使用にかかわらず、最終消費者に労働を提供する場合
- b. 不動産の貸借
- c. 宿泊または保管のため不動産の空間の貸借

上記の場合、商品供給を伴う場合は商品流通税を課されるが、サービスの提供が主目的であり、平均月の収入の3.5%を占めるときは流通税を適用しない。

納税者はサービスの提供者

D. 特別税

1. 燃料、潤滑油、電力および鉱物に関する税金

連邦税でつぎの場合に課される。

- a. 物品の性質目的を変更するか、消費に適合するよう加工する場合の生産
- b. 外国品の輸入
- c. 商品の流通、商業、工業または生産者事業所から商品が搬出されるとき
- d. 消費者または大衆販売人、製品を仕向けるための配給
- e. 大衆販売の消費段階

電力も工業製品として対象となる。課税は上記各項のうち一つの場合にのみ行われ、他のあらゆる税金も排除する。

2. 臨時税

緊急事態または戦争の時に施行される連邦税。一時的性質のも

ので平和条約から算えて5年以内に解消される。

2. 課 徴 金

連邦，州，連邦首都または市郡が各々，その権限内で課すもので，行政権の正常な行使，または納税者に提供される公共サービスの実際または潜在的な使用の際に課される。

行政権の行使とは，治安，衛生，秩序，風俗，公安，または個人，集団の所有権と権利に関して公共の利益を擁護するため，権利，利害または自由を限定，規制しながら行う調整行動をいう。

正常な行使とは，合法的プロセスに従い，権力の乱用を避けて任務を遂行することをいう。

本項に関する公共サービスには次のものがある。

1. 納税者が利用するもの
 - a. 納税者が実際に用益するもの
 - b. 行政活動によつて一方的に提供されるものの潜在的利用
2. 利用，公共の必要性が一部のものに限定される特殊なもの
3. 用益者の各々によつて利用度が異なるもの

3. 受益者負担金

連邦，州，連邦首都または市郡が，公共不動産の改良のために行う工事コストを賄うために徴収するもので，徴収金額は工事に応じて一定限度がある。

「工業振興税の有効期間拡大」

大統領令第1,132号(11月13日)。

大統領令第46号(1966年11月18日)第1条に見る有効期間を1970年12月31日まで拡大する。

大統領第46号輸入免税である。対象となる品目は、設備、機械、機器、部品、工作機などであるが、これらの製品が次の工業部門に使用されることが条件。

- (1) 食料品工業。
- (2) 繊維工業。
- (3) 化学。
- (4) 電子、電気資材。
- (5) 建設。

「IPI(工業製品税)」の改正

大統領令第1,133号(1970年11月16日)は、IPI(工業製品税)に改正を加えた。

2.5 社 会 一 般

(1) 人口分布

領土総面積：8,511.965 km²

地 方

州/直轄区	面積 (km ²)	人口*(千人)	所在地	庁人口	平気気温	庁の標高(m)
北伯 (NORTE)						
ロントニア直轄区	24,304.4	129	ポルトベリヨ	93	26.4	98
アクレ州	15,258.9	215	リオブランコ	80	26.0	160
アマゾナス州*①	15,644.5	961	マナウス	279	27.3	21
ロライマ直轄区	23,010.4	46	ボアビスタ	40	29.5	99
パラ州 *②	12,480.42	2,048	ベレム	625	26.5	10
アマパー直轄区	14,027.6	119	マカツパー	81	27.9	12
北東伯 (NORDESTE)						
マラニョン州	32,866.3	3,776	サンルイス	242	26.5	4
ピアウイ州*②	25,093.4	1,462	テレジーナ	208	28.3	72
セアラ州 *②	14,801.6	3,992	フォルタレーザ	960	26.8	16
リオグランデドノルテ	53,015	1,333	ナタール	265	26.3	31
パライバ州	56,372	2,322	ジヨンペンソール	203	26.5	5

州/直轄区	面積 (km ²)	人口* (千人)	所在地	人口	平均気温	行政標高(m)
ペルナンブーコ州	98,281	4,008	レシーフエ	1,195	25.5	2
アラゴアス州	27,731	1,439	マセイオー	237	26.1	4
F. デノロニーヤ直轄区(島)*③		-	-	-	26.9	-
セルジッペ州	21,994	874	アラカジュ	169	26.0	2
バイア州	561,026	7,195	サルバドール	975	25.3	6
南東 (SUDESTE)						
ミナスジェライス州*④	587,172	11,996	ベロオリゾンテ	1,333	21.2	852
エスピリトサント州*④	455,866	1,586	ビクトリア	140	24.3	2
リオデジヤネイロ州	42,912	4,856	ニテロイ	320	23.6	3
グアナバラ州	1,356	4,394	リオデジヤネイロ	4,394	23.7	5
サンパウロ州	247,898	17,766	サンパウロ	6,339	19.0	731
南 伯 (SUL)						
パラナ州	199,554	8,265	クリチーバ	707	16.4	905
サンタカタリナ州	95,985	2,877	フロリアノポリス	142	20.6	24
リオグランデドスール州	282,184	6,900	ポルトアレグレ	1,026	19.5	10
中部西伯 (CENTRO-OESTE)						
マトグロソ州	123,549	1,518	クイアパー	97	25.7	219

ゴイアス州	494,675	> 34,500	ゴイアニア	427	23.3	764
テイストリットフェデラル	5,814		ブラジリア	440	20.8	1,152

* : 1970年7月現在における州/直轄区推定人口, 同じく人口(同年9月国勢調査以前)

*①: アマゾンナスとパラナ州間には境界線不確定のため生じた2680 km²がある。

*②: ピアウイー〜モアララ州間にも同じように2614 km²の面積がある。

*③: フェルナンド・デ・ノローニヤは大西洋上の離れ島で軍事価値しかない。

*④: ミナス〜P. サント両州間には「セーラ・ドス・アイモレス」と呼ばれる広大な所属未確定地帯が

あり, その人口は推定87万5000人。

[出所] 企画省地理統計院発行「Anuario Estatístico do Brasil」1970年版

(2) 地域別人口分布

地方別面積・人口・人口密度

地 方	面 積	入 口	密 度
	(1000km ²)	(1000人)	(1km ²)
北 伯	3,581	3,156	0.9
北 東 伯	1,549	28,182	18.2
南 東 伯	925	39,584	42.7
南 伯	548	16,306	28.2
中部西伯	1,879	5,009	2.6
全 国	8,512	92,237	10.9

(1970年の国勢調査による)

(3) 人口動態

人口動態

年 次	人 口	自然増加率%
	(1000人)	
1850	7,200	1.5%
1900	17,438	2.4%
1950	51,944	2.4%
1960	70,967	3.1%
1970	92,237	2.7%

※人口自然増加率は1年につき。

(4) 主要都市の人口 (単位1000人)

都市名	1950年	1970年
サンパウロ	2,228	5,902
リオデジャネイロ	2,413	4,297
ベロオリゾンテ	360	1,233
レシーフェ	534	1,079
サルバドル	424	1,001
ポルトアレグレ	401	886
フォルタレーザ	280	842
クリチーバ	184	603

(5) 労働情勢 (単位1000人)

	(推定)		
	1968年	1969年	1970年
合計	28,723	29,118	30,295
就業者	27,969	28,455	29,570
完全失業者	2.6%	2.3%	2.4%

(6) 賃金 (最低と平均) (月当りCr\$)

	1968年	1969年	1970年
最低 ㉑	130	156	187
平均 ㉒	288	364	460

㉑：サンパウロ州 ㉒：グアナバラ州

(7) GNP, 成長率, 国民所得

	1968年	1969年	1970年
GNP (百万ドル)	29,600	32,200	35,260
成長率	8.1%	9.0%	9.5%
一人当り国民所得	339	359	382

※ 単位：1ドル

(8) 産業別生産率

産業別生産率 (GNPに対する%)

	1950年	1960年	1970年
農 業	26.2%	21.0%	17.5%
工 業	23.4%	29.5%	32.0%
サービス	50.4%	49.5%	50.5%

(9) ノワオバラ州消費者物価上昇率

	1968年	1969年	1970年
	2.50%	2.42%	2.09%

(10) 電力消費 (100万KW 時)

	1968年	1969年	1970年
	31,400	34,435	33,422

(11) 住宅建築

	1967年	1968年	1969年
軒 数	7,964	15,644	15,817
面積 (1000m ²)	775	1,392	1,364

02 社会・文化関係 - 1968 -

〔厚生〕

病院数	3,397
厚生サービス	5,411

〔教育〕

小学生	134,909
教員	423,145
就学児童	11,943,506
高・中学校	12,801
教員	211,140
高・中学入校生	3,205,689
大 学	1,712
教授・講師	44,706
大学入校生	278,295

〔レクリエーション〕

映画館数	3,079
劇場	91
ラジオ放送局	990
テレビ放映局	40

〔単行本〕刊行本

発行部数	225,500,677
------	-------------

〔報道関係紙・誌〕新聞数

一日の発行部数	3,620,000
週刊・旬刊・月刊誌など	631
ひと月の発行部数	23,100,000

3. ブラジルの投資環境に関する調査

3.1 経済安定度

(1) 通貨物価の安定度

リオ・デ・ジャネイロとサン・パウロの二大都市の生計指数は1971年4月、総合で0.8%（70年4月=0.7%）、1月～4月累計で5.6%（70年同期=5.1%）。サン・パウロのそれは4月1.33%（70年同月=1.36%）、1月～4月=8.5%（70年同期=5.48%）。

資料：ゼツリオ・ヴァルガス研究所

リオの生計費指数上昇率

	4 月		1 月～4 月	
	1 9 7 0	1 9 7 1	1 9 7 0	1 9 7 1
食 料 費	-0.1	0.6	4.3	7.6
衣 料 費	0.8	1.0	4.0	4.8
住 居 費	0.9	0.5	3.2	1.7
家 庭 用 品	1.5	1.5	5.2	5.2
医 料 費	0.5	1.1	8.0	4.7
サービス(個人)	2.3	1.3	11.1	8.9
サービス(公共)	1.0	0.5	3.9	1.4
総 合	0.7	0.8	5.1	5.6

サン・パウロの生計費上昇率%

1971年1月～7月

	サン・パウロ市 調 査	労働者各組合協同経 済社会研究会資料
食 料 費	18.2	18.5 (%)
住 居 費	4.9	13.8
衣 料 費	8.7	10.5
保 険 費	16.8	8.1
住 居 維 持 費	7.8	19.1
家 具 ・ 用 具	19.9	13.6
交 通 費	13.9	14.3
衛 生 費	—	14.2
教 育 費	—	21.1
リクリエーション・ タバコ	14.8	16.8
燃 料 費	—	12.9
そ の 他		11.3
総 合	15.4 (%)	14.1 (%)

1～7月(1971)で最も値上りの激しかったものは野菜の5.1%、次いで脂・調味料の3.5.8%穀物、マカロニー類・粉類が2.3.8%、牛乳及び酪農製品1.5.2%肉及び肉製品。

(2) 為替相場の安定性

為替相場の変動(1969年12月~1971年10月20日)

	買 単位Cr\$	売 り 単位Cr\$
1969年12月18日	4,325	4,350
1970年 2月 4日	4,380	4,410
3月25日	4,460	4,490
4月18日	4,530	4,560
5月10日	4,590	4,620
7月24日	4,620	4,650
9月18日	4,690	4,720
11月 4日	4,780	4,810
11月18日	4,830	4,860
12月21日	4,920	4,950
1971年 2月 9日	5,000	5,030
3月22日	5,080	5,110
5月 3日	5,160	5,195
6月11日	5,260	5,285
8月 5日	5,370	5,405
9月13日	5,470	5,503
(10月22日現在)	同上	同上)

(3) 外資導入に関する政策

1964年4月の革命以降成立したカステロ・ブランコ、コスタ・イ・シルバおよびメジシ大統領を首班とし軍部を背景とする政府は、一貫して、外国資本を歓迎する政策をとってきた。これはカステロ・ブランコ大統領時代の経済企画・大臣ロベルト・カンボス(国際的に有名な経済学者でピアソン報告の起算委員の一人)およびコスタ・イ・シルバおよびメジシ大統領のもとに、大蔵大臣としてブラジル経済に今日の安定成長をもたらした功労者であるデルフィン・ネットがいずれもが、外国資本がブラジル経済に与えている大きな貢献を認識しているからである。こうした事情にかんがみ、ブラジルはいわゆる"軍事政権"であるから外資導入に対し、きびしい政策をとっているのではないかと想像するむきがあるとしたならば、それは認識不足であり逆説的でない方であるが、いわゆる軍事政権であるからかえって投資環境がよいといえるのである。このことは、ブラジルの軍部は、特権階級ではなく、中産ないし下層階級の家庭の子弟で構成されており、健全な中産階級の意向を反映する安定勢力としての役割を自覚しており、経済は経済の専門家に任せるという態度をとっている。これがロベルト・カンボスやデルフィン・ネットのような専門の経済学者の起用を可能とし、前述のような外資導入政策がとられた原因となっている。従って、もし、ブラジルが、現在、完全な民主制度をとっているなら、むしろ外資導入に対し、これこれを排撃して、人気をとろうとするデマゴグ政治家が抬頭し、現在より外資導入に対し、きびしい政策をとっていたのではないかと想像される。

勿論現在といえども国内企業を保護するための、外資に制限を加えようとするグループが存在しないわけではないが、このグループは、外資を排撃すべきであるといっているのではなく、ブラジルにおける外国企業が、国内企業よりも銀行融資の享受の点などで有利な立場にあるので、それを改善し外国系企業と内国企業をイクオール・フットイングにおく

ような措置をとり、外資が内国資本を補完するような政策をとるべきであると主張しているにすぎないのである。

この意味で、サン・パウロ州工業連盟 (Federacao de Industria e Centro de Industria do Estado do a Paulo) 略称 FIESP - C I E S P の会長であるテオバルド・デ・ニグリス (Theobaldo de Nigris) 氏がかって外資に対しては " 最小の規制を最大の便益 " " Maximo Incentivo e Minima Exigencia " を与うべきであると述べたのは、示唆に富む言葉である。

なお、同工業連盟の副会長ジョゼ・ミンドリン (Jose Mindlin) 氏は貯蓄性向が低く国内資本の乏しいブラジルにおける外国資本導入の役割を高く評価しているものの、ラフタ加盟諸国と共通な " 外国資本導入法 " (Estatuto do Capital Estrangeiro) を設定すべきである (この法律は外資に内国資本の補完的役割を与えるべく最小限に規制するためラフタ諸国に普通の基準を設けようとするものである。) との意見を表明したが、これは、政府当局の見解ではない。

政府の見解としては、メジソン大統領がしばしば外資を歓迎する旨の声明を行なっているほか、1970年4月末、デルフィン・ネット蔵相は、" 現在の消費水準を犠牲にすることなく、経済発展を高率に維持するためには、外資導入を歓迎すべきである " と声明し、外資が導入されれば、国内で資本の調達をするために必要な消費の節約が行われなくてもすむ。すなわち、外国で行われた貯蓄により作りだされた外資は、その分だけ国内の消費を促進すると説明するとともに " 外資の利潤送金が国際収支に問題を起こすことはなく、ブラジルは輸出を増加することによって利潤の支払が出来るように資本の流動性を高めるよう努力すべきである " と述べていることは、政府当局のこの問題に対する公式を見解を明らかにしたものと見えるであろう。

もともと若手指導者の中には、主要工業とくに重化学工業分野におい

ては国内資本の比率を常に半分以上にしようとする考え方があり、これまでの導入方針、すなわち"導入時は自由で送金に規制を作る方式"から"導入時においても外資をセレクトし、合併会社における内国資本の優位性を確保したい"との傾向があることは事実のようである。100%外国資本による重要工業の設立は時間と共に可能性が薄くなるうと予想されるので合併でない進出は時宜を失しないようにすべきであろう。

3.2 為替制度

(1) 利益配当の外国送金に対する規制

利潤送金規制法

利益送金規制法の要旨は次の通りである。

外国資本は、国内資本と同一の条件で扱われ、法令にない差別は行なわれない。

外資は直接投資・融資（借款）あるいは、現物投資等、すべて中銀に登録する義務があるのみならず、元本償還、外国資本の再投資、利益、配当、ロイヤルティ、などを外国へ送金する場合も中銀に登録しなければならない。

国際収支に重大な不均衡が生じた時、またはそのおそれがあるとき、一定期間利潤送金を登録資本の年10%に制限することができる。（但し現在まで、この規定が発動されたことは一也没有。）

しやじ的消費財およびサービスの生産活動に投資される外国資本に対しては、年間の利潤送金は、登録資本の8%に制限される。

1963年から3カ年間に送金された資本および再投資の年平均12%を上回る場合次の追加所得税がされる。

12～15% → 40%

15～25% → 50%

25%以上 → 60%

本法はなお、ローヤリティの送金の送金について規定すると共に、企業のバランスシートにおいて、外国の自然人および法人に属する資本のシェア・融資・利益・配当・利子を明らかにする義務をしている。

このほか国庫および政府金融機関が、外国から受けた融資に与える支払保証の条件・外国系銀行の営業範囲、外国系企業の国内資本市場へのアクセス（接近）の条件、さらに、所得税減額の対象となる利益とその税率なども規制している。

(四) 非常住者に対する利益配当には25%の源泉税が行われる。

3.3 機械器具、部品、原材料輸入と難易

政府は輸出品を製造する工業のための設備の輸入に対し免税を行う措置をとっている。大蔵省のDecreto - Lei - 第491号（1969年3月6日）第13条Decreto 第64.833号（1969年7月26日）第19条による、輸出工業の新設備、設備拡張、再整備又は輸出約束プログラムにつながる資本財輸入に対し減免税の許可を与えることができるという決定がそれである。

一方CONCEX（国家貿易審議会）は決議第53号（1969年10月23日）を発してその減免税の恩恵レベルおよび条件を設定した。

CACEX（伯銀貿易局）週報第229号（1971年2月）によると1970年12月31日までこのCONCEX決議第63号許可件数は計63件、これに付帯する輸出約束の金額は3600万ドルにのぼる。下記の表は許可内容を部門別にみたものであるが、鉄鉱石採鉱工業から動物毛髪にいたる。あらゆる部門に、参加率に大小の差こそあれすべてを網羅している。輸入の難易をはかる材料として役立つものと思われるので記載した。

CONCERX決議第53号の特典利用の適用

(1969/1970年)

特典利用の工業部門	輸入額(CIF) (ドル)	推定免稅額 (ドル)	付帯輸出額 (ドル)	参加率
鉄 鋳 石	1856500000	746550632	2503050632	72.62%
木 材	157144244	110142038	268377972	7.48%
紡 績	108710174	79586774	188886145	5.27%
電気材と電子	62425515	49711707	112137172	3.13%
陶 器	55708949	34058484	94636639	2.64%
シ ー ル 麻 原 料	44415064	27781484	72256548	2.02%
飲 料	25000000	16469375	41469375	1.16%
インスタント・コーヒー	22633128	18732189	41365317	1.15%
果実とジュース	23397759	14796057	38192816	1.06%
鉄 金 属 製 品	22035385	12027993	34063378	0.95%
化学薬品などの製品	11522035	8102830	19624865	0.55%
ガラス・クリスタル製品	7649121	6159163	13808284	0.39%
石 綿	7821280	4669605	12490975	0.35%
機械や自動車部品など	7528295	3897561	11425856	0.32%

茶・マテ茶・森味料など	56489.00	42622.71	92111.71	0.36%
動物毛髪の原料	45231.99	17315.86	62547.85	0.17%
ブラシ・ピンセットなど	30355.49	25503.88	55859.37	0.15%
玩具その他の類似品	22947.51	13700.75	42393.11	0.12%
ココアとチョコレート	26311.48	10360.71	37172.19	0.10%
はき物と皮革製品	15941.09	12455.18	28396.27	0.08%
寶石と半貴	3292.35	2572.40	5864.75	0.02%
たばことその他の製品	2357.06	719.38	3628.47	0.01%
総計	24322.435.46	11462601.09	35846853.46	100.00%

なお輸入の難易をはかるもう一つの重要な資料として、"Pautes de Valores Minimos"があるが、次の機会へゆずる。詳しくはC. P. A. (Conselho de Politica Aduaneiro関税政策評議会)の決定第113号及び同第824号参照。機械器具・部品・原材料輸入に対する制限は特になし。

3.4 機械器具の輸入税

()内はIPI-工業製品税

8.4.08	0101	航空機用エンジン(タービン式及びその他)	7%	(5%)
	0102	及び同部品		
	0109			
8.4.08	9300	航空用以外のタービン式エンジン(ガソリン燃料)	15%	(5%)
8.4.11	0400	ペンキ塗用又は類似の目的に使用する携帯用コンプレッサー	55%	
8.4.11	0700	冷凍用コンプレッサー	30%	(5%)
8.4.14	0100	工業又はラボラトリー用窓	55%	(5%)
	0200			(5%)
8.4.15	6800	金属製鋳造作用機械	30%	(5%)
8.4.4	0101	手動ローリング・マシン (自重50kg以下)	45%	(5%)
8.4.4	0199	手動ローリング・マシン (自重50kg以上)	30%	(5%)
8.4.4	0400	チューブ用ローリングマシン (自重10000kg以下)	37%	(5%)
8.4.4	0500	チューブ用ローリングマシン (自重10000kg以上)	20%	(5%)

84.44	02.00	平板用ローリングマシン (自重5000kg以上)	45%	(5%)
84.44	06.00	線製作用ローリングマシン (自重10000kg以下)	45%	(5%)
84.44	07.00	線製作用ローリングマシン (自重10000kg以上)	30%	(5%)
84.44	98.00	ローリング・マシン用シリンダー及びそ 99.00 他のローリングマシン・シリンダー	45%	(5%)
84.45	01.00	オリゾンタル(水平)旋盤(万能卓上型)	45%	(5%)
84.45	03.01	ターレット旋盤 (3000kg以下オリゾンタル卓上式)	45%	(5%)
84.45	04.00	ターレット旋盤 (3000kg以上 ")	30%	(5%)
84.45	05.00	正面旋盤(3000kg以下)	45%	(5%)
84.45	06.00	正面旋盤(3000kg以上)	30%	(5%)
84.45	07.00	完全自動旋盤	20%	(5%)
84.45	08.00	完全ナライ旋盤	20%	(5%)
84.45	09.00	立て旋盤(3000kg以下)	45%	(5%)
84.45	10.00	立て旋盤(3000kg以上)	30%	(5%)
84.45	11.00	その他の旋盤	45%	(5%)
84.45	13.00	自動フライス盤	20%	(5%)
84.45	14.00	万能フライス盤	20%	(5%)
84.45	15.00	立てフライス盤(自動を除く)	20%	(5%)
84.45	16.00	横フライス盤(自動を除く)	20%	(5%)
84.45	17.00	その他のフライス盤	20%	(5%)
84.45	18.00	形削り盤(500kg以下)	45%	(5%)
84.45	19.00	形削り盤(500kg以上)	30%	(5%)

8 4.4 5	2 0.0 0	ブライナー (2,0 0 0 kg以下:トランレ ーション単式運動テーブル付)	3 0 %	(5 %)
8 4.4 5	2 1.0 0	ブライナー (2,0 0 0 kg以上: ")	2 0 %	(5 %)
8 4.4 5	2 5.0 0	ラジアル・ボール盤 (2,0 0 0 kg以下)	3 0 %	(5 %)
8 4.4 5	2 6.0 0	ラジアル・ボール盤 (2,0 0 0 kg以上)	2 0 %	(5 %)
8 4.4 5	2 7.0 0	卓上ボール盤 (1,0 0 0 kg以下)	3 7 %	(5 %)
8 4.4 5	2 8.0 0	卓上ボール盤 (1,0 0 0 kg以上)	2 5 %	(5 %)
8 4.4 5	2 9.0 0	直立ボール盤) (単軸又は二軸多軸 1,0 0 0 kg以下)	3 7 %	(5 %)
8 4.4 5	3 0.0 0	直立ボール盤 (単軸又は二軸 1,0 0 0 kg以上)	2 5 %	(5 %)
8 4.4 5	3 1.0 0	多軸ボール盤 (ワンヘッド多穿孔式: 1,0 0 0 kg以下)	3 7 %	(5 %)
8 4.4 5	3 2.0 0	多軸ボール盤 (ワンヘッド多穿孔式: 1,0 0 0 kg以上)	2 5 %	(5 %)
8 4.4 5	3 5.0 0	その他ボール盤 (1,0 0 0 kg以下)	3 7 %	(5 %)
8 4.4 5	3 6.0 0	その他 " (1,0 0 0 kg以上)	2 5 %	(5 %)
8 4.4 5	3 7.0 0	万能横中グリ盤 (横)	2 5 %	(5 %)
8 4.4 5	3 8.0 0	万能立中グリ盤 (立て)	2 5 %	(5 %)
8 4.4 5	4 0.0 0	マルチ中グリ盤 (1,0 0 0 kg以下)	3 7 %	(5 %)
8 4.4 5	4 1.0 0	マルチ中グリ盤 (1,0 0 0 kg以上)	2 5 %	(5 %)
8 4.4 5	4 2.0 0	その他の中グリ盤 (1,0 0 0 kg以下)	3 7 %	(5 %)
8 4.4 5	4 3.0 0	その他の中グリ盤 (1,0 0 0 kg以上)	2 5 %	(5 %)
8 4.4 5	4 4.0 0	横ブローチ盤	5 5 %	(5 %)
8 4.4 5	4 5.0 0	立てブローチ盤	5 5 %	(5 %)
8 4.4 5	4 6.0 0	回転ブローチ盤	5 5 %	(5 %)

84.45	47.00	その他のブローチ盤	55%	(5%)
84.45	49.00	金切り帯のこ盤	25%	(5%)
84.45	50.00	金切り丸のこ盤	25%	(5%)
84.45	51.00	その他の金切りのこ	25%	(5%)
	52.00	又はディスクの切断機		
84.45	60.00	万能形削り盤	30%	(5%)
84.45	61.00	立形 "	30%	(5%)
	62.00	横形 "	30%	(5%)
84.45	63.00	心なし形 "	30%	(5%)
84.45	64.00	ギヤ型 "	30%	(5%)
84.45	65.00	その他形 "	30%	(5%)

3.5 第三国輸出の可能性

数字でみた表域別輸出は第一表のとおりである。1968年から1969年にかけて、米国とアフリカを除くすべての地域又は国で輸出が伸びている。

第三国に対する輸出が従来の対米向けコーヒー、その他農産物から工業製品へ移行する傾向を示すものといえよう。また第二表は対ラフタ輸出入額を示す。

第1表

主要輸出先国(100万ドル)			主要輸入先国(100万ドル)		
	1968年	1969年		1968年	1969年
アメリカ	627	610	アメリカ	613	613
L A F T A	193	254	L A F T A	226	242
ヨーロッパ			ヨーロッパ		
-EEC	480	483	-EEC	404	456
-コメコン	121	129	-コメコン	79	63
-EFTA	219	281	-EFTA	234	283
-その他	71	166	-その他	32	46
日本	56	105			
アフリカ	38	24			

第 2 表 (1 9 6 8 年)

L A F T A 諸 国	輸 出 (1 0 0 0 ドル)		輸 入 (1 0 0 0 ドル)	
	金 額	%	金 額	%
アルゼンチン	118815	6.4	162728	7.2
ボリビア	2642	0.1	415	0.0
チリ	23185	1.2	20924	1.0
コロンビ	1961	0.1	2768	0.1
エクアドル	273	0.0	411	0.0
メキシコ	11137	0.6	18195	0.9
パラグアイ	5193	0.3	369	0.0
ペルー	6654	0.4	6721	0.3
ウルグワイ	19208	1.0	7458	0.3
ベネズエラ	3987	0.2	66708	3.2
合 計	193055	1.03	276697	13.0

※第 2 表中の百分率は総出入額に対する比率である。

次にブラジルの対ラフタ貿易を過去 10 年間にわたってみる (第 3 表) と、1961年から1968年までの8年間に3.34倍に増加していることがわかる。

第 3 表

ブラジルの対LAF TA貿易

年 度	輸出入合計貿易額	指数 1961=100 単位：1,000ドル
1961	140,389	100
1962	204,361	146
1963	249,967	178
1964	300,733	214
1965	387,817	278
1966	378,918	270
1967	388,111	276
1968	469,752	334

またブラジルの工業製品輸出のLAF TAへの割合も次の如く増えている。

第 4 表

工業製品輸出に占めるLAF TAの割合(単位1,000ドル)

年 度	工業製品 総輸出額	工業製品 対LAF TA	LAF TA (%)
1961	35,561	8,627	24
1962	33,097	10,547	32
1963	37,380	8,813	24
1964	69,943	33,381	48
1965	109,476	68,577	63
1966	96,836	47,910	50
1967	142,660	65,950	46
1968	150,000		
1969	283,000		

3.6 市場規模と成長率

1～5月の工業生産は9.1%、自動車22%、トラクター46%、原油生産5.2%、電力18.4%、グローバルでは約12%とそれぞれ昨年同期を上回っている。またF.G.V.による第2四半期における製造工業各社の調査結果では調査対象の90%が昨年度より増産と報告している。70年度の調査では8.6%であった。B.N.D.F.（経済開発銀行）による投資額も5月末までで9億7,260万Cr\$（昨年同期では5億6,450万Cr\$）と増大している。

金融財政面では6月1日現在紙幣発行高76億9,900万Cr\$で昨年末の78億7,700万Cr\$より低く、昨年末からの通貨供給量の増大率は3.9%とこれもまた昨年同期の6.2%より低下している。にも拘らず銀行システムの民間への貸出しは昨年末から9.3%増大している。国庫黒字は5億5,860万Cr\$（昨年同期1億8,400万Cr\$）輸出は10億4,000万で昨年1～5月の9億9,700万の+3.4%特に工業製品は70年同期の1億6,900万ドルに対して2億1,200万と+25%、外貨保有高は13億7,800万ドルと年末より14.2%増加している。

以上をふえんして本年度のブラジルの経済成長を想定するとき、少くとも昨年の9.5%これを越える可能性が大であると、レイス・ペロソ企画大臣は言明している。

またシルネ・リマ企画10月、今年の農業生産が対70年比14～15%の伸びとなることが確実となったと発表している。貿易面についてみると1～5月の輸出合計は10億4,000万ドル（前年同期比+3.4%）であるがこれはコーヒー輸出停滞に原因があり本年度の目標30億ドルを達成するには6～12月が前年比12%増とならなければならない。1～5月の輸出合計10億4,000万ドル（昨年同期の+3.4%）はいささか期待外れの感がある。コーヒー輸出の停滞のためであるが例年下半期の輸出に馬力がかかることを思えばさして悲観にはあたらない。

本年の目標30億ドルを達成するには6～12月が昨年対比12%増でなければならないが、これは不可能なことではあるまい。

工業製品と鉱産物の輸出は順調である。特に鉄鉱石のペレッド化しての輸出が増えているツバロン港のパーレ・ド・リオ・ドッセ社のペレッド工場が昨年より稼働し、70年は75万トンのペレッドを輸出しているが、これを増設中で年間600万トンの能力に急速上昇せしめる。このフル操業によれば現在の鉄鉱石とペレッドの国際平均相場からして年間2500万ドルの増益になるといふ。

運輸省の発表によれば1970年のブラジル商船隊の輸送実績は輸出入6770万トン(前年比+24.8%)受取運賃33億Cr\$(26.7%)であった。造船所にテコ入れしながら商船隊整備を鋭意はかっており貨物積取りの幅はこんご一層拡大していくみとおしである。

サン・パウロ州財務局発表によると1～5月間の州工業部門購買は25.4%アップ、売上げも+12%である。一方州経済統計局の資料によると1～4月の家庭用電機器具の販売台数は全体で前年比49.1%と著増しており一般市民の購買力の充実歴がうかがわれる。

伸長率の著しいのはエアコンと家庭用扇風器で100%以上の伸びをみせている。以下商品別に見ると

1～4月合計販売台数

	1971年	1970年
エアコン	32914	15831
真空掃除機	18883	12616
床磨機	79151	65829
攪拌機	30518	26829
排気扇	7655	6150
アイロン	102123	72577

グリル	3,258	2,809
ミキサー	149,996	117,109
冷蔵庫	206,574	149,882
トースター	1,666	564
扇風機	82,369	34,554
合計	715,107	504,007

なおクワナバラ州の商工部門の1～5月の売上高は、前年比名目で27.7%、実質で5%上昇。

伯銀のバランス

5月末の伯銀のバランスを見ると(Cr\$1,000)

貸方	31/5/71	30/4対比
◎ 貸方		
伯銀手持	163,669	+ 43,247
国庫貸出	754,144	+ 380,775
州市貸出	37,975	+ 20,116
各省貸出	400.00	- 8
金融機関へ	133,222	+ 1,270
民間への貸出	1,600,317.3	+ 413,685
◎ 借方		
民間の預金	4,081,391	+ 151,504
市中銀行預金	2,469,440	+ 329,040
その他金融機関	478,726	+ 144,670
国庫の預金	813,224.2	+ 77,182
州市の預金	369,913	+ 54,13
中銀の預金	1,817,548	- 81,917

◎ 定期預金

眼につくのは国庫への貸出増3億8070万に対し国庫の預金増3710万、差引き3億0360万貸出増となっているが民間・市中銀行その他の預金が増えているので圧力とはなっていない。民間への貸出は1カ月間に4億以上(2.6%)ふえている。

3.7 金融条件

主要融資基金，貸付条件，貸出期間，同機関などを一覧表にまとめて

基金	出資元	融資目的	融資対象の企業
1. 工業開発基金 (FDI)	外国	中小企業の創立 または再整備に	従業員100人以内， 年間売上額400万Cr\$ までの中小企業。 運転資金および用地購 入費はワク外
2. 復興および開発 ドイツ基金 (FAD)	外国	固定資産，設備 機械投資への融 資。(西独から の機械購入)含 む)	中小企業，業種は魚介 調整，農産物調製輸出 商品調製など。
3. 農産物，畜産物， 魚介類の調整工 業用開発基金 (FUNDIPRA)	外国お よびブ ラジル	中小企業の設備 拡張，近代化な ど固定資産に対 する融資	農産物，畜産物，魚介 林産などの調製工業。

次に示す。

貸出額	期間	利子	貸出機関
投資総額の60 %まで。 特別地域には 80%まで	10年間，据置 はいろいろ。	年利12%+国家 通貨審議会決定の Cr\$貨価値修正率	伯 銀
投資総額の80 %まで	据置期間を含み 4~5年。 特別の場合は 10年まで	年利12%+Cr\$ 貨修正率+手数料 年間1%。 10万ドル以上な ら年利10%+為 替変動率	伯 銀
固定資産の75 %まで	5~10年間。 据置はいろいろ	年利12%+Cr\$ 貨価値修正率+手 料年間1%10 万~20万ドルの 金額ならFAD融 資基金と同様。	伯 銀

	基金	出資元	融資目的	融資対象の企業
ブラジル中央銀行の部	1. 農業および工業一般基金 (FUNAGRI) の部			
	1-1. 農村再融資国家基金 (FNRR)	外国	農村信用手形再融資金融店との契約による農村貸付, 肥料農機その他類似品購入への融資	農業, 牧畜, 農畜産関係
	1-2. 企業資本の民主化基金 (FUNDECE)	外国	企業の運転資金	次の企業①公開資本目的 ②融資金を輸出商品生産貸付金に振り向ける ③国内工業渋滞面解決に役立つ。
	1-3. 生産財輸入融資基金 (FIBEP)	外国	米国製または米経路での機械設備輸入。USAID のポジティブ・リストに記載していないものは除外	農村工業およびサービス会社
	1-4. 畜産開発基金 (FUNDEPE)	外国およびブラジル	食品用畜産プログラム, 羊毛生産 (技術援助含む) などの投資に対する融資。	R. G. スール州, サンパウロ州, パラナ州, ゴヤス州, ミナス州, バイア州, E. サント州, マットグロソン州の畜産業者。

貸出額	期間	利子	貸出機関
最低賃金の500倍まで。	1-3年間迄。据置期間はいろいろ。	年利+手数料13%~47%。取立ては金融店。	一般官銀商業銀行, 貯蓄銀行, 農村信用組合など。
投資額の60%まで限界は最低賃金の1万倍まで。	3年間。据置期間は1年まで。	年利12%+Cr\$ 貨価値修正率	伯銀, 開発地方支店, 州銀など
5000ドルから100万ドルまで。	4~5年間。据置期間は輸入機械を運転するまで	年利12%+Cr\$ 貨価値修正率。金額10万ドル以上ならFAD融資のみ	伯銀国家経済開発銀行 / Finame
投資総額の80%~100%迄 基準は資金の出所による。	9~12年間。据置期間3~4年間	年利12%~14%+FVG計出の通貨価値調整率。	国家農村信用金庫関係, 代理店

	基金	出資元	融資目的	融資対象の企業	貸出額	期間	利子	貸出機関
ブラジル中央銀行の部	1-5. 農業開発特別基金(FUNDAG) (以上1-1~1-5迄FUNAGRI)	ブラジル	近代消費財購入 農畜産物輸出振興 増産と生産率増 大、農畜産物取 引改善などに関 し銀行業務を補 充。	農村信用手引書に記載 されている近代消費財 使用者。	貸付額の10% まで	1年の場合によ っては5年まで	年利3%~7%	国家農村信用金 庫関係店、代理 店
	2. 社会投資基金 (FUNINSO)	外国	社会目的投資へ の融資金	連邦政府、州政府市な ど。	限度なし	事情に応じ決定	年利2.25%~ 2.5%。サービス 料3/4%その他	官銀一般
	3. 輸出融資基金 (FINEX)	ブラジル	輸出同畜産商品 の生産とその実 際面の輸出商品 の在庫、輸出回 け農産物生産、 輸出困難商品売 込援助など融資	輸出拡大目指す工業や 農村企業	限度なし	1年間	年利1.8%	伯銀

3.8 労働条件

(イ) 最低賃金 : 1971年5月1日大統領令によれば新最低賃金は前年比21%の調整率とすることが決定された。以下最低賃金額。

ブラジリア連邦直轄区	Cr\$ 21600
サン・パウロ市第1小地区	Cr\$ 225.60 (最高)
同 第2小地区	Cr\$ 21600
東北伯奥地	Cr\$ 15100 (最低)

注: 16才~18才未満は成人の75%

(なお業種別給与については業種に関する市場経営調査で述べる)。

(ロ) 社会保障と労災保険 : すべての企業これに就労する者は社会保険法に従わなければならない。次の者が社会保障、労災保険の受恵者となる。(但し就労者は労働法が定める規定にしたがい、正規の労働契約を雇用主との間に結んでいなければならない。また雇用主は、その社会保障、労災保険負担額—後述—を所定の期日までに納入または積立てなければならない。(違反の場合は労働法、刑法に基き罰せられる。)

(1) ブラジル国内で報酬を得て就労するすべての被保険者、但し下記は例外とする。

連邦、州、市郡および公社の公務員(重人を含む)これらの公務員は独自の保障制度がある。

(2) 扶養家族

イ) 妻、就労不能の夫、18才未満または就労不能の息子および21才未満の独身または就労不能の娘。

ロ) 特定人、男性の場合は18才未満または40才以上、あるいは就労不能者。

ハ) 就労不能の父親および母親

ニ) 18才未満または就労不能の兄弟および21才未満または就労不能の独身の姉妹。

社会保障院は被保険者およびその扶養家族に下記の扶助を保証する。

I 被保険者に対して

- a. 疾病手当
- b. 不具年金
- c. 高令者年金
- d. 特別年金
- e. 恩給年金
- f. 出産手当
- g. 掛金返済
- h. 住宅金融援助

II 扶養家族に対して

- a. 扶助
- b. 拘留手当
- c. 葬儀手当
- d. 掛金返済

III 受給者全般に対して

- a. 医療援助
- b. 食料援助
- c. 住宅援助
- d. その他援助
- e. 職業教育援助

上述した給与をうけるために企業と従業員は社会保障院に対して、従業員の月給額の1.6%（企業員負担2.0%，従業員負担8%）を保険掛金として納入する。納入は常に翌月末までに行われなければならないが企業はその負担する保険金のほか、SESI（工業社会事業）またはSESC（商業社会事業）基金として1.5%，SENAI（工業職業訓練所）またはSENA C（商業職業訓練所）基金として1.0%，INDA

(農村開発院)基金として0.4%, 第13カ月目給料の社会保険保険料として1.2%, 家族手当として4.3%, 教育手当として1.4%, 合計17.8%を納入するが、従業員の8%を加算するとこれら社会負担金は45.7%に達する。但し企業立替支払を行った家族手当、即ち従業員の14才の子供1人につきCr\$940を納入金合計より控除することができる。また13カ月目給料に対する社会保険料1.2%は年末に働いた月数に応じて支払われる13カ月目給料に対する保険料の前払であり13カ月目給料支払の折に会社が立替た分が徴収される。

社会保険法で重要な点は、従業員が疾病手当をうける場合のことである。即ち、給料は従業員が疾病で欠勤してから15日間は企業側が負担するが、第16日目以降は企業者に替って社会保険院が疾病手当を支給することがある。

以上の各種負担金の納入に当って別に従業員の労災保険も支払われる。労災保険元は民間保険会社が取扱っていたが、現在は社会保険院によって企業が直接、社会保険院と契約しなければならない。従業員の月額額に対して計算される保険料は各職種の災害危険度によって異ってくる。本調査関係部門の労災保険は危険の大きさにより異なるが災害の発生率が低いとみなされている職場では2.04%、危険の大きな工場などでは4.98%又はそれ以上となっている。

勤続年限保障基金

直接社会保険法に含まれないが、その監督をうけるものに勤続年限保障基金がある。同基金法は従業員の勤続年限に対する退職金を保障するために育成された。

同法によれば企業主は毎月、従業員の月額額の8%を一定銀行に従業員名義で預金積立てしなければならない。企業主が正当な理由なしに労働契約を破棄する時には、積立金の10%を更に追加預金しなければならない。企業が従業員名義で積立している保障基金の恩恵をうけ

るには、従業員は勤続年限保障法を選択する意志表示をしなければならない。この選択をして初めて労働契約の破棄に際して法規の定める範囲で保障基金を使用できる。

国家社会統合計画

勤続年限基金と同様触れておかなければならないものに、昨年大統領が署名した国家社会統合計画がある。同法は70年10月7日に大統領が批准したもので、企業の発展に労働階級を祖込む目的をもち71年7月以降に発効することになっている。

要約すると、企業は毎月の売上高と毎年の所得税に下記比率を掛けたものを労働者名義で連邦貯蓄金庫に預金積立てるものである。

売上高に対する比率

1971年暦は	0.15%
1972年度	0.25%
1973年度	0.40%
1974年度以降は	0.50%

所得税に対する比率

1971年度	2.0%
1972年度	3.0%
1973年度以降は	5.0%

なお売上高に対してなされる毎月の年金は1971年7月1日より実施され、7月の預金は1月の売上高を8月は2月を（以下同順）ベースにして計算される。

企業主（雇用主）が負担する社会保障及びその他の労働法に基づく保証の比率

INPS（社会保障負担）	8.0%
SESI又はSESC（工業又は商業社会事業）	1.5%
SENAI又はSENAC（工業商業訓練所）	1.0%

INDA (農地改革植民院)	2.6%
13カ月目給料に対するINPS (社会保険負担金)	1.2%
家族手当	4.3%
教育手当	1.4%
FGTS (勤続年限保障基金)	8.0%
労災保険 (職種により異なるが例えば自動車修理場経営者の場合) ...	4.98%
計	42.78%

注) : 労働者又は被雇者はINPS (社会保険院) の8.0 (%) - 基本給一対し-を負担するだけである。

4. ブラジル企業の実態に関する調査

100-

4.1 会社設立

ブラジルにおいて外国企業が進出する場合、次の三つの形態のいずれかを選ぶのが普通である。

支社の開設

有限責任会社の設立

株式会社の設立

(1) 支社の開発

支社(Branch)開設の方法は1940年9月26日付Decreto-Lei(以下大統領令という)第2627号に規定されている。

ブラジル政府当局に対する申請には次の書類を提出しなければならない。

- イ 本社が本国の法律にもとづき設立されていることを証明する書類。
- ロ 定款
- ハ 株主の氏名、職業、住所、株数
- ニ ブラジルの支社を設立すること、およびその出資額を決定した株主総会議事録。
- ホ ブラジルにおける代表者の任命を証明する書類。
- ヘ 最近のバランスシート

ブラジルにおける代表者は、ブラジル人でなくともよいが、居住者であることを要し、支社の運営を許可するすべての条件を承認する全権を有する人でなければならない。

前記の申請に必要な書類は、本国の法律にもとづき、作成され、最寄りのブラジル領事館の査証をうけ、公証翻訳人の逐語翻訳を添附する必要がある。

これらの書類はブラジル外務省に送付され在外領事の署名の証認を取付けた上、商工省に回付され、その承認をうけた後支社の開設を許可する大統領が官報に記載される。なおこの書類の写しは、商業登記所

(Junta de Comercio) に登録する必要がある。

支社のブラジルにおける設立に要する資本は、その金額を払込む必要があるが、資本が機械設備等現物である場合はこの限りではない。定款の変更には、当局の承認と新しい大統領の公表が必要である。

(2) 有限責任会社の設立

有限責任会社は、1919年1月10日付政令(Decreto)第3708号の規定にもとづき設立される。

社員(Socio)の責任は、会社の資本総額に限定される。すなわちある社員がその持分に関し、デフォルトした場合には、他のすべての社員がその支社の責任を負う。詐欺による利益の配分、または解散の場合における損失についても、社員の責任は未払込の持分の払込に限定される。

有限会社設立のための申請は商業登記所によって承認の上、登録されるが必要書類は次の通りである。

- イ 会社の名称および設立の期間(名称はLimitadaを付するが、名称が仮空なものである場合は、営業の種項を示す言葉を用いると共に、「パテント商標局」(リオ・デ・ジャネイロ所在)に登録を申請しなければならない。
- ロ 目的
- ハ 本社の所在地および支社の他の州または外国における存在の有無
- ニ 社員の氏名、国籍および証明
- ホ 資本の区分、社員の払込方法および社員の責任は資本総額に限定されることの宣言
- ヘ 代表取締役の氏名および訴訟が行われる場所(本社所在地)
- ト 代表取締役の報酬
- チ 利益の処分方法
- リ 会社の会計年度

ヌ 社員が参加を取止める理由
ル 退任，免職または死亡した社員の特分評価の基準
ヲ 社員間に紛争が起きた場合の調停人任命規定
ワ 時として解散の場合に，代表取締役が清算人となるなどの規定がある。

カ 定款が社員大多数の決定により変更されることを規定した条項。

イの有限会社の設立の期間の規定は，その期間が不定期であると規定すると，いずれの社員も何時でも解散を要請する権利を有することを避けるためである。

へに関してはリオ・デ・ジャネイロの商業登記所と，サン・パウロの商業登記所では，取扱いが異ると云われている。すなわち，リオの商業登記所では，非居住者の代表取締役を規定した定款を認めないので，代表取締役は居住者でなければならない。しかしサン・パウロの商業登記所では認められているケースがある。

社員の数には制限がないが，2人以下になったときは，自動的に解散される。社員の特分の譲渡には，定款の変更を必要とする。社員特分の公募は許可されず，会社は特分の非譲渡証明書以外の証券を発行できない。有限責任会社の会議，理事会，および監査役員会の設立，通常または特別会議の開催等については，株式会社法の規定が準用される。同様に会社特分の大多数を有する社員によって，定款を改正することも規定を設けることができる。

こうした規定がないと全社員の同意が必要となり，少数意見に経営上不相応な発言権を与えることになりかねない。

会社は，定款の変更を公表する義務はなく，変更の項目が商業登記所から官報に掲載されるだけである。

会計決算には，すべての社員が承諾の意味で署名することが望ましい。これはその後のクレームを防止するためである。

前記千の利益の処分方法に関しては、利益は、未処分利益積立勘定にクレジットし、社員は「これらの利益の分配が承認されるまでは、享受の権利がない」ことをうたっておくことが望ましい。こうしておけば社員は非分配の利益について所得税を される心配がない。

さらに前記のラの規定に関連し、調停人の決定は、拘束力を有しないので紛争の当事者がその決定に従わない場合を考慮して「敗訴した当事者方が規定の罰金を支払う」旨の規定が設けられることが多い。

(3) 株式会社 (Sociedade Anonima) の設立

Sociedade Anonima (以下株式会社という) については 1940年9月26日付法律第2627号が基本となる法律であるが、1965年7月14日付法律第47285号、いわゆる「資本市場法」で多くの点が改正されている。

1.3.1 株式会社の種類

ブラジルの株式会社は少くとも4つの形態に分類できる。すなわち "全額応募会社" "認可資本株式会社" (Sociedade Anonima de Capital Autorizado これは全額公募されない会社である) または "公開資本株式会社" (株式市場で上場される会社) および "閉鎖株式会社" (株式市場で上場されない会社) である。また "認可資本株式会社" は資本市場法により認められたものであり、その詳細は同法セクションVIIIを参照されたい。

さらに株式応募の形態によって公募の場合を "公的株式会社" 私的応募の場合を "利的株式会社" と分類することができる。

1.3.2 株式会社の特徴

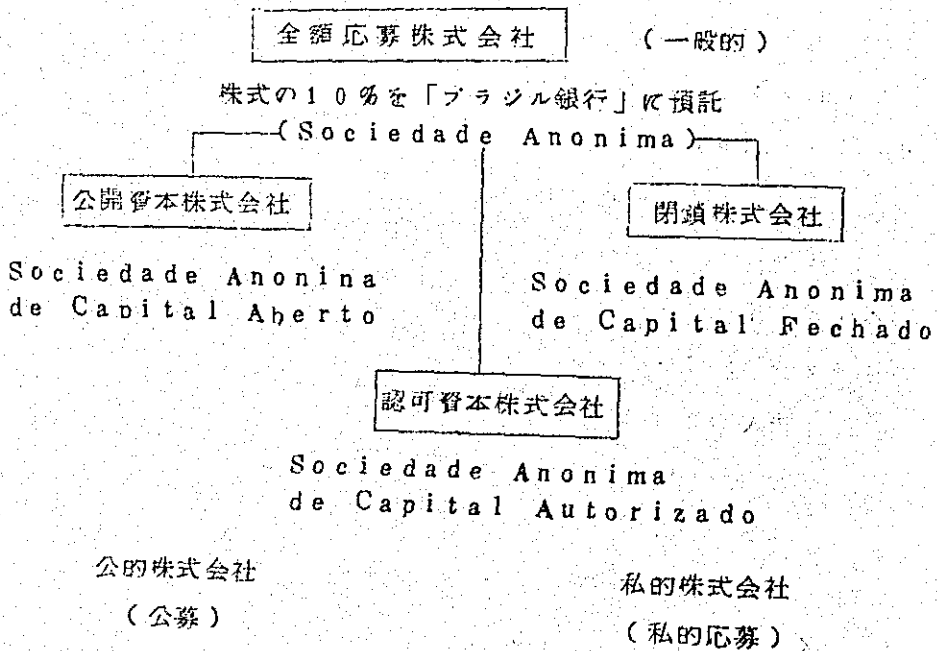
株式会社の主要な特徴は次のとおりである。

- イ 少くとも7人の株主を有すること
- ロ "全額応募" である場合は全資本金の株式額面の最少10%を「ブラジル銀行」に払込み会社成立手続の完了まで預託すること。"認可

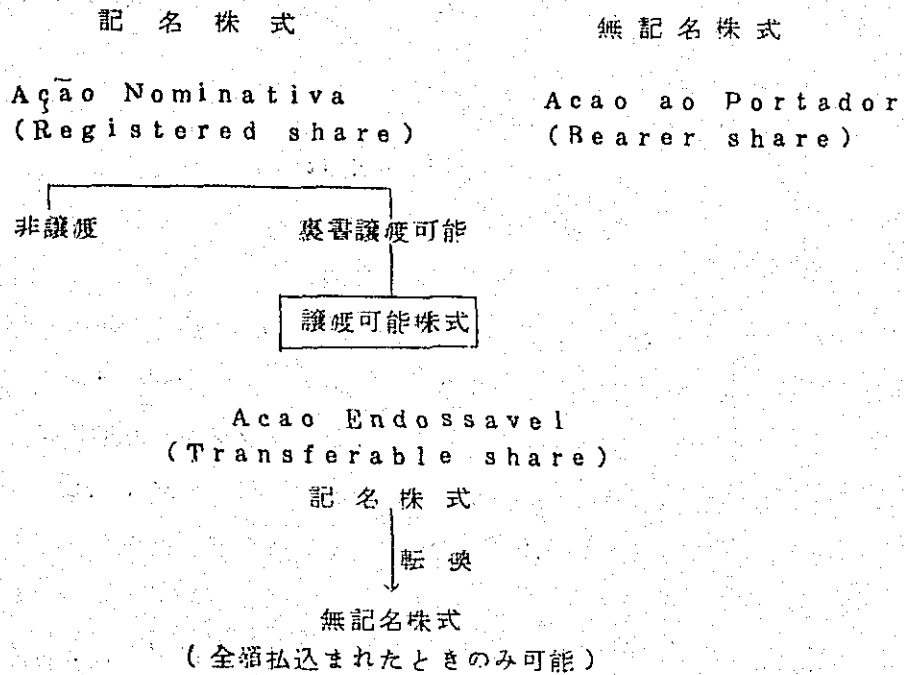
資本¹¹の場合の株式応募に対する最少払込額は「国家通貨審議会」によ
って15%と定められているが、銀行預託の必要はない。

株式会社は、記名株式を発行できるこれには裏書により譲渡可能なもの
と、譲渡できないものがある。無記名株式は「全額応募」会社が全
額払込まれた場合のみ発行できる。記名会社の無記名株式への転換は、
全額が払込まれた際のみ行うことができる。

ブラジルの株式会社の形態



株式の種類



1.3.3 設立の手續および運営

1.3.3.1 「公的応募会社」の場合

株式を公募する公的会社を設立するに際しては、募集した株式および設立した会社を「中央銀行」に登録するとともに会社の業績、バランスシート提出の方法および、独立の会計士の会計監査に関する中銀の規則に従わなければならない。

この株式の登録を行うには、株式の募集または流通の手續を中銀に報告すると共に、会社の設立趣旨書を提出し、これに会社の目的を記載しなければならない。

この設立趣意書は官報および会社が設立される地区において発行されている新聞に掲載されなければならない。

設立趣意書は次の事項を記載しなければならない。

- イ 会社設立の方法，資本応募の詳細および払込の時期
- ロ 全額払込みの株式を引換えの評価によって会社が組入れる資産の詳細
- ハ 株式の額面全額および株式の種類
- ニ 株式募集の際の払込額および募集広告の方法
- ホ 将来の会社のために発起人が行なり約束
- ヘ 発起人または第三者が享受する特別の権限
- ト 払込リストの開始，終了の期日および当初の払込を受取る者の氏名
- チ 発起人達の氏名と詳細および各発起人が払込む種類と株数

「全額応募会社」の株式公募の場合には「ブラジル銀行」内に特別の口座を開発し払込金は，すべて受領の日から5日以内に預託しなければならない。もし払込が最低額に達しなかった場合にはその金は直ちに返却される。

株式公募が終了したならば出資者は出資者登録簿に署名し，払込株式，払込額合計および身分の詳細を記入する。この登録簿記載の後発起人達は，必要な資本金の払込が行われた旨を確認し，株主総会を開いて会社の設立を決議する。法律は株主総会の前および総会中にとられるべき手続きについて詳細に規定しているが株主総会において取締役および「監査役会」(Conselho Fiscal)の委員が選任される。その議事録は商業登記所(Junta Comercial)の登録のため提出され，その承認をとりつけたならば，官報および会社の本社が存在する州の首都の新聞に公告される。かくして，株式会社が事実上設立されこの公告を待って「ブラジル銀行」に預託されていた最低払込金が会社のために除される。

1.3.3.2 「私的応募会社」の場合

「私的応募会社」の場合の設立の手続きは，はるかに簡単である。す

なわち公正証役場において「公正証書」に署名するかまたは出資希望者の総会において、会社の設立を決議し、議事録の写を「商業登記所」に登録することによって設立できる（後者は最も簡単かつ安価な方法として推薦できる）。

公正証書に署名する場合、公正証書は次の事項を規定しなければならない。

- イ 出資者の氏名、国籍、未既婚の有無、職業および住所の詳細
- ロ 会社の定款
- ハ 出資者の引受ける株式数、払込額および全額払込期日
- ニ 当初の取締役および監査役会の役員の内命
- ホ 出資者の当初払込金の「ブラジル銀行」への預託金（全額応募会社の場合は、全資本の十分の一以下であってはならない。）を証明する文書の転載。この公正証書はすべての出資者（少なくとも7人）が署名するか、または、全権を委任された代理人が署名した後、商業登記所に登記し、官報および地方新聞に公布しなければならない。出資が現金以外の資産である場合には専門家の資産評価が必要である。

1.3.3.8 定款の内容、役員資格等

a 株式の形式

株式会社は有限会社の定款と大体同様であるがさらに形式ばっている。

記名株式および株式譲渡への制限、現在の株主が譲渡株式の購入に優先権をもつことなども、死亡ないし譲渡の場合の譲渡価格とともに定款に規定することができる。これらの規定は当初の払込の株主が、一部ブラジル人、一部外国人である場合特に必要であろう。

しかしながらこれらの制限は登録された記名株式にのみ付し得るものである。しかるに記名株式と譲渡可能株式を発行する会社が、両者間の

転換を定款で制限しない場合もあり得る。

従って右の制限を履行するためには、すべての株式を記名式にする必要がある。

外国系の会社がブラジルに子会社を設立する場合には、株式会社は少くとも7人の株主をもたなければならないという規定にかんがみ、一定の無記名株式を発行することが多い。この場合にはブラジルに多い閉鎖会社（株式は少数の主要グループに掌握されている）の場合と同様株式のアウトサイダーへの譲渡を制限するため、定款に譲渡可能株式の発行を許さないことを規定すべきである。

なお法律により株主のすべて又は一部がブラジル人であることが要求されている場合にはその株式は記名式でなければならない。

b 取締役の資格

株式会社はブラジル人である必要はない。1人または2人以上の取締役(Director)株主である必要はない)が選任されて運営に当たるが株主総会は何時でも取締役を罷免できる。取締役は2名以上であることが望ましい。その義務および職務は、通常定款に認められているが、商業登記所は、これを必要条件とはしていないようである。なお取締役の資格である居住者とは、形式的な条件をそなえた居住者であればよい。

取締役に関する法律の規定は次のとおりである。

イ 当初の取締役は、株主によって任命され最初の任期終了後、年次株主総会で選任される。任期は通常総会までとなっている。

ロ 取締役は株主である必要はないが、その任命後30日以内に定款に規定された株数(自己のものか、または他人のもの)を会社に預託する必要がある。

この株式は当該年度の会計が承認された後、退任のとき返還される。

ハ 取締役はブラジル人である必要はないが、永任査証を申請した外

国人に対し与えられる身分証明書である Carteira Modelo 19 を取得したブラジルの居住者でなければならない。

ニ 任期は6年に限定されているが再選は可能である(外国系のブラジル法人では、通常毎年選任される)

ホ 取締役は、非適格であると判定されることもあり得る。但し、取締役の破産は非適格の条件とはならない。

ヘ 定款に取締役の定款が規定されていないときには、最大と最少の数を規定できる。

ト 定款は役員欠員充当の方法を規定できる。すなわち取締役に委任して、次期総会まで欠員を充当するか、または特別総会を開催する。

チ 定款は取締役の報酬のベースについて規定しなければならない。これは取締役会メンバーが総会の決議にもとづいて決定するかまたは利益のパーセンテージによる。この場合には、年6%の配当が決定された後においてのみ報酬が支払われる。

リ 定款はその希望する通り、取締役の運営権を強化または制限できる。さらに、取締役の他の職務(有償または無償)に関する権利についての留保の規定を定款に挿入することが望ましいと考えられる。

c. 監査役会の権限その他

法律にもとづき、定款は監査役会(Conselho Fiscal)の設定について規定しなければならない。監査役会は、8人以上の役員(ほぼ同数の代理者とともに)により構成され、役員は株主であることの必要はない。ブラジル居住者であり、毎年総会で選任される。監査役員は、会社の被使用者または取締役の3等親以内の姻戚であってはならない。その報酬は、毎年総会で決定される。

監査役会の義務はおおよそ次の通りである。

1 いつでも必ず4半期に1回、会社の帳簿を検査する。取締役また

は清算人は監査役会の要請する如何なる情報も提供する義務がある。

- ロ 前項の検査の結果をその記録簿に記載する。
- ハ 取締役会が提出したバランスシートおよび計数にもとづき、通常総会に対し監査役会の任期中の会社の経営および計理について報告書を提出する。
- ニ 総会に対しその発見した誤りまたは、誤った記載事項を報告するとともに、妥当と認める措置を示唆する。
- ホ 取締役会が定められた期日から1カ月以上総会の開催を遅延させた場合にこれを招集するとともに特定の場合には特別株主総会を招集する。

なお認可資本会社が定款により株式総会の事前承認なしに認可資本の株式を発行する権限を与えられている場合には、まず、監査役会の承認を得なければならない。

d 定 数

株主総会の定数は第1次招集では議決権のある株式の少くとも25%を代表する株主が出席しなければならないが、第2次招集ではどのようなパーセンテージと人勢もよい。但し、固定資産の強制的再評価にもとづく増資のためのみ特別に開催される総会の場合には定数は何パーセントの株式であってもよいことになっている。

しかるに左の場合には第1次および第2次招集では議決のある株主の定数は3分の2となっている。但し第3次招集では人数に制限はない。

1 定款の改正

- ロ 優先株の発行、その権利の変更または社債、発行人株式の発行
- ハ 会社の目的の変更
- ニ 合併の提案、債権者との取極、または清算状隣止の決議

株主総会において、少数派の干渉を免れるためには、96%の株式を保持することが必要であるが、通常の場合は、3分の2すなわち67%

をもっていれば安全である。他方少数派は、監査役会で1人の役員を選任するには少なくとも20%の株式をもたなければならない。

e. 株主総会の開催と公表

年次総会は、定款に特別の規定がない限り財政年度の終りの4カ月間に開催しなければならない。取締役会は、右期日の少なくとも1カ月以前に次の書類を株主が自由に閲覧できることを官報および広く読まれている地方新聞に公表する。

イ 当該財政年度の取締役の報告

ロ バランスシートおよび損益計算書

ハ 監査役会の報告

ニ 株式の払込みを終了していない株主のリストおよびその株数

総会の少なくとも5日前に、ニを除くすべての資料は官報および地方新聞に公表しなければならない。また総会后30日以内に議事録を商業登記所に届出るとともに、その承認後直ちに公表しなければならない。

ニに関しては当該リストは、払込通知期間経過後も、払込が行われず催告を発した場合のみ必要である。

しかるに、当初の最小限の払込みにより株式会社は、長期運営できるので、この場合にはリストは公表する必要がない。

f. 株式の種類について

法律により株式が記名式(nominativas)であることを規定している場合を除き、株式会社の株式は、記名式で、無記名(Portador)でも差支えない。しかし無記名株式は、会社が「全額応答」型で、株式が全額払込まれた時点でなければ発行できない。

記名株式は裏書により譲渡可能なものと譲渡不能なものがある。これら3種の株式すなわち無記名(Ações ao Portador)譲渡可能記名株式(Ações Nominativas Endossáveis)および記名株式を1つの株式会社が発行できる。また裏書によって譲渡可能の

如何にかかわらず全額払込までは、株式は記名式でなければならない。

譲渡可能株式が、全額払込以前に譲渡される場合には、譲受け人が署名し、全額払込義務を確認する。しかし、かかる場合には、もし会社が売出公告額または株主による払込を達成できないときは譲渡人は第2義的に義務を負う。

譲渡可能株式は株券の裏面の裏書によって当事者間において譲渡可能であるが、譲渡は、それが登録簿に登録されないうちは、会社に対しては有効とならない。登録された株主が署名する受領証によってでなければ支払われない。但し連続的な裏書によって株式を取得したことを証明することができる者は、株主として登録簿に登録される権利がある。

さらに普通株のほかに優先株(累加的、参加的、後配的その他の権利付)またはこれらの権利を結合した株も発行できる。

優先株で、投票権が付いていない場合でも3カ年間引続き優先配当が支払われない際には、投票権を取得することができる。

たとえ定款に如何なる規定があっても普通株は総会で1個の投票権があり、優先株は投票権がない場合でも発行された株式額の半分以上発行できない。

以上に述べた株式の種類以外にさらに、2種類の株式がある。これらは「全額応答」会社が発行するもので、(i)会社の公称資本の1部を構成する享益証券(Quotas Usufructuario)であって、全額払込で発行されるもの、(ii)会社の公称資本の1部を構成するものではなく、また、「認可の資本」会社では発行できない"発起人株式"(Partes Beneficiarias)と称するものである。これは額面金額がなく、通常会社の発起人達などに、その功勞に対し別当てられ純益の10%の配当の権利を与えるものである。

Partes Beneficiariasの設定には非常時株式会議の承認と定款の変更を必要とするが何時でも発行または払戻すことができる。

なお株式は30%の払込が完了しないうちは売買または譲渡できないことを注意すべきである。

g 社債その他

「資本市場法」セクションVIIの条文によれば株式会社は社債(Debtenture)も発行できる。社債には株式転換可能社債(Debtentures Conversiveis em Ações)もある。ブラジルの社債の特徴は「通貨価値修正条項」(Correção Monetaria)を含んでいることがある。

このCorrecao Monetaria(略称C.M.)条項によって通貨価値の下落を補償するため随時社債の額面をスライドし増額できるものである。これは、会社の固定資産の強制的再評価によって再評価される増額分に相当する増発を行なう場合と類似している。

社債に適用されるC.M.の巾は、「国家通貨審議会」が税債務の価値修正のために定期的に定める率によるが社債の満期は1年以上C.M.は3カ月以上の間をおいて行ない社債の発行には政府当局が承認した金融機関が裏書きして売出すものとする。またブラジル以外の外国において当初に発行する外貨の額面金額による社債もある。

会社が「全額応募」会社であるならば既存の株主は、転換社債の応募にも、新株の応募の際と同様に優先権がある。これは「資本市場」セクションVII第44条6項にある。

4.2 経営コンサルタントの有無、状況

(1) 中小企業経営コンサルタント

数年前まではブラジルの企業の大部分が中小企業であるにもかかわらず、上記問題は等閑に付されていた。政府及び多くの経済学者は大企業問題にのみ関心をもっていたのである。しかしブラジルも工業の発達とともに中小企業の果たす役割の重要性が認識されその活用が問題にされ

始めたのである。人材、資本、Know-how不足にたえず悩まされている中小企業は、現在のところ、政府関係より何らの指導をうけていないのが現状である。

CIESP—Centro de Industria do Estado de S Paulo(サン・パウロ州工業センター)、SESI—Servico Social da Industria(工業社会サービスセンター)及びサンパウロ大学経営、経済学部によつて、この問題はとりあげられ更にオランダ政府、国際技術協力プログラムによつて、中小企業問題で国際的な活躍をしている"Research Institute for Management Science, Delft University"の指導をうけることになった。BNDE(伯国経済開発銀行)SUDENE(東北地域開発管理庁)及び有志会社によつて経済的援助が与えられ、1967年2月に中小企業経営コンサルタントの養成コースが始まった。これがデルフトプログラム"Programa Delft"と呼ばれる大学院コースである。

このための指導教官の何人かはオランダへ留学し、更に何人かの指導者がオランダより来伯した。主なる指導者はサンパウロ大学 Dorival Teixeira Vieira, Lenita, Correa Camargo 両教授、デルフト大学より Philippus B. van Horreveld, John Maclain Pont 両教授であった。

このプログラムには25名の参加者があり奨学金をうけ、Full timeの訓練がなされた。2カ月間(1966年8月、9月)組織生産営業、金融についての基礎訓練をうけた後、調査、実務、field work等10カ月間の実務訓練をうけた。

自動車部品下請中小企業及び繊維関係中小企業が調査の対象となりブラジルにおいて、始めて中小企業の技術、経済、労働、社会、金融問題が明らかにされたのである。更に1968年にはホルト、紙及び類似品

のコスト計算及び生産管理に関する調査および指導がなされたのである。このプログラムによって、ブラジルは近代中小企業育成の第一歩をふみ出したのである。サンパウロ州のみでなく他の諸州でもこの問題を取りあげ真剣にとりくむようになった。

なおサン・パウロには日系唯一の経営コンサルタントとしてA I C O N "Associados Internacionais da Consultoria Administrativa, Técnica e Representações LTDA" Rua Nestor Pestana No 125, Cj: 71 Tel. 257:1608:256-7496 Sao Pauloがある。同社は1970年1月ブラジル人の実業家Horacio S Coimbraと加藤清(南米銀行創立者加藤好文の長男)により創立され、役員に広く政界、ジャーナリスト、金融界の実力者、知名士を網羅し、主としてブラジルに窓口をもたない中小企業の移住のための市場調査を行っている。

5. 特定業種に関する市場経営調査

5.1 精密機器（カメラ，テレコ，電子応用 電気機器修理調整機具）の修理

A 市場の現況

5.1 市場の一般的性格

カメラ・テレコ輸入代理店(A)は、おしなべて技術サービス部門を設け、顧客へのサービスにつとめている。経営状態はそれ自体赤字又は、それに近い状態の所が多い。一方、独立した修理専門店(B)で良心的且つ、高度の技術をもつものは評判がよく、外からの注文が大量に入っている。

(A)(B)を通じて、カメラの特殊な修理技術をもつものは少なく、そうした技術者があれば直ちに採用したいという。一方、テレコの修理調整は、カメラのそれに比して量的にも僅少で技術移住の見込みは少ないようだ。カメラ、テレコ共に日本製ドイツ製とか市場を独占した形であるが、既して戦后移住者のこれら分野における技術移住者に対する評判は決して芳しいものとは言えないようだ。この2~3年の新しい傾向として、カメラ・テレコの輸入業者らが独自のサービス部門を設けていること。

また、こうした部門を持たない所では、客から注文をとり、別に修理屋へ下請けを出しているようである。

サンパウロ市内の光学きかいを扱う大商店、古くからのブラジル人修理店々主などの多くが、戦後の日本人技術移住者について指摘する共通点は、次のようなものである。

- (1) 定着性がない。早く独立したが、技術面の不足がその後にあらわれる。
- (2) 彼らの持つその技術が一般的に大工場的大量生産のための技術である場合が多く一つ一つの修理に直ちに役立たない。
- (3) カメラの特殊部分の修ぜん、再生に完全な技術を持たない。その多くは中級技術者又は、経験を積み上げた熟練工である。
- (4) 修理だけに専念せず、自分個人の商売に走る傾向があり、従つて

経営主は安心して委せられない。

- (1) 定着性を欠く傾向は、本業界にのみ限らないが、1958年前後から1971年までに日本人の多くがカメラの修理工場に働き、爾後独立していつたが、その中のある者は経営難から店を閉め、現在では光学機器輸入商社など、その他へ就職、サラリーマン生活に落ち着いたものが多い。

今日、サンパウロ市内で修理店を開いている者の多くは、その信用と技術の程度により、高級カメラ修理専門（何れも外人）中級カメラ以下の修理専門（主に日本人）に分けられる。外国人の場合は、高度の専門技術を持つて確固たる顧客層を得ている。日本人経営の修理店は概して日系コロニアをバックとしているとみられるが、外国人修理店の顧客層は、逆に非日系ブラジル人が多い。

日本人中級程度技術者を使つた経験を持つブラジル人の修理店の多くは、彼らの修理が不完全で再び店に再修理に持ち込まれる率が1カ月45%~90%に達したことがあるというものもあり、その評判は概して良好とは言えないものがある。今後、日本からこの分野で技術移住せんとする者が注意すべきことは次のようなことかと思われる。

- (1) カメラについて言えない、ちがつた専門分野毎の技術をよく修得した者が少く共3人グループを形成してこの仕事をする事と。

即ち、高級、中級、初級技術者が集つて、一つの修理店をもつことが好ましい。

- (2) 入手困難な部品は、自分の店内で代理品を作り得るような技術をもつてくること。
- (3) 良心的サービスを第一とすること。（カメラの価格に基いた

その比率で修理代をとることはせず、あくまでも、その修理に
要した時間と経費に基づいて算定するよう心がける。）

以上の原則をよくまもれば、日本人技術者にとって本業界は、今
後有望な市場といえよう。

5.2 精密機器の輸入量

第1表の1

テープレコーダーの輸入

輸入相手国	1967		1968		1969	
	台数	FOB(U.S.\$,1,000)	台数	FOB(U.S.\$,1,000)	台数	FOB(U.S.\$,1,000)
日本	5,574	1,536	10,284	2,677	8,590	2,528
オランダ	9,438	252	15,295	524	8,069	803
スイス	1,543	201	677	54	831	152
イギリス	1,000	4	300	12	300	16
イタリア	6,641	440	10,228	851	5,074	426
フランス	1,129	37	17,810	673	7,900	258
計	74,767	2,484	147,260	4,818	130,908	4,261

第1表の2

カセット及び同テープの輸入量

輸入相手国	台数	重量 kg	金額 (単位: CR\$)	米貨 (ドル)	
				C I F	F O B
西ドイツ	—	257	1,203	302	289
イタリア	—	223	795	193	176
フランス	—	86	695	216	202
オランダ	—	351	57	14	13
スイス	—	115	844	875	758
イギリス	—	151	246	166	147
イタリア	—	806	467	654	581
フランス	—	370	762	776	739
ドイツ	—	778	585	147	136
日本	—	951	791	667	655
韓国	—	254	907	136	950
オランダ	—	247	517	331	268
フランス	—	126	75	156	140
イギリス	—	578	487	438	426
計	—	21,533	9,317	2,356	2,174

第2表

普通カメラの輸入実績

輸入相手国	1967年		1968年		1969年	
	台数	FOB(単位: US\$1,000)	台数	FOB(単位: US\$1,000)	台数	FOB(単位: US\$1,000)
日本	3,229	674	9,602	877	3,115	832
ドイツ	2,315	183	4,223	69	1,306	157
東ドイツ	5,345	51	1,968	30	2,090	31
チェコスロヴァキア	2,517	61	619	16	267	6
ソ連	4,591	18	5,051	34	2,550	21
ポーランド	3,347	38	410	5	-	-
英国	20,050	73	-	-	-	-
フランス	1,239	36	730	279	440	166
香港	15,701	39	2,193	13	3,500	46
計	114,250	1,240	61,948	1,382	59,306	1,312

第3表

カメラ(普通)の輸入量(1969年)

輸入相手国	台数	重量 kg	金額(単位: CR\$)	米貨(ドル)	
				C I F	F O B
西ドイツ	1,306	4,229	681,842	156,889	149,086
東ドイツ	2,090	1,402	1,237,12	81,052	29,772
米	1,966	1,216	1,767,13	45,189	43,047
計	3,500	2,112	1,773,37	45,641	41,170

特殊カメラの輸入量 (注: 航空写真用、地図、地形図作成のための航空写真用顕微鏡写真用カメラ 第4表)

輸入相手国	台数	重量 kg	金額(単位: CR\$)	米貨(ドル)	
				C I F	F O B
西ドイツ	47	4,806	561,751	144,582	139,214
東ドイツ	2	402	19,777	4,824	4,291
米	195	10,988	1,119,554	278,108	271,477
日本	82	873	97,134	14,248	13,220
スウェーデン	4	7	7485	1,910	1,855
チェコスロヴァキア	3	11	1,478	387	369
計	283	17,087	1,778,129	443,969	430,426

資料の出所: I. B. G. E. (ブラジル地理統計院)

8 ミリ環影機 (1969)

第5表

輸入相手国	台数	重量 kg	金額(単位CR\$)	栄 貸 (ドル)	
				C I F	F O B
西ドイツ	28	323	202097	51569	48847
オーストリア	35	59	9150	2355	4244
米 国	385	468	83268	21958	20502
ホ ン ン	120	210	7665	1963	1826
日 本	2179	3050	442749	111987	105260
オランダ	2	37	32271	8205	7982
ベ ン ン	197	648	85801	21945	20319
英 国	1	1	123	81	30
ス イ ス	33	223	43681	10768	9814
チェコスロヴァキア	2	10	1093	272	197
ソ 連	30	102	5675	1487	1406
計	3067	5131	913573	232540	218427

シネ、プロジェクトター（投影機）

（フィルムが16ミリ以下：8ミリ）（1969）

第5表

輸入相手国	台数	重量 kg	金額(単位:CS\$)	米貨 (ドル)	
				C I F	F O B
西ドイツ	152	908	36815	8974	8823
オーストリア	425	3464	116008	29854	27721
米 国	64	490	29586	7651	7002
イタリヤ	102	382	10577	2591	2420
日本	2270	14081	359934	90757	88070
パナマ	490	1845	100602	26225	23260
スイス	50	634	41887	10886	9516
ソ連	40	320	3749	1005	950
計	3598	21060	698603	176948	162262

(1969)

輸入相手国	台	数	重量 kg	金額(単位:CR\$)	米 貨 (ドル)	
					C I F	F O B
西ドイツ	—	—	26389	1440437	358518	335829
東ドイツ	—	—	4467	97583	24206	20627
オーストラリア	—	—	6218	143851	37140	35604
ベルギー	—	—	13640	241929	62101	57418
デンマーク	—	—	203	30666	7437	7125
米 国	—	—	41443	1515640	408205	368385
フランス	—	—	61	10725	2689	2499
ホンコン	—	—	2510	32816	8236	7060
イタリア	—	—	328	17587	4289	3618
インド	—	—	299	12429	3522	3092
日本	—	—	45064	1207934	307910	280136
オランダ	—	—	2851	42993	12278	11256
パナマ	—	—	2150	107313	27171	24849
英国	—	—	3908	97263	25161	22777
スウェーデン	—	—	38	2651	641	578
スイス	—	—	859	70278	17561	16909
チェコスロヴァキア	—	—	315	5588	1453	1146
ソ 連	—	—	165	1825	454	423
計	—	—	150708	5179568	1308967	1198829

輸入相手国	台数	重量 kg	金額(クロゼイロス) 単位:CR\$	米貨(ドル)	
				C I F	F O B
西ドイツ	—	7604	689826	171541	163510
東ドイツ	—	302	10022	2443	2260
オーストリア	—	198	5195	1267	1160
デンマーク	—	297	7752	1911	1749
米 国	—	1358	63997	16074	14388
フランス	—	124	5718	1455	1314
イタリア	—	2320	102054	25603	23892
日本	—	19315	290848	74135	62738
バナーマ	—	27	1964	491	448
ポランド	—	1925	3046	2368	1960
チェコスロヴァキア	—	5095	80201	20521	16905
ソ 連	—	495	5380	1359	1283
計	—	39260	1272083	319168	291607

5.3 精密機器の売れ行き（推定：サンパウロ市場）

5.1で既に述べたが、カメラ、テレコなどの輸入業者が、自分でかかえるサービス部門はそれ自体、経営収支面では赤字の所もあるが、独立した修理業者は概して儲かっているようだ。

(1) <カメラの売れ行き>

後述のFOTO FILM MIYASAKA LTDAの宮坂氏の推定によれば、売れ行きは

1970年 テレコ…… 160台 / 1日 …… サンパウロ市

1971年 テレコ…… 500台 / 1日 …… サンパウロ市

と、急速に減ってきている反面、カメラの売れ行きは次第に伸びてきており、現在、サンパウロ市場の95%を日本製カメラが占めるが、その比率は

ヤシカ 33%

オリンパス 25%

キャノン 10%

ニコンその他 32% である。

又、アサヒペンタックスの伸びは現在好調で月間サンパウロ州で250台売れているが、これはブラジル市民の生活レベルの上昇と共に高価なカメラが段々敬遠され、なくなつてきており、たとえばCR\$8000のアサヒペンタックス(F14)クラスが次第に売れ始めている。

(しかし、CR\$4000のニコン(F14)になると売れ行きは急減する。)

概して、ヤシカ、アサヒペンタックスは大学生その他青壮年のインテリ階層、ニコンはプロ向きといわれる。

(2) <日本製テレコの売れ行き>

価格は、アカイの場合CR\$5000から、高級品のCR\$8000まで、いろいろあり高級品は音楽愛好家に好まれるが、高価なので大

きな売れ行きは示していない。

むしろ、マツピンなど大衆向デパートやエレクトロプラスなどの電気器具専門の大商店の月賦販売方式システムに乗せられたクラウンなど二級品から、ナショナルなどの上級品に人気がある。クラウンの品物はCR\$ 300~CR\$ 400と機種も30近くに達している。

また、カセット(テープを含まず)は、CR\$ 800前後で学生、若者向きの手頃な値段で市販されており、売れ行きはますますといった所。

尤も、ここ数年、日本人が日本からカメラ、テレコを大量に持ち込んだといわれ、その影響はかなり業界に深刻である。

(3) <国産テレコ>

わずかに自動車用テレコのテープがつくられている程度。

ブラジル、フィリップ社は国産を開始したといわれて久しいが、実際は未だ量産に入っていない。

(4) <カメラの使用頻度>

日本人の1/4以下といわれるが、サンパウロのカメラの故障修理は案外多く有望。テレコは1969年頃から売り始められたので、

1971年~1972年にかけて修理が増えることは確実。

サンパウロ市以外の州内地方のカメラ、テレコの売り行きは好調でサンパウロ州奥地のリベロン、プレットの或るカメラ店では一日の総売上げがCR\$ 4000~CR\$ 5000に達するといわれる。因みにサンパウロ市内の中心部に近い小売二流店の場合、1月の売上げはCR\$ 25000が限度となつている。

さらにサンパウロ市内中心地を離れたところにあるショッピングセンター、小売店などの売上げは月平均CR\$ 3000前後と推定される。

5.4 精密機器、修理業界の環境（立地条件）、金融、労働、技術の各面からの考察

次に、フィールドリサーチに依つて得られた種々の事項を本項表題に従つて、4つの観点から観察してみよう。

1. 環境など立地条件

サンパウロ——調査の対象とした(A)(B)の何れもが市の中心部又はそれに近い場所を占めているが、注目すべきことは、修理店の場合には目抜き場所を占めることが必ずしも必要条件ではないが、顧客にとつて交通の至便な場所であることが必要である。

光学機器、その他附属品、フィルムなどの小売店は、目抜き場所を占めることが望ましいが、この場合、それは市の中心部だけでなく、現在、市のはずれにも形成されつつある商店街やショッピングセンター等も今後有望な場所となることが予想される。従つて、修理店がこれら小売店などと結びついて、前者が後者から受注を常時受ける形態に重点をおく場合は、前者の立地条件は、さほど重要ではない。しかし、電話を備えることは最少限度必要であることは論をまたない。

2. 金融面の考察

サンパウロ、リオ共に日系の銀行があるが、貸付の条件は、最低、貸付申込み額に相当する担保、裏書人などを要することは日本と変わらない。

新しい技術移住者に対する金融条件は、本人の資力如何と言える。調査の対象となつた者には、その営業規模が小であり、銀行融資を受けた経験をもつものは少い。一般に小さな自己資金で始めて着実にそれを増やして来ているものが多い。

尚、銀行に預金した場合の金利は、定期預金で年2.4%前後、借出し金利は業種、地域、期間などにより大きく（年7%~7.0%）異なる。しかし、一般に年間1.9%から3.3%と言つた処。（3.7 金

融条件の項参照)

3 労働条件など

技術者の雇傭条件 給与

(イ) カメラ

月給	高級カメラ技術者	CR\$	2,000,000以上
	中級	"	800~1,000,000
	初級	"	350,000

ただし、ここで云う高級カメラ技術者とは、高級カメラ、即ち、ニコン、キャノン、ライカその他外国製カメラを修繕でき、且つ、調整機器の操作、調整修理ができる、工業大学、工業高校出身の者、又は特にすぐれた熟練工が、これに相当するが該当する者は少ない。

(ロ) テレコ

月給	高級	CR\$	1,500,000
	中級	"	800~1,300,000
	初級	"	400,000

一般に中級以下の技術者には、良い技術者がいないといわれ、業者は多くの候補者の中から数少ない本当の優秀な者を求める事にやつきになつている。

昇給は、能力主義を採用している会社を例にとると、ブラジルで年1回行われる法定最低給料の引き上げ(通常4月末から5月初めに行われるのが普通)のほか、年末の給与調整で仕事ができる者に対して巾を多くしているところが多い。

また、別の所では、法定最低給料の引き上げ時期とは関係なく、年間30%平均の引き上げをし、15%ずつ2回実施して、1回は全員に対し、他の15%は優秀なもののみとしているところもある。

その他社会保障

保険制度などについては、38労働条件で述べる。

因みに本業界では、週5日制(44時間)を厳守している所がほとんどである。

4. 技術水準

(カメラ)

2~8のものをのぞけば、概して低いといえる。

客層は(a)高度の技術を要する高級カメラと、(b)中級技術者の経験とカンで修繕可能な中級カメラとに二分できよう。

業界の意見は、将来高級カメラの修ぜんが中以下のそれを上廻るといふ見とおしが強いの。

(注意すべき点)：日本人技術者の多くは、完全な修理より商業面、たとえば修理場の一角(コーナー)でフィルム、中古カメラ、アクセサリーを売るなど商業面を重視する傾向が強く、それが逆に修理代の割高となつて表われ、客層を失うことがある。(価格の項参照)

カンによるという見方は、修理調整器具を完全にそなえず、たとえば、焦点の調整をカンに基いて行つているものが多い。これは独立経営の修理店に多い。

しかし、輸入業者のサービス部門は完全な機器をそなえている。

故障の頻度

(A) シャッター部分…… 80%	(B) シャッター…… 50%
露出計…… 10 //	フラッシュ…… 10 //
巻き取り…… 5 //	巻き取り…… 15 //
枚数計…… 5 //	露出計…… 10 //
	その他…… 15 //

(部品を落した速度計が合わないなど)

(テレコ)

カメラに比して、比較的修理が容易。ラジオ、テレビの修理技術をもつものでこれを行つているものが多い。カメラ、テレコの輸入

業者の見方によれば、テレコの技術者は、カメラのそれに比べて数
が多く、且つ高度の技術を要しない。

しかし、テレコとカメラの両方の技術を持つているものはきわめて
少い。

電子応用電気機器調整機器としては、次のようなものを備えている。

A 社	焦点調整用テスター	(カメラ用)
(個人の修理店)	速度メーター用調整器	(同上)
	その他の調整機器	(同上)

B 社	オシロスコープ	2台
(輸入代理店)	シンクロスコープ	2 "
	高周波発信器	1 "
	ワウメーター	1 "
	回転ふらつき	1 "
	テスター	1 "
	バルボル	1 "
	ビデオ発信器	1 "
	カラー	1 "
	メガ	1 "
	トランジスターチェッカ	1 "

しかし、これら機器類を一式完全に備えている個人経営の修理業は
意外に少ない。但し、日本その他の有力メーカーの輸入代理業者らは、
これらメーカーから直接、計器類一式を取り寄せ、技術的に完全な修
理を行える状態にある。

これら調整機器の故障などは、これを扱う技術要員が直接修繕を行
うのが普通。これら調整機器だけを修理、調整する専門店はまだない。
また、そうした必要も見当たらない。

3.5 規模業態

現在のカメラ、テレコの修理のみについて見た場合、諸例をあげると下記の如き規模業態となる。

A社 資本(自己資金)

修理場の広さ …………… 8 m × 5 m
 人員(カメラ)……………中級技術者(カメラ) 2名
 (経営主自身を含む)
 同(テレコ)……………中級技術者 1名
 創 立 …………… 1962年

B社 カメラ、テレコなどの輸入商社の一部門としてのサービス部門

修理場の広さ …………… 5 m × 20 m
 カメラ、テレコの修理(カメラとテレコの修理の比率 $\left. \begin{array}{l} \text{カメラ} 10\% \\ \text{テレコ} 90\% \end{array} \right\}$)
 資 金:(企業主の資本の一部がこの部門にもまわされる)
 人 員: 10人
 サービス部門の歴史: 5年(1966年)

C社 カメラ、テレコなどの輸入商社のサービス部門

修理場の広さ…………… 10 m × 15 m
 取扱量テレコ…………… 95%以上
 カメラ…………… 5%
 人 員…………… 20人 < $\left. \begin{array}{l} \text{テレコ} 1.6 \\ \text{カメラ} 4 \end{array} \right\}$
 サービス部門の歴史…………… 1966年創設

D社 サービス部門

テ レ コ…………… 90%
 カ メ ラ…………… 10%

修理場の広さ……………7 m×12 m

人 員 ……………14名(サンパウロ) 6名(リオ)

歴 史 ……………1967年以来

E社 高級カメラの修理

修理場の広さ……………2 m×3 m

カ メ ラ……………100%

人 員……………1名

歴 史……………1968年以降

5.6 経 営 条 件

(イ) 輸入パーツの確保が不可能な場合は、代替品の新規製作、又は類似の他部品の改造ができることが必要である。

注：これがなされるためには旋盤などの工作機械を備えるか、(大規模にやる場合)又は、時計修理店などへ発注する。(小規模の場合)

(ロ) 数名の優秀な技術者がグループをつくり、あらゆる種類の故障にそなえる。

(ハ) 修理店の場所を商店街又はショッピングセンターから百メートル内外の交通の至便な場所にとること。

(ニ) 電話を確保すること。

(ホ) 収支のバランスを月毎に正しく行うこと。一般には計画士に依頼する方法がとられている。

注：税金は修理業に関しては、市税として毎月、サービス税の名目で売り上げに対し、5%徴収される。

年間国税として徴収される所得税は別。

(注意すべき点)

(a) 客から修理代を受取るとき、客に渡す受領証の金額を実際の何分の一かに引き下げるか、又はこれを全然出さずに行う修理業者がある。

(b) また、新しいパーツを使った修理には、新品のパーツを売ったことになるので、その場合、工業製品税と商品流通税が課税される。

(注)：工業製品税（連邦政府税：18%）

本税は、カメラのパーツ（部品）の場合、輸入卸売業者がパーツを小売店又は、修理店へ売り渡す時点において、後者により支払われる。

小売業者（又は修理店）が、このパーツをカメラの修理に使えば、その分を顧客から取り立てるのが普通。

商品流通税（州政府税：16.5%）

本税は、売り手（卸、小売りを問わず）負担となっており、新しいパーツ（商品）が売買され、移動する時点で売主が負担する。

課税方法は、前次点の課税額を超える場合のみ、その差額のみを支払うが、1カ月毎にまとめて納めるのが普通。

工業製品税の脱税は、厳しく罰せられる。

(c) ポルトガル語の会話が一通でき、尚且つパーツ、その他について専門用語で客との応対ができること。

言葉の問題を解決する方法としても、最初の一年間程度、現地の修理店で歩合、又は月給制で働くことが実際的で有効。

事実、当地のK. J O J I M A（城島商会）では、カメラの修理専門家を求めている。

(d) 修理代の取り立ては一切現金、小切手による支払いなど信用貸しは一切行わない。それは貸し倒れになるのを避けるための措置である。

(e) 修理機器を完全にそろえること。

テスター、焦点調整などに要する高級ものは、日本で使用している

ものを持ってきて使うこと。

57 コストの分析と収益率

コストの分析

コストの主要なものは、

A) 輸入業者の場合

例1

人件費	70%
減価償却費	20"
部品の在庫金利	2"
家賃	5"
光熱費	2"
その他	1"

B) 修理店の1例

維持費の主なもの

事務所、修理場の家賃	CR\$ 800.00
電気、水道代	CR\$ 180.00
計理事務所への謝礼	CR\$ 150.00
広告代	CR\$ 1000.00
(日系新聞3紙1口)	CR\$ 500.00
邦画シネマ1回	CR\$ 500.00
電話帳(職業別)	CR\$ 250/月
交通費(バス代、タクシー代)	CR\$ 1000.00
保険費(盗難、火災保険 附保額CR\$5000000に対し)	CR\$ 880.00
サービス税	CR\$ 4000.00

C) 維持費の主なもの(輸入業者の1例)

出 資 内 容	金 額
家 賃(修理場用)	CR\$ 600000 (月)
人件費(給与CR\$750×4(平均))	CR\$ 300000 (月)
社会保障負担分 (人件費に対し、50%と概算している)	CR\$ 150000 (月)
電 気 代	CR\$ 12000 (月)
サービス税(5%)	CR\$ 35000 (月)
雑 費	CR\$ 15000 (月)
計	CR\$ 572000

取 益 率

収益率は、手間賃の形で入る修理費全体から、維持費を差引いたもので維持費は規模により異なるから、一概に確定できないが、概して小人数による、小規模な経営のやり方の方が収益率はよいようである。

(カメラの場合)

修理代の決め方は、(イ)故障の種類 (ロ)パーツ (ハ)要する時間 (ニ)カメラの価格(中古の度合が強い場合時価、新品の場合は市販価格)を加味する修理業者がある。

修理費(ニ)のカメラの価格をベースにとり、且つ、(ロ)パーツを入れると高くなるので、この二つの要素が主なる場合は、普通、要する時間+パーツ代で計算する方が良策である。

日系技術者(経営者)は、カメラの価格をベースにする者が多く、高級カメラの修理代を高いものにしてている。

一方、カメラ卸、小売店で引き受ける修繕の場合、店主が客と修理店との介在をし、普通修理代に対し、60%の利益を加さんして客に

請求しているところもある。その場合、直接客層を握っている修理店は60%分を自己の利益に繰り入れることができるので有利だが、客層は買った店に一応修理にもつて行く傾向が強く、客の心理がこの場合の決定的な要素であるので如何ともし難い。

標準修理価格

A 社	カメラ	・CR\$3200 (時間).....	ベース
(個人営業)	カセット	・CR\$2500 (＃).....	同上
	テレコ	・CR\$3000 (＃).....	同上
	(中・大型)	CR\$3500 (＃).....	同上

B 社	高級カメラのコイル部分.....	CR\$9000	ベース
(個人営業)	同上 露出計・光電.....	CR\$9000	ベース
		池の故障	
	同上 シャッターの故障.....	CR\$20000	ベース

注：リオデジャネイロでは、高級カメラのシャッターの故障の修理費は、ベースとしてCR\$40000さらにCR\$4500(時間)の手間賃、所要時間3時間とするのが普通。サンパウロ市内でも高級カメラ(例：ニコン、F. T. N. 市販価格CR\$50000)の価格の10%をベースにしている所が多い。当店は上記ベース料金のほかに手間賃として、時間当りCR\$1500を請求する。

歯車類のパーツを必要とする故障：

大きな歯車 1個 CR\$500~CR\$1000

小さな歯車 1個 CR\$2000~CR\$3000

注：パーツは普通入手難であるが、その解決方法としては、古くなつて廃棄されるものを工作機械を使つて再生し

直すか、又は時計修理店などで調達又は再生を依頼する。工作機械は自分で持つ必要は全くない。）

C 社 テレコ 保障期間内は無料。これを過ぎると有料。
(輸入代理店) 修理費は、部品を必要とする場合は平均CR\$
3000からCR\$10000に達する。

D 社 高級カメラ・シャッターの故障
CR\$10000~CR\$15000(ベース)

同上 まき取りの故障
CR\$ 5000~CR\$ 6000

中級カメラ・シャッターの故障
CR\$ 5000~CR\$6000

(注：高級カメラとしてはキャノン、ニコン、アサヒペンタックスなど、まだ中級カメラとしてはヤシカ、オリンパスなどと分類している。但し、シャッター部分の故障は、業界でも競争が多いので場合によつては、CR\$7000~8000まで値引きし、2~3時間で片付けるよう努める。

B. 市場の分析

5.8 精密機器の修理市場の規模と需要

リオ，サンパウロを含め，かなり大きいものと考えられる。同業者の数は主なもので，サンパウロ市内に30，規模は大きいもので40人から，小さいもので1人で就業しており，修理職人の総数は約400と云われている。

同業者間の競争は，客が安い修理店を求めて1軒1軒さがしてまわるといわれ，意外と激しい。しかし，修理業者は，サンパウロ市の人口450万（大サンパウロ都市圏800万）の割に僅少であるので将来のカメラの需要の伸びを考えると，有望な業種であると考えられる。

注目すべきは，地方（奥地）の修理業者の不足

- (a) 奥地の農牧地帯集散地に点在する町（人口15万から20万の）は，カメラ，テレコその売れ行きは好調だが修理をする人がいない。そのため，小売店の人が故障のカメラを一まとめにし，定期的にサンパウロへ出て修繕し，同時に写真材料，その他を仕入れて帰るといつたことが行われている現状であるので，賢明なる修理業者は，
- (b) (a)と逆に，フィルムなどをサンパウロから運びながら，同時に修理を行うというやり方で，感光材料の販売手数料と修理との二つの仕事を同時に行っている者もある。

リオ市場

現在，リオの修理業界（カメラ）は，1960年当時のサンパウロと同様，処女地に近い状態といわれる。

リオには，修理の技術者がきわめて少なく，サンパウロ市の修理業者は，リオで注文を取つてサンパウロへ運んでいるようであるが，ただ，リオは気温と湿度が高いのでカメラなど精密機械の修理は，或程度能率が低下する。これは作業する人間の能率が低下するため

である。

リオのカメラの修理代は、サンパウロに比べ平均30%方高い。ヤシカ、オリンパスなど日本製に次いでドイツ製など外国製が多い。

日本から進出しているA社(カメラのメーカー)は、その販売網を通して売り上げを、1966年以来、着実に伸ばしてきており、現在(1971年7月~8月)サンパウロ市場(州・市)だけで月250台の売上げを実現するに至っている。

因みに“5.2 精密機器の輸入量”から、普通カメラは、1967年から1969年までの3年間に339,438(台)、テレコは、364,498(台)テープレコーダーは同期間に334,498(台)、カセット(テープを含む)は、1969年に215,837kg(第1表の2参照)入っている。

これらデータは、精密機器の修理の需要を推する資料として役立つとおもわれるので、ここに繰返し列挙した。

5.9 PRの方法

広告の手段としては、一般に新聞、職業別電話帳、看板などによっている。サンパウロでも発行されている三つの邦字新聞のうち2社は発行部数が30,000)は、広告料金が最小型、最低料金CR\$ 1700(1回のみ)(大きさ25センチ×35センチ)

また、他の一社(発行部数1万5千)は、最低料金CR\$ 1300 大きさ25センチ×35センチである。

一般にはなばなしい宣伝は行っていないが、顧客の口から口へ伝えていくより努力することが肝心であるとおもわれる。

5.10 輸送方法

調査の対象としたもの(輸入代理店3, 写真館1, 修理店3)の9

ち、輸入代理店は何れも製品の運送、コンビ(VW)を1~2台所有している。

しかし、アフターケア部門はそれ専門の車を使用していない。

一般に修理は客が店頭へ出頭する場合がほとんどで、こちらから出向くことは皆無といつてよい。

写真館、修理代理店のうち、OPTIMARがコンビ1台を備えているほか、他の二つ共、車は所有せず、集金のため又は注文を受けに出向くさいの交通は専らタクシー又は市内バスを利用している。

この業界では特に車を所有する必要はなく、サンパウロ市、その他の都市では、市内バス又はタクシーを利用するのが最も経済的である。

サンパウロ市内の交通はよく発達しており、料金は市内バスがCR\$ 0.45、タクシーは基本料金CR\$ 0.90、2キロ走つて概算CR\$ 1.50~CR\$ 1.80(停車時間も含め)乃至CR\$ 2.00といつた所である。

5.1.1 進出の可能性

カメラ、テレコ、カセットなどの輸入売り上げが着実に増加しているところから、その修理業は、今後有望な職業と言えよう。

輸入売り上げの増加に対し、修理業者の絶対数は、1960年当時に比べ、それ程増加していないが、それは輸入業者がアフターサービス部門を設けたことに大きな原因があるとみられている。しかし、これらアフターサービス部門でさえ、増大する輸入、売り上げに対し、その故障、修理、調整などを全部さばききれないというのが真相のようである。

修理業者の中には、こうした傾向を利用し、粗悪なサービスに不当な料金を取る者がかなりおり、評判を落した例が少なくない。

また、輸入業者のアフターサービス部門の下請け的役割りを課して

いるものがある。このやり方は中間業者が介在しているため、客筋が不安定で満足すべきサービスが行われたい嫌がある。進出を企画する修理の専門家はこの点に留意し、独自の販売網を組織する心構えが必要だ。暴利をとらないこと、客が満足するよう何時も変らぬサービスをするという基本的な態度の欠除が一般の風潮である。

この点、日本との違いであるが、客の側は安いよいサービスを探す点は東西共通であるから、日本人の客に対するサービス精神を失わないなら、伸びる可能性は大であるとみて間違いない。

本調査は、サンパウロ市が対象となつてゐるが、リオデジャネイロ、ポルトアレグレ、ベロオリ、ゾンテなどの大都会とサンパウロ州の地方（いわゆるインテリオール）の中小都市はテレコ、カセット、カメラの修理専門家の絶対数不足が甚だしく、この方面へサンパウロからわざわざ修理屋が出張修理するか、もしくは客の方から出向いてくるなどの不便な方法をとつてゐるといわれている。

ブラジルの経済の発展は、政府のすぐれた指導により著しく、国民生活も特に都市部で序々に豊かになつてきている。今後その傾向はますます強まると予想されている。且ては、手の届かないぜいたく品であつたこれら精密機械の売り上げが伸びることは確実とみられ、その修理業もさらに必要な存在となる。5.2にみられる如く、当地には日本製カメラ以外のドイツ製、その他欧米諸国製の外国製品が多いから、日本製のものに慣れた者にとつては当初、困難な面があるかも知れない。

進出を希望する人への忠告

また、資金を持ち込む場合、これを一旦銀行へ預金し、その間1乃至2年、現地の同業者の元で、言葉、外国製品に対する実地の経験を積み、爾后銀行の信用と社会の信用の二つ得て初めて独立の条件がと

とのり訳であり、銀行融資獲得のための基本的条件でもある。

こうした現実的な行き方が新しく進出してくる人の長期的プランの基本ではなからうか。

本調査にあたっては、次の5つの修理店及び3つの精密機器の輸入代理店の経営者(何れもサンパウロ市内)から資料を入手した。

輸入代理店の部

(1) T. TANAKA & Cia LTDA

経営者: PAULO TATSUHIKO TANAKA

(パウロ タツヒコ タナカ)

資本金: CR\$ 480000000

所在場所: RUA MARTINS FRANCISCO, 438

(ルア・マルチンス・フランシスコ)

電話: 52-2223, 51-1137, 51-1960 サンパウロ市

業種・輸入: (直販)

取扱機種: カメラ(ニコン)

テレコ(ソニー)

技術アフター・サービス部門の有無: あり

(2) 城島商会

K. JOJIMA & CIA LTDA

責任者 城島 慶次郎

営業部長 山下 日彬

TERUAKI YAMASHITA

資本金 CR\$ 1000000000

所在場所 AV. SENADOR QUEIROZ, 498-536

SÃO PAULO

電話 227-1525, 227-2617, 227-6403,

227-7014

(電 略: KEIJOJIMA SAOPAULO)

業 種: 輸出入貿易及び直販

(輸入: 光学機械, 映写機械, 特殊電球, テレコ,
電子工業品, 自動車部品)

(輸出: 伯国特産品)

技術アフター・サービス部門の有無: あり

(3) TROPICAL LTDA

経営責任者: JACQUES COHEN

資本金: (公表せず)

所在場所: RUA JESUINO PASCOAL, 44 SÃO

電 話: 220-5422 PAULO

業 種: 輸入, 直販 アカイ, ソニー, キヤノン

技術アフター・サービス部門: あり

(4) FOTO FILM MIYASAKA LTDA

経 営 者: MIYASAKA TAKESHI

所在場所: RUA CONSELHEIRO FRUTADO, 124

SÃO PAULO

電 話: 33-3613, 34-8343

業 種: 書類・身分証明書用写真, 工業産業用特殊写真, 取
材用カラー写真, カタログ用商業写真, フォトコピ
ー, ゼロックスコピー, 各種輸入カメラ, フィルム
フラッシュ, その他あらゆる附属品の小売り。

技術アフター・サービス部門の有無: なし。特定の修理店へ出す。

修 理 店

(5) YAMADA OFICINA (山田カメラ修理店)

ヤマダ ・ オフィシーナ

経 営 者：山 田 ひろみち

所 在 場 所：RUA ANITA GARIBALDI, 45-2^o AND.

SALA 201

(注・サンパウロの中心部の一角に所在)

電 話：34-5590

業 種：あらゆるカメラとテレコの修理

電子応用電気機器修理調整機具の有無：所有

(6) OFICINA "ZUIKO"

オフィシーナ ズイコー

経 営 者：王 瑞 (台湾出身・中国々籍)

ワン ズイコー

所 在 場 所：PRACA ALMEIDA JUNIOR, 97-3^o AND.

ブラッサ・アルメイダ・ジュニオール 3階

LIBERDADE SÃO PAULO

リベルダーデ サンパウロ

電 話：278-4983

業 種：高級カメラの修理

(7) ASSISTENCIA TÉCNICA OPTIMAR

経 営 者：FREDERICO MATZNER Jr.

所 在 場 所：AV. CASPER LIBERO, 58.1^o AND.

SALA 104

電 話：34-3527 サンパウロ

業 種：高級カメラの修理, 調整

(附 属)

カメラ及び付属品の輸入関税率及び工業製品税 (I. P. I)

	(%) (L.P.I%)
レンズ(凹凸)の焦点が固定され,暗函(密閉式)カメラ	5.5
1.8×1.8 cm, 5×7 cm又はそれ以上の職業用カメラ	1.5
グラフレックス, プッシュユ, リノック, テクニカ型又は類似の報道用カメラ	1.5
航空写真用カメラ	9
警察特殊捜査用又はそれに類似のカメラ	9
顕微鏡写真用カメラ	9
その他	30
フラッシュユ(パツテリ)	5.5
電子, フラッシュユ	37
その他	5.5
撮影機(手で扱ふもの, ロープ上で操作するもの, 8ミリ以上16ミリまで有声又は無声式)	37
同上(但し, 35ミリ)	20
番気操影機(8ミリ以上16ミリまで, 有声又は無声)	37
シネ・アプロジエクター(8ミリ用, 有声又は無声)	4.5
同上 (16ミリ用, 有声又は無声)	30
シネ用録音機	37
その他	4.5
写真用引伸機	4.5
スライド・プロジエクター	1.5
音声, 画像のシンクロニゼーション装置	30
音声, 画像のコピー又は複製機	30
写真の現像又はそれに類似のオートレネーション用機器	30

5.2 工作機械(旋盤,ボール盤,フライス盤
平削盤,その他)の製造と販売

A 市場の現況

5.1 市場の一般的性格

政府は1970年12月、国産工作機械の振興をはかるため、工業製品税に対するクレジットの供与、商品流通税(1&5%)の免除の二つの重要な措置をとつた。

工作機械メーカーとその販売を担当する大手卸商にとつての最大の問題は、工作機械の売上げを増すことにあり、税の削除が直ちに売上げに結びつかないのが実状である。

即ちブラジルにおける工作機械の販売は決して楽なものではなく、顧客に対する長期融資、ストックにかかる金利、販売業者間の競争など、多くの困難な面をかかえている。メーカーの多くは販売を卸商に委せており、独自の商業販売網を確立しているものは少い。伝統的にメーカーがその製品を代理店に渡し、販売を委託する形式が著製されている。

代理店は国産機械の特約店である場合は少く、外国製品の代理店を兼ねているものが多い。

輸入品は高価であるにも拘らず売行は良行であり、代理店の利益は大きいといわれている。国産品は外国製品に押され気味であり、対抗策として価格を引下げ、利益を最少限にすることにより売捌いているのが現状のようである。

メーカーの中 Romi ; Vigorelli 両社は、こうした弊害を避けるため、独自の販売網を確立し、価格の統一、サービスの徹底を期している。(しかし遠方の州における値段の格差、部品面のサービス上の問題など未解決の面が多い。)

旋 盤 <1969年>

輸 入 相 手 国 (ポルトガル語のア ラビア語)	台 数	重 量 (kg)	価 格 (クルゼイロス換算)	米 貨 (ドル) 建 て 価 格	
				C I F	F O B
西 ド イ ツ	146	556433	8790238	2363102	2256299
東 ド イ ツ	1	35000	319669	77968	73150
ア ルゼ ン チ	12	19348	209632	51918	50369
オ ー ス ト リ ア	2	13700	151059	41273	38804
ス ベ イ ツ	1	1420	15976	3906	3669
米 国	21	121606	3990925	1011676	981996
フ ラ ン ス	5	22198	437232	108856	102451
ハ ン ガ リ	2	1393	14620	3523	3165
イ タ リ	6	10991	111703	28596	26583
日 本	1	7540	49765	11877	10315
ポ ー ラ ン ド	1	5300	42004	10397	9342
英 国	5	15186	296545	77468	72811
ス ウ エ ー デ ン	2	2321	57615	17893	17428
ス イ ス	27	41351	1157898	292032	281372
チ エ ツ コ ス ロ バ キ ヤ	20	65481	1289978	328078	308403
ソ 連	5	85850	574300	141048	131445
総 計	257	1005118	17509159	4569611	4367602

ポ ー ル 盤

輸 入 相 手 国 (ポルトガル語のア リアベット順)	台 数	重 量 (kg)	価 格 (クルゼイロス換算)	米 買 (ドル) 建 て 価 格	
				C I F	FOB
西 ド イ ツ	99	479109	5595131	1478487	1393037
東 ド イ ツ	22	185498	1149960	294088	268795
ア ルゼンチン	1	900		4396	4000
オーストリア	3	105	1192	312	301
ベルギー	1	7800	165771	40432	39382
デンマーク	24	43907	471007	116095	109198
スイス	7	2062	14031	3381	3027
米 国	82	337131	4771812	1196464	1152125
フランス	3	3650	79062	21159	20253
イタリア	42	71078	768054	197957	186291
日本	19	76538	935496	230543	216610
ポ ー ラ ン 本 国	22	91710	487464	122829	110226
英 国	8	8354	119787	30003	28228
ルーマニア	36	45240	158608	40598	33508
スウェーデン	11	5735	79389	21652	20833
スイス	4	3858	195501	49136	48297
チエコスロバキヤ	39	307284	1722283	431007	390229
ソ 連	21	194528	665708	165630	151384
総 計	444	1763987	17332982	4444119	4175724

アライズ盤

輸入相手国 (ポルトガル語のアラ ブアベット順)	台数	重量 (kg)	価 格 (クルゼイロス換算)	米貨(ドル)建て価格	
				C I F	FOB
西 ド イ ツ	106	412672	5999488	1606413	1530262
ア ルゼ ン チ ン	1	1000	18946	4621	4479
デ ン マ ー ク	1	3075	45470	11570	11259
ス ベ イ ン 国	9	26291	163634	42020	37497
米	64	210166	3962420	977679	947403
ア ラ ン ス	13	20295	555288	137995	133110
イ タ リ ア	43	91628	1247254	317406	301237
ユ ー ゴ ス ラ ビ ア	4	2475	37528	9043	8513
日 本	1	5585	22122	5979	4813
オ ラ ン タ	3	2378	103241	26173	25453
ポ ー ラ ン ド	29	77990	660617	167325	153632
英 国	18	135138	1325519	329324	309912
ル ー マ ニ ア	8	17400	137539	34810	32675
ス ウ エ ー デ ン	9	15825	168306	42432	39855
ス イ ス	9	24117	604555	153301	147584
チ エ ツ コ ス ロ バ キ ヤ	47	113932	1105168	276086	251600
ソ 連	36	332429	1455116	363054	339696
総 計	401	1392396	17612211	4505231	4278980

形削盤 (ブライナー) Plaina - Limadora

輸入相手国 (ポルトガル語 アベット紙)	台数	重量 (kg)	価格 (クルゼイロス換算)	米貨 (ドル) 建て価格	
				CIF	FOB
フランス	24	102240	931581	261796	245278
スペイン	1	1014	9385	2370	2210
米 国	1	25126	205482	53791	49051
イ タ リ ア	1	28370	248075	60506	56650
日 本	1	21044	177340	46424	43070
総 計	28	177794	1571868	424887	396254

輸 入 相 手 国 (ポルトガル語のアル フアベットの順)	台 数	重 量 (Kg)	価 格 (シルベロス按算) (単位 cr \$)	米 貨 (ドル) 建 て 価 格	
				C I F	FOB
西 ド イ ツ	114	288127	5246468	1367156	1297474
東 ド イ ツ	4	19590	228207	57340	55285
ア ルゼンチン	3	6511	78241	19360	18711
オーストリア	1	405	7197	1836	1772
デ ン マ ー ク	31	95871	865434	214488	196553
ス ベ イ ン	7	9642	87553	22306	21130
米 国	69	214264	3870689	970063	929669
フ ラ ン ス	6	7090	188224	51846	49947
イ タ リ ア	68	159476	1662148	420852	394085
日 本	18	1375	35451	9272	8805
オ ラ ン ダ	7	29021	518322	130779	124844
ポ ー ラ ン ド	17	34467	253533	64094	57228
英 国	21	21317	537529	131567	125643
ス ウ エ ー デ ン	18	60019	1368458	340494	329410
ス イ ス	38	73116	3359015	821172	795602
チ エ コ スロバキヤ	27	54920	486335	124866	113756
ソ 連	6	17564	103486	26111	24225
総 計	455	1092715	18896290	4773402	4544139

5・3 工作機械の国産量

ベッド上の振り …… A 普通旋盤 Torro mecanico 往復台上の振り …… B	生 産 量			1台の平均価格 単位 cr\$
	資料の提供に 応じた企業数	生 産 数 (台数)	生産量 (金額) 単位 cr\$,000,000	
Aが155ミリまで (又はBが310ミリまで)のもの	6	1,886	9,829	4,946.44
Aが155ミリ~255ミリ (又はBが310~510ミリ)のもの	5	1,486	23,043	15,506.72
Aが255ミリ以上 (又はBが510ミリ以上)のもの	3	845	13,101	15,504.14
計	14	4,217	45,473	35,957.30
ターレット旋盤 (Tornos Revolver)				
主軸孔の口径 26ミリ以内	1	84	232	2,761.90
主軸孔の口径 26ミリ~51ミリ	4	220	2,036	9,254.54
主軸孔の口径 51ミリ以上	3	232	9,539	41,116.37
計	8	536	11,807	53,132.81
総 計 (普通旋盤とターレット旋盤の合計)	22	4,755	57,280	83,090.11

— 資料の出所 — Instituto Brasileiro de Estatístico : IBGE

Departamento de Estatísticas Industriais.

Comercial e de serviços

ブラジルの統計院 : 工業, 商業, サービス局

万 能 ポ ー ル 盤	生 産			1 台 の 平 均 価 格 単 位 : c r \$
	資 料 の 提 供 に 応 じ た 企 業 数	生 産 量 (台 数)	生 産 量 (金 額) 単 位 c r \$ 100000	
主軸の口径が40ミリまで	7	187	2965	15855.61
主軸の口径が40ミリ以上	1	14	274	19571.42
計	8	201	3239	35427.03
直立フライス盤及びびラジアル・フライス盤 (Furadeira de Coluna ; Furadeira Radial)				
直立ボール盤及びびラジアルボール盤	21	9690	9189	92259
平削盤 ・ 研削盤 Plainas Retificadoras				
ブライナー	11	1018	5759	5657.17
クラインダー (研削盤)	6	68	1951	28691.17
合 計 (ブライナーと クラインダー)	17	1086	7710	34848.34

5.4 国産工作機械の輸出品 <1969>

旋盤

輸出先	台数	重量(重さ・kg)	FOR金組(ブラジルの港)	
			クルゼイロス 単位 cr\$	米貨ドル 単位 us\$
コロンビア	1	460	5723	1365
メキシコ	2	1750	7610	2000
ペル	2	3800	26487	6500
計	5	5010	39820	9865
アルゼンチン	1	12626	282479	65846
ボリビア	1	69	297	72
チリ	25	12944	62802	15562
メキシコ	685	80577	361733	87709
ペル	17	5390	33215	7877
ウルグワイ	1	295	322	78
計	730	111901	740348	177144

ボール盤

フライス盤

型削り盤 (ブライナー)

Plainas

輸 出 先	台 数	重 (重さkg)	F O B 金 額 ; プ ラ シ ル の 港	
			クルセイロス 単 位 c.r.\$	米 貨 ド ル 単 位 u.s.\$
南 ア フ リ カ	2	3140	10415	2620
ボ リ ビ ア	2	720	3660	962
チ リ	49	66812	233806	57473
メ キ シ コ	280	299708	1060033	259896
ペ ル	7	12110	40685	9596
ウ ル グ ウ ァ イ	1	885	1980	480
ヴ ェ ネ ズ エ ラ	3	4750	18233	3208
計	344	388125	1363812	334595
チ リ	2	930	9411	2407
コ ロ ン ビ ア	5	42282	372140	88816
メ キ シ コ	8	8945	31801	7500
ペ ル	1	2700	27203	6500
計	16	49857	440555	105223

研削盤 (グラインダー)

Retificadora

5.5 主なメーカー サン・パウロ市場

旋盤 (Tornos)

主なメーカー4社

Romi ロミー社 (サンパウロ州, 及びベルナンブコ州)

Nardini ナルデイニ社 (サンパウロ州)

Traubomatic トラウボマチック社 (サンパウロ市)

Engenheiros Associados エンジエニエイロス・アソシアドス社 (サンパウロ市)

ロミー社

Industria Romi S. A.

所在地 Sta. Barbara D'Est サンパウロ州

資本金+準備金 cr\$ 6039100 (1970年現在)

純利益 cr\$ 686500000 (1970年)

Industria Romi do Nordeste S.A.

所在地 レシフエ

資本金+準備金 cr\$ 321000000

純利益 cr\$ 515000000 (1969年)

" cr\$ 700000 (1970年)

展望

旋盤メーカー中の最大。一説によれば同社は世界の旋盤メーカー中最大のものの一つ。その製品は120種に及ぶが、製作は万能旋盤に重点がおかれている。

独自の販売網をもつ。1970年12月の政府による。国産工作機械に対する商品流通税廃止(16.5%)のあとをうけて、10.2%の値下げを、他メーカーに先がけて実施した。

保証期間……1年間(製作上の欠陥に対して保証)

アフター・ケア……同社の技術部門が直接サービスを行
う)

—工場所在地(3カ所)—

サント・アンドレー市 (サンパウロ州)

サンタ・バルバラ・ド・オエステ市(サンパウロ州)

レシフェ市 (ペルナンブコ州)

—直営代理店事務所々所在地—

ホルト・アレグレ市 (リオ・グランデ・ド・スール州)

ジョインビール市 (サンタ・カタリーナ州)

クリチバ市 (パラナ州)

ベロ・オリゾンテ市 (ミナス・ジェライス州)

リオ・デ・ジャネイロ市 (グワナバラ州)

サルバドール市 (バイーア州)

レシフェ市 (ペルナンブコ州)

—輸 出—

中南米諸国および北米

—モ デ ル—

主なもの8種(大小各種;工業学校教授用;職業訓練用の
小さなものから特殊旋盤まで含む)

価 格 : cr\$ 10,000,000 ~ cr\$ 35,000,000

(注) cr\$ 100,000,000を越すものあり。国産旋盤メ
—カー中最大にして、価格も最高。

—新 製 品— <自動式ナライ旋盤>

同社が最近発売しているもので、シリーズ式製造用。

価 格 : cr\$ 92,000,000

—そ の 他— <タレット旋盤 Torno Revolver >

ゴム製板付 : 直径 800 mm

価格 : cr\$ 25000000

<正面旋盤 Torno Frontal >

大型部品製作用 又は 機械設備保持用 3000mm 大の部
品製作可能

(注) 同社の正面旋盤の悩み : 東欧圏諸国から、
安い輸入品が同社のこの種旋盤を圧迫し、売上げが低下し
ている。

ナルジニ社

Industria de Máquinas Agrícolas NARDINI S.A.

—工場所在地—

Rua 30 de julho, № 329

(caixa Postal № 38)

Americana Estado de S. Paulo

電話 (FON) 1019, 1053, 1446

—販売部—

Rua Florencio de Abreu № 429 S. Paulo

電話 (FON) 33-1422 33-4841

電略 NARDINI — S. Paulo

—純利益—

cr\$ 159.100.000 (1970年度)

ロミー社について国産旋盤メーカーとしては二番目。

—製品—

主として万能旋盤 (部品製作及び保持用)

—価格—

cr\$ 1600000 ~ cr\$ 4200000 までいろいろ。

—特徴—

小型各種万能施盤を製作し、政府（州及び連邦）関係の技術指導所などに大量に納入してきている。

—問題点—

同社の最大の問題点は販売面にあるとみられる。独自の販売システムによらず、代理店に委託する方式を採用しているが、総代理販売権を与えず、従つて特約店をもたない。

—販売上の一つのポイント—

顧客はイメージで買う場合が多い。良いイメージを与えることができれば販売が伸びるといえる。

ボール盤（Furadeira）

主なメーカー 4 社

YADOYA（日系）ヤドヤ（サンパウロ市）

Newton ニュートン（サンパウロ市）

União Mecânica de Joinville

ウニオン・メカニカ・デ・ジョインビル（サンタ・カタリーナ）

Marinara マリナロ（サンパウロ）

「主な代理店」

マキナス・クルゼイロ社（maquinas Cruzeiro）

主なメーカー 4 社（P. 128）の製品を全部扱い総合代理店。

ディスカウント率……現金支払で最高 10% まで。

（1971年3月）

—製品と価格—

(Maquinas Cruzeiro 社)

メーカー	穿孔キャバンテイナー	価 格
YADOYA	30 mm	cr\$ 350000
	50 mm ~ ^{最大} 200mm	cr\$2040000
(注) 国産品中最も精巧な工夫がなされているといわれ、且つ最も高価。		
Newton	16 mm ~ 38 mm	cr\$ 53000
	{ 直立ボール盤 モーター馬力付 }	cr\$ 780000
União Mecânica Joinvile		
	32 mm	cr\$ 130000
	モーター付小馬力)	(最低価品)
		cr\$ 230000 ; (最高価品)

本業者間では今の所、値下げは問題となっていない。

<注> 1970年12月政府により、従来課せられていた、商品流通税16.5%が廃止されたため、その分だけ金融上に余裕がでてきた。

フライス盤 (Presadora)

主なメーカー 5社

Mecanica Paulista メカニカ・パウリスタ (本社サンパウロ)

Romi (前 述)

Vigorelli ヴイゴレリ (本社・サンパウロ)

Sanches Blanco サンチエス・ブラネオ (本社サンパウロ)

Mecânica Natal (LTD A) メカニカ・ナタール (本社サンパウロ)

：メーカーの80%がサンパウロに集中：

— 製 品 —

現在フライス盤の種類は96種に達するといわれているが、ブラジルで製作しているものは主として万能フライス盤である。(Universal) しかし国産製品の問題点—精度が欠ける点。メーカーの多くは優秀な設計図工を常に物色しているといわれる。輸入品の売行きが国産品を常に凌駕しているのも、この点に原因があるとされている。

Mecânica Paulista (メーカー)の代理店—Sava 社

— Mecânica Paulista の製品と価格 —

製 品	価 格
自動フライス盤	cr\$ 3300000 ~ 4200000
半自動フライス盤	同 上 同 上

— ディスカウント —

現金支払い 25% (売り値に対し)

60日払い 22% (" ")

(注) 10カ月払いまでディスカウントがある

保証期間 ——— 6カ月

製品の製作上の欠陥に対する保証は、引渡し時点から
4・8時間以内。但し買主がサンパウロに在住する場合
のみ。

— 研究すべき点 —

メーカーがその独自の販売システムを確立すること。これ
により代理店に吸収される利益、輸入品との競合による価
格の低落の不利を除くことが可能。

<その他については附属カタログ参照>

次に日系の代表的企業としてボール盤メーカーの<S.A.
YADOYA Industria Furadeiras>を紹介する。

宿屋工業株式会社 (上記)

同社はボール盤の製造で市場の上位を占め、その製品は好
評を得ている。

資本金 …………… cr\$ 630,000,000

(注: 8月中に cr\$1,100,000,000へ増資)

年間売上げ高 …… cr\$ 200,000,000

純利益 …………… cr\$ 40,000,000 (20%)

(対資本利益率 40%)

工場所在地 ……… R. Bartolomeu do Ganto,

№ 40 Freguezia do O .

V. Palmeiras, S. Paulo

(サンパウロ市北部、チエテ川の北
側)

工場地帯の一角を占め、交通の便は
良く、住宅地帯からかなりの距離が
ある。電力の供給も十分。)

工場敷地 …………… 1,400 m²

水の供給 …………… 市の上水道のほか工場内に井戸一本
所有。

熔 鋳 炉 …………… 4トン(時間)の溶解能力

工 員 数 …………… 70人 ~ 80人

技 術 者 …………… 3人

5.6 工作機械のグワナバラ州市場

有望。買手市場は5000以上の企業が存在すると推定される。しかも代理店、卸商は国産品を扱うもの多し。

(含・アフター・ケア。同サービス。保証)

グワナバラ州の重要なメーカー

Nardini

Newton

Carlos Tonani

Rebol

Harlo

Sanches Blanes

Metalurgica Buegger

Emanoel Rocco

グワナバラ州の重要な代理店

M. Moutinho Máquinas Industriais LTDA.

Hasenclever S. A.

Mesbla S. A.

S. A. Armardo Busseti

代理店が得る歩合： 30% (工場渡しの価格に対して。)

(イ) M. Moutinho

国産製品のみ扱い、自己ストックをもつ。

特徴 : 小規模メーカー用機械が多い。

附属部品の販売を最も安く売るといわれる。

融資は普通。銀行が行うが、同社はその自己資金で、
中短期の融資を行う。(利子は銀行並み)

- ① リオ・デ・ジャネイロ市北部には機械工場が多く、小工業地帯を形成しているが、ここで最も多く売れるのが Nardini 社の旋盤 (cr\$ 1600000 より) とされている。
- ② Nardini の旋盤についてよく売れるのが Newton (サンパウロ) の 1 インチ (価格 cr\$ 300000) や YADOYA (サンパウロ) の 1.1 / 4 1.1 / 5。価格 cr\$ 700000 から cr\$ 900000 のモデル。

(ロ) Mesbla

大量ストックを所有。自己資金による消費者への直接クレジット
提供方式を採用 — 36 カ月最高。

特徴 : 技術サービス部門をもつ。

販売価格は最高工場渡しの価格の 3.0% 増し。

Mesbla が最も多く売る製品 : Sanches

Blanes 社製機械で、同社の万能フライス盤

モデル FU・1 型

価格 cr\$ 3000000 その他

cr\$ 450000 前後程度の機械で高価なものは余り売れていない模様。

Sanches Blanes 製についてよく売れるものは Nardini 社製旋盤 (価格 cr\$ 1600000 ~ 4000000) の中で最も好評なのが同社の Comendador No 2 であるが、原因は低価なため。

(イ) Hasenclever

その取扱う製品は広く工作機械一般。

Moutinho, Mesbla と同様 クレジット月賦販売方式を採用。

金利 : 普通銀行なみ。

特徴 : 最もよく売れる製品 — Nardini の旋盤

(主に価格が cr\$ 1,000.00 ~ cr\$ 20,000.00 まで)

次によく出るのがナタル社製万能フライス盤

(価格 cr\$ 28,000.00) モーターその他の付属品は輸入品が好まれる。

(ロ) Armando Busseti

サン・パウロにストックをもち、リオ店は販売のみ、

販売価格 : 工場渡しの 20%

マージ率 : 20%

月賦 : 最高 24 カ月

概評 : グワナバラ州市場では一般に代理店に対するアフター・サービス面に関するクレームは少い。

5.7 工作機械のリオ・グランデ・ド・スール州市場

— 概況 —

ロミー社・ポルト・アレグレ支店が同州市場の工作機械で 80% ものシェアを占め、自己資金による融資を行う。

最高 : 90 日まで 保証期間 : 1 年

ロミー社は 1970 年中に同州市場で 150 台の工作機械を売った。その好調の主な原因は農工作 産用機械の生産が、同年 150% の増 (前年比) を示したことにあり、

1969 年の不調を一挙に回復した。

—ロミー社のポルトアレグレ支店の問題点—

旋盤だけで120種に達するため、パーツのストックを常に拘えていることができない。パーツは2日から15日間を要し、サン・パウロから取寄せている。

工作機械のストックは常時5~6台を展示するにすぎないが、商談成立後、引渡しまで20~30日を要している。

最もよく売れるモデルは普通旋盤とクレット盤の二種。

—特徴—

価格がサン・パウロ州と同じ。

商品流通税(16.5%)が廃止されたことにより、同社では10%の値下げを行つた。この値下げで1971年の売れ行きは大巾に伸びる予想。

—技術上の問題点—

工員の訓練不足からくる操作上のミスが多い。と同時に銹鉄の難点が現れることがある。

—リオ・グランデ・ド・スール州のメーカー—

Nardini社：同名のナルジニ・ミクロ 500(旋盤)が最もよく売れる。

価格：cr\$ 14,000.00 ~ 23,000.00

サン・パウロ州の販売価格が今年になつて上つたのに対して、リオ・グランデ・ド・スール州では Remi 及び Micheletto 両社によつて先取された地盤を回復するため、値段を1970年のまま、据置いている。

同社は過去、同州で Lutck maier 社を、ポルトアレグレ総代理店としていたが、1968年同社進出に当り、Lutckmaier との間に紛争を生じたので1970年末まで一台も売れなかつた。同紛争は Lutck maier 社が

Nardini 社の技術サービス部と同州における販売促進の機能を一手に引き受けるという条件で解決した。

Micheletto 社：自動車エンジン関係部門の修理工場又はそれに類似の小規模工場向け小型施盤二重を製作。
同社ではボルト・アレグレ市に所在する類似の小規模メーカーを総合するプランを推し進めている。

—特徴—

Nardini 社に見られる如く、同州は一般に保守性が強く、外部からの新しい進出は容易ではない。

5.8 国産工作機械

次に国産工作機械を旋盤，ボール盤，フライス盤の三つに分け，それぞれの細部を表に示せば次の如くである。

万能旋盤

Torno Universal-Universal Lathe

メーカー (またはメーカー)	型 (Type)	大 き さ				速 度		モーター		(備 考)		
		A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (mm)	毎分 回転数(秒)	E (t)	速度 のHP	馬力 HP			
サンチエス・プラネス Sanches Blanes	A	117	0.6	-	20	6	60~700	2	0.124	1	0.5	卓 上 型
同 上	C	117	0.6	-	20	6	60~700	2	0.135	1	0.5	同 上
ジヤインピル金属工業 (Usina Metalier gica Joinvil U.M.J.)	TM-117R TM-217R	115	0.6	104	20	12	40~1610	2	0.135	2	0.5	小規模の工作用 縦コース進行自動機
I M O R	PRN 320-11	160	0.8	170	28	12	56~1800	2	0.49	1	1.5	軽工具旋盤・職業訓 練用又は保持用
同 上	Oficina 420	205	0.50	260	45	12	31~1000	3	-	2	4/2	軽量工作用・急速 度進行セレクタ方 式

MITTO TRM	500	320	0.5	640	42	8	32~1000	3	1.1	1	3	大型ベーツ工作用
	1320		1.0						1.2			
	2320		1.5						1.4			
	3320		2.1						1.9			
I M O R	MVS-1	250	1.0	290	58	16	20~1000	4		1	5	進行急速度セレク ト方式
		又は 325	1.5	又は 20	440							
		30 40										
MITTO TRM	500	200	0.5	220	42	8	45~1400	3	1.10	1	4	中型鋼材工作用
	1200		1.0						1.13			
	2200		1.5						1.20			
MITTO TRM	1250	250	1.0	320	42	8	45~1400	3	1.13	1	4	同 上
	2250		1.5						1.20			
Nardini	500 II	250	0.5	345	40	8	65~1000	3	1.14	2	4/2.6	鉄工所，職訓用， 麥速可
	300 II	250	1.0	345	40	12	31~1400	3	1.14	2	4/2.6	同 上
Nardini	220MII 及び	250	1.5						1.20			
	220MII sincrono	20	2.0						1.42			
		1.0	345	40	12	50~1200	3	1.17	2	4/2.6	同 上	同 上 (モーターに変速 装置，電磁石式ア レキ付)

メーカー (またはメーカー)	型 (Type)	大きさ						モーター		(備考)		
		A B C D (mm) (mm) (mm) (mm)		速 度 廻 轉 數 (秒)	E (t)	F (t)	速 度 の 周 轉 數 (秒)	馬力 HP				
		A (mm)	B (mm)						C (mm)		D (mm)	
Nardini	DT 650	325	1.0	495	40	12	25~1120	3	1.23 1.24 151.	2	4/2.6	鉄工所用(保持用) 半徑大で軽量パー ツ製作向き
Xerivitt	3-M	230 又は 320	0.5 1.0 1.5	262 又は 442	50	8	30/2000 又は 25/1550	4	1.4/1.5 1.5/1.6 1.6/1.7	2	5/3	鉄工用
I.MOR	P 400	200	0.5	215	45	18	37~2360	4	1.6	2	75/305	小規模製作用, 電 気磁石応用ブレ キ変速装置付
I.MOR	Oficina 650	325	2.15	510	45	12	25~800	3	1.4	2	4/2	Oficina 420と同 小型軽量パーツ用及び 長型" "及び 半徑大なるパーツ用
F.MOR	MVS-H	400	1.0	620	62	12	14~750	5	2.9	1	7.5	鉄工所又は保持用 中型及び重量パー ツ用
I.MOR	MVN-6	325	1.0	440	62	12	14/750 又は 26/1400	5	2.8	1	7.5 又は 1.0	軽量パーツ 小量製作向

I.MOR	MDA	250	1.0	285	104	16	31/1000 又は 50/1600	3.0	1.5 又は 2.0	1	1.5 又は 2.0	重量製作所向き 小又は中量生産用
I.MOR	MKD	400	1.0~ 10.0	560	60	32	15~315	5.3	2.0	1	2.0	直徑大なるパーツ 小量製作向き
I.MOR	MCD-V	400	1.0	560	64	12	11/500	5.3	1.5 又は 2.0	1	1.5 又は 2.0	重工作用
I.MOR	MHS	450	2.0	600	80	32	15~315	6	60 又は 50 又は 40	1	60 又は 50 又は 40	特重量製作用 2点間の高さ応 重量がそれぞれ 1.2 15.7 17.5 t
I.MOR	MKS	650	2.0	1040	80	32	15~315	6	40	1	40	同上 MHSに比へ 更に大型製作用: 2 点間の高さに応じ6 m 旋盤の重量がそれ ぞれ23t及び27.5t

A = ベッド上の振り (altura de Pontas)

B = センター間の振り (Distancia entre Pontas)

C = 往復台上の振り (Diámetro admissivel sobre o carro transversal)

D = 主軸貫通孔径 (Furo na Arvore)

E = 主軸テーパー (Contraponto cone morse)

F = 旋盤自重 (Peso de Torno)

タレット旋盤

Torno Revolver - Turret Lathe

マーク 又は メーカー	型	大						さ				モーター		(備考)
		A		B		C	D	E	F	速 度 % (秒)	G	馬力 HP	備考	
		mm	mm	mm	mm									
		mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	%	(t)	(t)	HP		
Xervitt	TR 25	25	-	-	250	-	100	140	3/4"	6	0.5	2	1/0.75	棒形材料用 小形製 手動式
Polimac	P 70-A	16	13	11	300	78	85	80	5/8"	8	0.4	2	1/0.75	同上
Polimac	R. 38-D	38	32	27	300	160	100	180	38mm	16	0.75	2	3/2	同上
Xervitt	S-A	38	-	-	300	-	-	165	-	8	1.17	2	5/3	棒形又平面形 鋼材用,手動式
	S-B	50	-	-	-	-	-	-	-	55	1.19	-	-	-
Xervitt	MBL-A	38	-	-	300	-	-	165	-	8	1.25	2	5/3	同上 輪付前 後移動式
	MBL-B	50	-	-	-	-	-	-	-	55	1.27	-	-	-
IMOR	R-400	38	32	27	420	215	270	254	1 1/2"	18	1.92	2	75/3.75	棒形,小形又平 面形 中型機作用 車輪前後左右移 動式(オートマ チック)
IMOR	MDR 45	-	-	-	530	290	937	-	-	16	2.10	1	10	同上(MDR; 棒 形鋼材用 MVR; 平面 形鋼材用)
	MVR	-	-	-	-	-	300	-	-	8	-	-	75	-
IMOR	MAR 90	90	-	-	520	290	910	-	1 1/2"	16	3.20	1	20 又 15	前記2種と 同じ
	MHR	90	76	63	640	400	900	330	1 3/4"	16	3.20	1	20又15	大型パーツ 製作用
IMOR	RHS	-	-	-	700	530	1540	430	6 1/4"	12	8.0	1	30	重量パーツ製 作用 補助用 モーター付

A = コレット最大能力 (Capacidade das Pincas)

B = 振り (Diámetro admisible) { 1. ベッド上の (振り) - (sobre O barramento)
2. 往復台上の (振り) - (sobre O carro transversal)

C = 中心間距離タレット台 (又は工具台) - Distancia maxima arvore-face de torre

D = 往復台移動可能範囲 (Curso util do carro transversal)

E = 工具台の移動範囲 (Curso da torre)

F = 工具取付可能孔 (φ furo da torre)

G = 重量 t (トン)

自動旋盤

Torno Automatico - Automatic Lathe

メーカー 又は メーカー	型	大 き さ						モーター		(備考)			
		A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (mm)	E (mm)	F (mm)	速度 の No	馬力 HP				
Xervitt	TRP 25	25	25	125 又は 330	250	140	-	6	425~ 2500	0.58	2	1/0.75	軽パーツ工所用
Xervitt	TRP 38	38	48	150	550	165	-	8	65~ 2000	1.30	2	5/3	同上(棒形鋼材 製作用)
Xervitt	TRP 50	50	61	150	550	165	-	8	55~ 1700	1.35	2	5/3	同上(TRP38 に比べ棒形鋼材 の製作能力大)
TRAUB	A-15	15	-	-	120	100	22	12	900~ 6500	0.56	2	15/12	小型パーツ製作用
TRAUB	A-25	25	-	-	-	-	-	-	500~ 4000	0.64			
TRAUB	TB-42												
TRAUB	TB-60												
TRAUB	TB-80												
TRAUB	M-205												
TRAUB	M-127												

- A = コレット能力 (Capacidade de Pincas)
- B = 主軸の口径 (Furo do eixo arvore)
- C = ベッド上の振り (Altura do eixo arvore ao barramento)
- D = コレットチャックとターレット台間の最大距離 (Distancia maxima entre pinca revolver)
- E = ターレット台可動範囲 (Curso util do revolver)
- F = (側面に装備の) 工具の最大移動範囲 (Curso maximo das ferramentas laterais)
- G = 重量 (Peso)

ナライ旋盤

Torno Copiadores - Copying Lathe

マーク 又は メーカー	型	A (m)		B		C	D	E	モーター (HP)		F (t)	備 考
		1	2	1	2				主要部	Hydraulic System		
IMOR	TCA 75/400	1.0 又は 1.5	480 260	75	52	200 手動 501ドラウリック システム	10	(2) 3 1	3.0	中型工作用		
IMOR	S Pilote	0.5 又は 1.0	445 300	125	53	100 イドラウリック・シ ステムのみ	15~ 30	5.5	4.8	重量工作・大量生 産用		

A = センター間の距離 (Distancia entre pontas)

B = { 1. ベッ F 上の振り (Diámetro admissible sobre o barramento)

2. 刃物台上の振り (Diámetro admissible, sobre o carro copiador.)

C = 刃物台上の往復距離 (Curso transversal do carro copiador)

D = 主軸口径 ϕ (Furo da árvore)

E = 両心間の最大距離 (Curso máximo do mangote do cabeçote móvel)

F = 1メートルの旋盤の重量又はセンター間最小距離の重さ (Peso do torno de 1^m)

Tornos Intermediária

マ-ク 又は メーカー	型	モーター								備 考			
		A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (mm)	速 度		E	F (t)		速度 の% (#)	馬力 (HP)	
						%	廻転速度(秒)						
IMOR	MIP-IV	200	500	215	45	6	65~1000	-	0.88	1	3 又は 5	万能工作向き	
IMOR	DCE 480	240	500	240	52	18	25~2000	4	2.10	1	10	同 上	
		300	1500	370					2.30				
IMOR	DCE 600	2000											
		275	500	280	62	18	16~1250	5	3.00	1	15	DCEと同じ 但し DCEより重量製 作向き	
		340	1000	440					3.30				
IMOR	VCE 660	180	750	190	37	40	2400	4	1.40	1	7	モーターの変速自由 万能工作又は中型パ- ン向き	
			又は 800										

A = ベッド上の振り (Altura de Pontas)

B = センター間の距離 (Distancia entre Pontas)

C = 往復台上の振り (ϕ Admissivel sobre o carro transversal)

D = 主軸貫通孔径 (ϕ Furo na árvore)

E = 主軸テーパー (Contra ponto cone morse)

F = 1メートルの旋盤の重さ又はセンター間最小距離の重さ

(Pêso do tórno de 1 m ou do de menor distancia entre pontas)

この他特殊旋盤としては

	マ	ク	型
	又	は	メ
	カ	ー	カ
	カ	ー	カ
平 板 型 旋 盤	(直 径 が 大 で 平 形, 小 重 量 の 部 品 工 作 用)		
Torno de Plateau	I M O R	M C P - 2 3 0 0	
両 車 輪 旋 盤	(車 輪 - 鉄 道 用 - 工 作 用)		
Torno de Rodeiros	I M O R	M T M - 1 4 0 0 - A	又 は T R M - X
超 重 量 旋 盤	(特 に 大 型 で 重 い 部 品 工 作 用)		
Torno de Extrapesados	I M O R	T P - 1 0 0	及 び E H D - 1 1 0 0

などがある。

マーク 又は メーカー	型	ハガネ 穿孔力 (鋼材) mm	モデル		トランス ミッション		速度		送り		車軸間最大距離			重量 (kg)	モーター	
			卓 上 型	直 立 型	ベ ル ト	速 度 変 換 関	毎 分	廻 転 速 度 (秒)	手 動	自 動	ベ ース	卓 上	直 立		馬 力 / 速 度 (HP)	モ ー タ ー
UMJ	5-F.L	16	0	0	0	4	432~ 1647	0	410	320			42	0.33/1700	軽量小型製作 用	
Sanches Blanes	FB- 3/8	10	0	0	3	930~ 4000	0	200	卓板 なし	175	100	0.5/-	100	0.5/-	モーター付・精密 小型ボール盤	
Mello	5/8" 3/4"	16 19	0	0	5 Y	400~ 3000 350~ 2220	0	495	—	205	—	0.5/- 1.01/-	—	—	軽量製作：中 間卓(傾斜可能) ランプ照明付	
UMJ	1-UB 2-UB	13 19	0	0	4	475~ 2300 404~ 2226	0	—	—	220	119	0.5/- 1.01/-	—	—	同 上	
Marinaro	B-2	16 19	0	0	4	400~ 2990 350~ 2260	0	550	320	210	120	0.5/-	130	0.75/-	同 上	
Sanches Blanes	FB-20	20	0	0	4	260~ 1620	0	560	卓板 なし	225	116	0.5/3400	—	—	モーター付	
Mello	5/8" 3/4	16 19	0	0	5	400~ 3000 350~ 2220	0	1145	—	205	—	0.5/- 1.0/-	—	—	手動又はベ ダル式	
Marinaro	G-1	16	0	0	4	400~ 2990	0	1150	810	210	135	0.5/-	—	—	B-2と同じ	
Y	FY-C 30	30	0	0	8	120~ 2130	0	613	—	210	230	1/1700	—	—	小型軽量製作 チェーンによる 卓板上下移動シ ステム	
A	FY-S 32	32	0	0	6	116~ 1495	0	1350	—	310	280	1.5/1700	—	—		
D	FY-S 38	38	0	0	6	80~ 1600	0	1300	—	380	420	1.5/1700	—	—	中型工作・手 動による緩急速 度操作	
O	FY-A 38	38	0	0	6	80~ 1600	0	1350	—	380	520	1.7/1700	—	—	同 上 進行自動	

マーク 又は メーカー	型	ハガネ 穿孔 能力 (鋼材) mm	モデル		トランス ミッション	速度		送り 手 自 動	車軸間最大距離			重量 (kg)	モーター 馬力 速度 (HP)	
			卓 上 型	直 立 型		mm	廻 轉 速 度 (秒)		ベース	卓上	直立			
Y A D O Y A	FY-S 45	45	0	0	0	12	34~ 1700	0	1250	-	297	540	20/1700	重量工作用
	FY-S 50	50	0	0	0	9	43~ 1060	0	1520	-	450	1300	30/1700	重量工作用
UMJ	3-FC 4-FC	32	0	0	0	8	220~ 2300	0	100	-	300	340	1.5/-	小型軽量・卓板 上下移動チェー ン・システム
Sanches Blanes	FC-25	25	0	0	0	4	125~ 1150	0	770	-	225	180	0.75/1700	
Sanches Blanes	MFC- 40		0	0	0	8	85~ 1080	0	1200	620	320	420	2.5/-	中型工作用 卓板傾斜 旋回可・進行 自動又は手動

マーク	型	卓板						工具付水平				モーター馬力	自重	
		進			行			卓板の大きさ		廻転速度				
		上下方向		平面方向	最大		最小	(秒)						
		自動	手動	自動	進行	コース	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)			
Vigo-relli	FF-1	195 x 550	250	0	350	0	150	-	-	6	60 ~ 1200	2	560	鉄工所用小型製作向き
Sanches Blanes	U-1	230 x 1000	680	0	400	0	200	-	-	8	-	2/3	900	小型製作一般工作向き
Natal	NS 67	220 x 900	500	0	400	0	180	-	-	6	50 ~ 700	1	1100	小型パーツ一般製作用
Natal	NS 65	240 x 1100	700	0	410	0	230	-	-	6	50 ~ 600	3	1400	切削能力がNS 6Fより大、他は同じ
Natal	NBVR 65	250 x 1100	700	0	410	0	225	-	-	6	50 ~ 600	3	1600	自動式
Vigo-relli	FU-2	300 x 1500	750	0	450	0	310	450	-	16	31 ~ 1000	5	2100	中型工作向き
IMOR	U-30	300 x 1375	890	0	350	0	235	425	65	12	45 ~ 2000	5	2450	一般中型工作用モーター(1.5HP)付緩又は急速操作自動式

5.9 価格水準

ボール盤及び旋盤

(注) 代理店別により整理

代理店、メーカー及びその製品、価格

(総代理店)

(メーカー)

社名	DERMAC	Z SÉLICS & CIA
所在地	Praça Ilo Ottani 1-A/Pari São Paulo	Santo André são Pauls AV. Santos Dumonto № 970
電話	92-9267	44-2522
私書函		C. P. 749
代表者	O. S. Costa	

(種) (名語) (価格) (備考) (カタログ)
 (1971年8月20日現在) (工業製品税) (番号)

手動式・工具ボール盤	Fresadora Ferramental manual	Cr\$ 15,972.00	Cr\$ 798.00	カタログ 添 附	1
半自動式・工具ボール盤	Fresadora Ferramental Semi-Automática	Cr\$ 18,480.00	Cr\$ 924.00		
自動式・万能ボール盤	Fresadora Universal Ⅱ Automática	Cr\$ 25,300.00	Cr\$ 1,265.00	カタログ 添 附	2
ボール・フライス盤 モデル・ZMFC・34	Fradira Fresadora Modelo ZMFC-34	Cr\$ 10,890.00	Cr\$ 544.50	カタログ 添 附	3
普通 旋 盤 モデル 1000/自動停止式	Torno Mecânico MOD-1000 C/parada Automática	Cr\$ 19,900.00	Cr\$ 955.00		
普通 旋 盤 モデル T. P. 1500	Torno Mecânico MOD T, P. 1500	Cr\$ 18,700.00	Cr\$ 935.00	カタログ 添 附	4
普通 旋 盤 モデル T.P. 1500/自動停止式	Torno Mecânico MOD T.P. 1500 C/parada Automática	Cr\$ 20,600.00	Cr\$ 1,030.00		

(代理店)

(取扱機種メーカー)

社名	S. A. ARMANDO BUSSETI Comercia e Importadora	(1) S. A. YADOYA Industria de Furadeira	(2) Maquinas Sanches Blanes S. A.
所在地	Rua Dr. Oscar Cintra Gordinho № 243 São Paulo	Rua Bartolomeu do Canto №40 Freguezia do Ó - V. Palmeiras	Ribeirão Pires São Paulo
電話	37-3691 37-5244	266-2364	
トヨタ支店 一和支店	Rua da Constituição №. 57 電 242-6196/Rio de Janeiro		

(機種) (ボ語名) (価格) (備考) (カタログ総番号)
 (機種) (ボ語名) (価格) (備考) (カタログ総番号)
 1971年8月15日現在(半製品税5%)

直立ボール盤 ヤドヤ・モデル FY. SL. 38	Furadeira de Coluna MOD. FY-SL 38 MARCA "YADOYA"	Cr\$ 7,390.00	価格申込み	カタログ添付 ディスカウント 率 25%	5
同上 ヤドヤ・モデル FY. SL. 25	Furadeira de Coluna MOD. FY-SL 25 MARCA "YADOYA"	Cr\$ 4,450.00	同上	同上	3

同上	FY-C. 30	Cr\$ 3,890.00	同上	同上	7
同上	FY-S. 32	Cr\$ 7,825.00	同上	同上	7
同上	FY-S. 38	Cr\$ 10,950.00	同上	同上	7
同上	FY-A. 38	Cr\$ 13,600.00	同上	同上	7
同上	FY-S. 45	Cr\$ 12,000.00	同上	同上	7
同上	FY-A. 50	Cr\$ 25,900.00	同上	同上	7
同上	FY-B. 25	Cr\$ 3,150.00	同上	同上	6
同上	FY-S. 25	Cr\$ 4,820.00	同上	同上	6
多軸ボール盤		-	-	-	-

(機種) (ボ語名) (価格) (備考) (カタログ総番号)
 (機種) (ボ語名) (価格) (備考) (カタログ総番号)
 1971年8月19日現在(工業製品) (税5%)

自動式ボール盤		Cr\$ 15,520.00	価格申込み	カタログ添付 ディスカウント 率 25%	8
半自動式ボール盤		Cr\$ 12,070.00	同上	同上	8

メーカー名: MÁQUINAS SANCHES BLANES S.A. 所在地: RIBEIRÃO PIRES EST. DE SÃO PAULO

(様 種)	(価 格) (工業製品税5%)	(備 考)	(カタログ総番号)
万能フライス盤 1番 マーク: "サンジエス・ブラネス" (FRESADORA UNIVERSAL No 1 MARCA "SANCHES BLANES")	CR \$ 28,160.00	価格申込み	10

メーカー名: MÁQUINAS SANCHES BLANES S.A. 所在地: RIBEIRÃO PIRES EST. DE SÃO PAULO

型 削り 盤 モデル PL. 400 マーク: "サンジエス・ブラネス" (PLAINA LIMADORA MDO. PL 400 MARCA "SANCHES BLANES")	CR \$ 5,930.00	価格申込み	11
--	----------------	-------	----

メーカー名: IRMÃOS ZOCCA & CIA
所在地: RUA RUY BARBOSA, No 1140 JABOTICABA EST. DE SÃO PAULO
電 話: 116

形 削 盤: ソックカ (マーク) モ デ ル: PLZ-550	CR \$ 8,485.00	CR \$ -	カタログ添付	12
同 上 モ デ ル: PLZ-650	CR \$ 9,784.00	CR \$ -	カタログ添付	13
同 上 モ デ ル: PLZ-800	CR \$ 14,232.00	CR \$ -	カタログ添付 引渡しまで30日を要す	14

代理店販売から見た市場

代理店… Comercio de Maquinas BRASILIA LTDA

TEL 93-7228 93-7634

店 (Loja e Exposicao)

R. Rubino de Oliveira. 162

デポジット (2カ所)… R. Sampson, 24

R. Dr. Manoel Vitorino, 188

扱い機種… 旋盤, ボール盤, フライス盤, 形削盤 (中古), エアー
(国産のみ) コンプレッサー, 電気モーター

(1) ボール盤… 卓上ボール盤

(Furadeira) ニュートン社製 (工場: リナイラ, サンパウロ州)

モデル TB-2 (5/8") - 16mm

柱φ 73mm : 銅製

モーター 1/2 HP 及びベアリング付

価格 Cr \$ 500.00 (即金払い)

月賦販売 → 入金 30% (Cr \$ 550.00 に対し) 残金 6回払い
30日後, 第1回払い。

保証, アフター・サービス… 直接メーカーが担当。

(2) 直立ボール盤 ヤドヤ社製 (工場 サン・パウロ)

モデル FY-S. 38 (38mm)

“ FY-S. 32 (32mm)

価 価 → S. 38 Cr \$ 6,900.00 (現金払, サン・パウロ渡し)

月賦販売 Cr \$ 8,500.00 (Total)

入金 30% 残金: 10回払い。

(30日後 第1回)

S. 32 Cr\$ 5,000.00 (現金払, サンパウロ渡し)
月賦販売 Cr\$ 6,500.00 (Total)
入金 30% 残金: 10回払い

旋 盤

(イ) 普通旋盤

(Nardini ナルジニ社製) 工場: アメリカーナ ESTADO
(Sao Paulo)

モデル: TDN-300

価 格: 現 金 Cr\$18,000.00 (二点間距離1メートル)

月 賦 Cr\$22,000.00 (Total) 入金30%, 残金: 10回払い

価 格: 現 金 Cr\$18,500 (二点間距離1.5メートル)

月 賦 同 上

(ロ) 普通旋盤

(Termo-Açobras com. e Ind. S/A 社製)

工場所在地: Rua Barra Fundo 1071 Sao Paulo

電話(TEL): 52-3729

登録商標: matarazzo

価格その他の条件は前記の(イ)Nardini社製と同じ

(ハ) 中古普通旋盤

メーカー: Romi

モデル: MND 1.5メートル Cr\$ 18,500.00 (現金払い)

フライング 中古品のみ扱う

メーカー: INDUMA (イタリア製—輸入—中古品)

モデル:

価 格: Cr\$42,000.00 (月賦 入金30% 10回払い)

メーカー: NATAL (ナタル社製)

価 格：現 金 Cr\$11,000.00

月 賦 Cr\$.13,000.00 (入金 30% 10回払い)

形 削 り 盤

Plaina Limadora

メーカー：Metalurgica Ruedger S/A

工 場：Rua Cel. Justiniano 304 Aras

Est. Sao Paulo.

Caix. Post. 66 (電) 2274

モ デ ル：420mm (コース)

価 格：現 金 Cr\$ 4,500.00

月 賦 Cr\$ 5,900.00

(入金 30%, 残金 10回払い)

モ デ ル：750mm (コース)

価 格：現 金 Cr\$ 11,500.00

月 賦 Cr\$ 14,000.00

(条件は前者と同じ)

5.10 コストの分析

原 材 料 費	・直接	}	20(%)
	・間接		
一般工場経費		}	10(%)

(機械に要するコスト)
含 資本コスト
(工具に要するコスト)

B 市場の分析

5.1.1 需要供給市場の規模

工作機械の需要の伸びは1969年の資料から、下記表(第一表及び第二表)に見られる如くであると推定される。

即ち輸入量、国産量、輸出量の三者から次の方法で需要(概況)を推定したものである。

$$(A + B) - C = D$$

(輸入量 + 国産量) - 輸出量 = 需要

勿論これにより需要の伸びを正確に把握できないが、1969年～1970年の工業生産の伸び率が9%、1971年～1972年の間(推定)10%であることと合わせ、凡その推定を行うことも不可能ではない。

なお旋盤、ボール盤、フライス盤、プライナー、グラインダーの資料は、本報告書5.2、5.3、5.4からとった。

(第 一 表)

	輸 入		A 入 量		B 産 量		輸 出		C 出 量
	台 数	金 額 Cr\$	台 数	金 額 Cr\$	台 数	金 額 Cr\$	台 数	金 額 Cr\$	
旋 盤	257	17,509,159.00	4,753	57,280.00	—	—	—	—	—
ポ ー ル 盤	444	17,382,982.00	9,891	3,239.00	5	39,820.00			
フ ラ イ ス 盤	401	17,612,211.00	9,690	9,189.00	730	740,348.00			
ブ ラ イ イ ー	28	1,571,863.00	1,018	5,759.00	344	1,363,812.00			
グ ラ イ ン ダ ー	455	18,896,290.00	68	1,951.00	16	440,555.00			
総 計									

(第 二 表)

	D 需		金 額 (推 定) (単 位 : Cr\$)
	台 数		
旋 盤	A+B=5,010 C = 一	*D= 5,010	A+B=17,566,439.00 C = 一 *D=17,566,439.00
ボ ー ル 盤	A+B=1,325 C = 5	*D= 1,320	A+B=17,386,221.00 C = 39,820.00 *D=17,346,401.00
フ ラ イ ス 盤	A+B=10,091 C = 730	*D= 9,361	A+B=17,603,022.00 C = 740,348.00 *D=16,862,674.00
ブ ラ イ ナ ー	A+B=1,046 C = 344	*D= 702	A+B=1,577,622.00 C = 1,363,812.00 *D= 213,810.00
ク ラ イ ン ダ ー	A+B= 523 C = 16	*D= 507	A+B=18,898,241.00 C = 2,440,555.00 *D=16,457,686.00
総 計		16,900	71,186,628.00

5.1.2 販売ルート、PRの方法

(宿屋工業株式会社：5.5の例)

販売方法：直接販売及び卸商販売の二つに分けられる。

(i) 直接販売：当社の製品はよく知られているため、買手から直接引合いが行なわれる。この場合、宿屋工業からセールス担当責任者(宿屋三郎氏の長男 Eduardo 氏)が出向き商談をまとめる。

(ii) 卸商販売：代理店卸商は中間業者としてメーカーから手数料を稼ぐという機能を果たしている。

<電力の消費料> (宿屋工業株式会社の例)

1例：9,880 kWh = Cr\$ 2,565.40 (期間1971年6月7日から同7月7日まで)

5.1.3 原料、製品の輸送状況

一般に中型又は大型トラックによる。鉄道輸送も行なわれているが、時間を節約する点では陸上輸送が鉄道のそれより優れている事は論をまたない。

(市内)

サン・パウロ市内の交通は、地下鉄の建設工事のため渋滞が甚だしいが、サン・パウロ市の周辺を北部と西南部をめぐるチエテ、ピニエイロス両運河沿いの一級道路が大きな役割を果たしている。さらに完成に近い環状道路、市の東西を結ぶ高架道路、さらに市の中心部と、発展が遅れた東部を、チエテ運河越しに直線に結ぶ計画などが完成又は実現すれば現在の陸上輸送はさらに便利となる。

(市外)

市内から市外への交通はチエテ、ピニエイロス両運河沿い道路、通称マルジナルが通じ、サン・パウロ州のインテリオール(地方)へは同マルジナルから凡ゆる方面への国道がのびている。マント・グロソ

ソへはカステロ・ブランコ街道、サントス(港)へはアンジェッタ街道、リオ・デ・ジャネイロへはツットラ街道、さらに北へミナス・ジェライス、また南のパラナ州方面へも、それぞれ近代的補装道路がつくられている。

(鉄 道)

サン・パウロ州には現在次の鉄道線路があり、サン・パウロ市から地方、他州、又は海港を連絡している。

セントラル線(リオ・デ・ジャネイロ) ()内は連絡先

サントス・ジュンジャイ線(サントス港)

ソロカバナ線(サンパウロ州を縦断)

パウリスタ延長線(同 上)

アララクワラ線(同 上)

サン・パウロ＝ミナス線(ペロ・オリゾンテ)

モジアナ線(ミナス州へ連絡)

ノロエステ線(マツト・グロンソ州)

これら鉄道の全長 6,500 キロ。

現在サン・パウロ州の各線を走る機関車 650 輛、貨車 18,000 輛。

これら各線(セントラル線を除く)を州政府が合併し、1つの会社(仮称パウリスタ鉄道会社)を作る動きが、現ナテル知事により進められている。

(空 輸)

軽量の製品輸送に利用される。

コンゴニヤス(サンパウロ市内)、ヴィラコボス(カンピーナス、サンパウロから 100 Km)両国際空港は国内各地、世界各国と連絡する。

5.14 進出の可能性、将来の見とおし

ブラジルの工作機械の特徴としては

(1)自動車産業向けの高度に精密な工作機械供給市場を形成するに至っているということ。

(2)全体として機械規模が小型であること。又メーカーの中、工員100人を越える大型メーカーが少ない(131社中14社にすぎない)ことなどであるが、工作機械の背景となる自動車、電気、建設機械、産業機械(冷凍機工業)、内燃機関、ミシン工業などの産業の今後の発展が期待できるので、或る種のもの進出可能、他のものは見込み薄ということが出来る。

工作機械の最大の顧客である自動車産業は、当国においては、自動車メーカーが進出時本国より工作機械を無為替輸入で持込んでいるため、国産の工作機械に対する大きな需要は過去なかつた。当国の自動車産業は既に15~20年を経過、第一次の進出製造開始、第二次拡張期を経て、第三次拡張期に入ろうとしているとみられる。この段階で問題となるのは、無為替輸入から有為替輸入への切り替えに伴う国産工作機械の精度の欠陥、大型機の不足、需要の不安定などである。

こうしたことから、今後自動車産業を中心としたパノクの各種産業界からの需要が増えることが予想される。工作機械企業を新に進出させるためには多額の資本を必要とし、さらに他の国産メーカー輸入品などとの競合、ブラジルにおける産業界の資本不足を考えれば慎重な検討を要する。今日まで日本、米国の工作機メーカーでブラジルへ進出したものは皆無であることは興味深い。

但し西ドイツのメーカーTRUBOMATICO社は既に進出済み。

当調査の対象である旋盤、フライス盤、ボール盤、平削り盤についてのみいえば、これら4種は自動車産業に直接用いられるというより、産業界の下部底辺上で使用されるものといえ、従って国産メーカーが可成

り需要を充たしているといえるが、おおよそ次のようなことが結論としていえる。

(1) 旋盤は需要が概して大きいが、国産メーカーが国内需要を満たす段階に到達しつつあるとみてよい。もし進出の可能性があるとすれば、普通旋盤より高度のタレット旋盤、自動旋盤、ナライ旋盤、数値制御装置付旋盤、又は大型重量工作用旋盤などの分野が有望であり、可能性ありと判断される。

(2) フライス盤…全体として精度の高いものがまだ国産にない。進出の対象としてあげられる分野。

(3) 平削盤…全体としてブラジルの国産メーカーで製作できる段階にないといえよう。進出の対象として有望視できる。

(4) ボール盤

(イ) 直立ボール盤／自給の体制が固りつつあり進出の対象として考えられない。

(ロ) ラジアル・ボール盤／進出の対象として検討するに値する。

(ハ) 卓上ボール盤／(イ)直立ボール盤と同様、自給の体制が固まりつつあり進出の対象として見込み薄。

5.15 進出時に問題となりそうな点

技術者の個人の幾住の場合を含め、次の諸点が予想される。

ブラジルの商業、工業界の一般的事情に不慣れであること。即ち販売方法、手形割引の習慣、品質精度の問題、言葉に通じないこと。

(下請けの問題)

一般に下請けに出さず一貫作業の生産メーカーが多い。下請けは概して納期の遅滞、品質管理の点で多くの問題を惹起するため、行なわれていない。

(原材料について)

進出を想定した場合：鋼材、石炭（粘着剤として）、砂、アルコールなどは国産で十分良質のものがある。

（注） 機械器具その他工具類についても同様。原材料としての粗鋼（Ferro Gusa）はミナス州産で良質のものがある。粗鋼の価格は8月12日現在Cr\$ 0.25/キロ 運賃は生産地からサンパウロまでCr\$ 1.50/キロ コスト+運賃はCr\$ 1.75/キロ前後。

コークスの価格Cr\$ 0.45/トン（運賃こみ）、（注）国産は良質でなく、主に米国、ベルギーから輸入したものを使用している。

（輸 出）

売行きが好調なメーカーは国内市場の需要に追われ、輸出まで手をのばしていない。しかし過去中南米諸国（メキシコ、チリー、ペルーなど）へ輸出した実績をもつもの（例えばYADOYA社）などもある。

工作機械の輸入関税率及び工業製品税

旋 盤	工 作 機 械 の 種 類	関 税 率 (%)	I P I (%)
	横形旋盤 (万能, 卓上タイプの)	45	5
	卓上旋盤	45	5
	その他	45	5
	ターレット, 卓上旋盤 (重量3,000kg以上)	30	5
	正面旋盤 (重量3,000kg以下)	45	5
	正面旋盤 (重量3,000kg以上)	30	5
	自動旋盤 (完全な自動式)	20	5
	ナライ旋盤 (完全なCopying Lathe コピー旋盤)	20	5
	立て旋盤 (重量3,000kg以下)	45	5
	同 (同 以上)	30	5
	その他の旋盤又は旋盤製作用機械 (重量3,000kg以下)	45	5
	同 (同 以上)	30	5

工作機械の種類	関税率(%)	I P I (%)
フライス盤 自動フライス盤	20	5
万能フライス盤	20	5
立フライス盤	20	5
横形フライス盤	20	5
その他のフライス盤	20	5
ボール盤 ラジアル・ボール盤(重量2,000kg以下)	30	5
同 (同 以上)	20	5
卓上ボール盤(重量1,000kg以下)	37	5
同 (同 以上)	25	5
直立ボール盤(柱が1又は複数,重量1,000kg以下)	37	5
同 (同 様上)	25	5
多軸ボール盤(多軸ヘッド重量が1,000kg以上)	25	5
同 (単軸又は多軸ヘッドが複数 重量が1,000kg以下)	37	5
同 (同 以上)	25	5

その他のボール盤(重量1,000kg以下)	37	5
同 (同 以上)	25	5
形削り盤(重量500kg以下)	45	5
同 (同 以上)	30	5
平削り盤(単純トランスレクション運動のもの 重量2,000kg以下)	30	5
同 (同 2,000kg以上)	20	5
重量秤式平削り盤	20	5
その他重量が2,000kg以下の平削り盤	45	5
同 2,000kg以上	30	5

5 3 機械部品（自動車，小部品，冷暖房機器）
の金属加工

(1) 自動車小部品

A. 市場の現況

5.1 市場の一般的性格

当国の自動車部品業界は1957年、クビチェック大統領が大統領令を發布、世界の自動車メーカーを誘致し国産化に乗り出して以来、1950年後半の揺籃期、次いで1960年代の試練期を経て、ようやく1970年代の安定と飛躍の時代を迎えんとしているといえよう。

自動車部品は国産自動車の輸出が小規模ながら、米諸国（主としてチリ、ボリビア、パラクワイヘバス、ジープなど）へ行われ始めたことから次第に明るくなってきた。と同時に、大型トラクター（キャタピラ式）の国産プロジェクトが政府に提出され、（1970）許可を受けた4社が1971年から生産開始に入ることから関連産業である自動車部品の需要は今後上昇することが予想され、その金属加工部門は増産態勢に入りつつあるようだ。

一般にブラジルの工業製品加工業界は、下請けに頼らず、一貫生産体制のものが大部分である。それは下請けの製品が粗雑で規格・納期の違約、コスト高となることが主な理由である。

しかるに自動車部品は1957年本格的国産が開始されて以来進出しているフォルクスワーゲン、GM、シムカ、DKW、トヨタ、クライスラー、（フォードは1920年代からブラジルで国産実績を持つ）などがすべて外国の一流企業であることから、自国の発達した下請け制度をそのままブラジルへ持ち込んだため、ブラジルでは特異な発達をとげたといえることができる。特にフォルクスワーゲンはエンジン、変速装置などの重要部分を除き、他のすべてを下請けに出し、これを納入せしめた上、フォルクスワーゲン社の製品として同社自ら部品代理店にディストリビュートする完全なコントロールシステムを採っている。

フォルクスワーゲンの下請けとして同社とともに成長した日系の企

業としては、ナカタ社とNGKの二つがあげられる。

両社共その製品の大きな部分をVWに納品しており、安定した成長をつづけている。

本業界の特徴としては、速度計、ヘッドライトなど特殊部品が敎社によって独占されていることであろう。

これらのメーカーは、ほとんど無競争の我世の春を謳歌してきたが、一方、新たな競争相手、特に日本からの進出を警戒し、神経をとがらせている。メーカーと直結した下請け企業が中企業の場合、それがさらに小規模の下請け企業を抱かえている。

5.2 国産量

正確且十分な資料とは言えないがIBGE.(ブラジル地理統計院)のデータ(1969年)を次に掲げる。

第一表

部 品 (乗用車・トラック用)	生 産			1台の平均価格 (単位：cr)
	量 (台)	金 額 (単位cr 1,000,000)	資料を提供した企業の数	
ショックアブソーバー	2500000	36647	8	14,65880
ピストン・リング	22088000	22893	7	1,03644
インジェクション・ポンプ	71335	25349	3	35535
クラッチ・ハウジング	922746	37348	5	4047
カーブレーター	503342	30998	2	6158
ピ ス ト ン	388633	4659	8	1198
ラジエーター(完成品)	229510	31579	5	13759

(注)：ショックアブソーバの内訳は明らかでない。

なお、上記輸入部品の国内の代表的メーカーには次のようなものがある。

ショックアブソーバー（計 3 社）

メーカー名： CÉRTIMA INDÚSTRIA DE AMORTECEDORES LTDA.

工場・事務所： RUA. ENG. MESQUITA SAMPAIO, 281 - サンパウロ市内。

ショックアブソーバー

（ディレクション又はハンドル及び車体）

メーカー名： COFAP : CIA FABRICADORA DE PEÇAM.

工場・事務所： AV. ALEXANDRE DE GUSMÃO, 1395

SANTO ANDRÉ
EST. DE SÃO PAULO

メーカー名： AMORTEX S. A.

IND. e COM. de AMORTECEDORES e CONGENIERES

工場・事務所： R. AMADOR BUENO. 162 - サンパウロ市内

ピストンリング（2社）

メーカー名： COFAP, Cia FABRICADORA DE PEÇAS

工場・事務所： 省 略

メーカー名： FERROPEÇAS VILLARES S. A.

工場・事務所： R. DO SACRAMENTO, 2222-

SÃO BERNARDO DO CAMPO
EST. DE SÃO PAULO

インジェクション・ポンプ（2社）

メーカー名： LUCAS DO BRASIL S. A. : INDÚSTRIA e COMÉRCIO

工場： RODOVIA RAPOSO TAVARES Km 30, COTIA, EST. DO
SÃO PAULO

事務所： ALAMEDA JAÚ, 1528-2 ° - サンパウロ市内。

メーカー名 : ROMEU BIANCHI & CIA LTDA

工場, 事務所 : ALAMEDA CLEVELAND, 665 サンパウロ市内。

クラッチハウジング

メーカー名 : BERG WARNER DO BRASIL-INDUSTRIA e
COMERCIO, LTDA

工場, 事務所 : ESTRADA DE PIRAPORINHA, 1000 EST. DO
SÃO PAULO

カーブレーター (4社)

メーカー名 : D. F. VASCONCELLOS S. A.

工場, 事務所 : AV. INDIANOPÓLIS, 1706 サンパウロ市内。

メーカー名 : IND. e COM. de PECAS PARA AUTOMOVEIS
LTDA.

工場, 事務所 : R. DUTRA RODRIGUES, 131 サンパウロ市内。

他 2 社 —— 省 略 ——

ピストン (6社)

メーカー名 : CIMA CIA.

INDUSTRIAL de MATERIAL AUTOMOBILISTICO

工場, 事務所 : R. ARUIA, 333 SANTO ANDRÉ EST. S. PAULO

メーカー名 : KS PISTÕES LTDA.

工場, 事務所 : AV. PEREIRA BARRETO, 1299 SANTO ANDRÉ,
EST. SÃO PAULO

他 4 社 —— 省 略 ——

ラジエーター (5 社)

メーカー名 : BONGOTTI S. A.

INDUSTRIAL e COM de RADIADORES

工場, 事務所 : R. do BOSQUE, 1326 サンパウロ市内。

他 4 社 ——— 省 略 ———

5.3 輸入量 (注:ただし,この項はシャーボデイカーから一般部品まで金属・非金属一切を含む)

(1969)

エンジン付シャー

輸入相手国	台数	重量 (kg)	金額 (単位:CR\$)	米貨(ドル) 価格	
				CIF	FOB
西ドイツ	3	8640	75157	18331	18846
計	3	8640	75157	18331	18846

ボデイ

輸入相手国	台数	重量 (kg)	金額 (単位:CR\$)	米貨(ドル) 価格	
				CIF	FOB
西ドイツ	2	8295	58227	18014	11269
計	2	8295	58227	18014	11269

ガラスの部品

輸入相手国	台数	重量	金額 (単位:CR\$)	米 貨 (ドル)	
				CIF	FOB
西ドイツ	—	861	15,209	5,318	2,006
米 国	—	1,373	44,911	11,509	11,066
イギリス	—	334	2,728	711	602
日 本	—	8	91	23	20
計	—	2,576	63,028	15,751	13,696

ラジエーター

輸入相手国	台数	重量 (kg)	金額 (単位:CR\$)	米 貨 (ドル)	
				CIF	FOB
西ドイツ	—	3185	95,412	24,078	23,381
ベルギー・ルクセンブルグ	—	45	527	129	113
米 国	—	14,759	327,833	82,320	74,714
フランス	—	1,0010	65,222	15,640	13,427
アイスランド	—	7	76	20	10
日本	—	394	6019	1,496	1,463
日 本	—	59	879	526	192
英 国	—	289	7318	2,079	1,912
スウェーデン	—	2,041	43,350	10,820	10,486
計	—	31,149	546,636	136,804	125,710

部品 (一括) 及びアクセサリー

輸入相手国	台数	重量 (Kg)	金額 (単位: CR\$)	米 貨 (ドル)	
				CIF	FOB
西 ド イ ツ	-	1,128.893	934,636.1	2,359,293	2,232,550
東 ド イ ツ	-	1.62	150.15	380.9	372.0
ア ルゼ ン チ ン	-	56.867	359,713	884.4	85,809
ベルギー・ルクセンブルグ	-	34.272	358,299	860.63	80,108
カ ナ ダ	-	7.948	187,596	485.30	45,373
デ ン マ ー ク	-	38	1,939	7.73	456
ス ベ イ ン	-	26,472	53,922	1,405.6	12,027
米 国	-	215.5102	270,260.79	683,723.9	641,336.6
フ ィ ン ラ ン ド	-	55.631	360,848	91.677	86,480
フ ラ ン ス	-	841.142	1,055,955.5	2,660,973	2,354,997
イ タ リ ア	-	202.440	807,810.4	778.865	728,876
ユ ー ロ ス ラ ビ ア	-	35	490	1.28	1.24
日 本	-	15,467	152,398	387.10	362.93
ノ ー ル ウ ェ ー	-	245	493.6	1,206	1,114
オ ラ ン ダ	-	33.50	25,623	64.88	60.87

輸入相手国	台数	重量 (kg)	金額 (単位: CR\$)	米 賃 (ドル)	
				C I P	FOB
パナマ	—	40	1,053	268	228
ポルトガル	—	18	571	149	115
英 国	—	138,627	1,307,287	325,761	308,878
スウェーデン	—	688,854	8,978,202	2,266,339	2,197,114
スイス	—	90	4,592	1,148	1,098
チエッコスロヴァキア	—	2,595	27,813	7,064	6,605
ウエネズエラ	—	180	3,280	800	600
計	—	535,3168	61,849,696	15,612,443	14,593,928

5.4 輸出品 (注:すべてこの項は, シヤンシー、ボデーから一般部品まで金属・非金属一切を含む)

エンジン付シヤンシー

輸出相手国	台数	重量	ブラジルの港におけるFOB価格	
			クルセイロ(CR\$)	米貨(US\$)
ボリビア	1	2835	14923	8591
パラグアイ	3	16020	137063	34053
ウルグアイ	2	10680	109846	27136
計	6	29535	261832	64787

ボディー

輸出相手国	台数	重量(Kg)	ブラジルの港におけるFOB価格	
			UR\$	US\$
ボリビア	1	1200	8836	930
ウルグアイ	2	7160	81753	20200
計	3	8360	85589	21130

ラジエーター

輸出相手国	台数	重量 (kg)	ブラジルの港におけるFOB価格	
			CR\$	US\$
西ドイツ	—	42	672	163
アルゼンチン	—	7	224	51
ボリビア	—	231	3,474	859
チリ	—	11	37	9
ホンジュラス	—	15	513	129
パラグアイ	—	424	3,361	861
ペルー	—	2	51	12
計	—	722	8,352	2,093

ガラスの部品

輸出相手国	台数	重量 (kg)	ブラジルの港におけるFOB価格	
			CR\$	US\$
アルゼンチン	—	458	1,703	418
ボリビア	—	20	450	109
フランス	—	22	151	37
ペラグアイ	—	19	420	107
グエネズエラ	—	169	1,643	405
計	—	688	4,367	1,076

部 品 (一括) 及びアクセサリー

輸 出 相 手 国	重 量 (Kg)	ブラジルの港におけるFOB価格	
		CR\$	US\$
南アフリカ	243	1,431	360
西ドイツ	143,724	1,531,237	358,553
アルゼンチン	406,422	1,617,040	392,667
オーストラリア	47	471	122
ポリアビリア	73,300	359,217	86,904
チロニア	42,865	201,429	50,944
コロニア	4,797	7,5877	18,499
エクアドル	648	11,223	2,874
米 国	199,965	885,273	221,056
フィリピン	2,446	16,634	4,077
フィンランド	45	363	35
フランス	1	74	19
グアテマラ	823	13,184	3,395
ホンジュラス	273	4,610	1,145
イ ン ン	960	10,215	2,512
イタリヤ	486	14,321	3,422

輸出相手国	重量 (Kg)	ブラジルの港におけるFOB価格	
		CR \$	US \$
ニカラグア	210	8758	911
ノルウェー	22	268	65
ペラグアイ	37030	145661	35985
ペル	4446	84929	21320
ポルトガル	176	8224	756
英国	73	1730	422
サルバドール	788	14921	3725
ウルグアイ	1287	21774	5891
ヴェネズエラ	29613	347034	86131
計	952680	5366702	1301849

5.5 メーカー

メーカーのほとんどが大サンパウロ都市圏に集中している。

メーカー組合としては、「自動車及びその他類似の車輛用部品・全国工業連盟」(SINDICATO NACIONAL DA INDÚSTRIA DE PEÇAS PARA AUTOMÓVEIS E SIMILARES)という全国的組織があり、加盟社は、現在370社である。

これらのメーカーは中企業が大部分であり、それ自体、車のメーカーの下請け的機能を果たすと同時に、さらにこれらがそれぞれ多くの下請けの小企業をもっている。本項では金属小部品を一応次の10項目に分ち、本連盟に加盟する企業の数に次をあげる。

1) クラッチ関係	4社
2) ブレーキ関係	7社
(内1社は、ブレーキ部品)	
3) カーブレーター	4社
スターター・モーター	4社
ダイレクション油圧ポンプ用モーター	1社
ディーゼルエンジン	2社
ディーゼルエンジン用部品	1社
ワイパー用モーター	6社
ピストン	6社
シリンダー	1社
バルブ	4社
4) 電気関係	
ダイナモ	4社
ジェネレーターアマチュア	1社
ジェネレーター	2社
ジェネレーターブラシ	1社

スターターモーター用ブラシ	1 社
イグニッションコイル	2 社
コンデンサー	1 社
照明点滅用機	2 社
コネクター	1 社
ブラチナ	2 社
アマチュア	1 社
リレー	7 社
ブラシ	1 社
遮断器	13 社
絶縁関係	4 社
クランクシャフトベアリングセット	4 社
ディストリビューター	1 社
5) ギア	5 社
6) スピードメーター	2 社
7) ステアリング	2 社
8) ショックアブソーバー	2 社
{ ディレクション }	
{ サスペンション }	
9) トランスミッション	5 社
10) その他リング関係	8 社
ポンプ関係	12 社
キー (一般)	13 社
ピン (全種)	18 社

5.6 メーカーの立地条件，労働の各面からの考察

メーカーの大部分がサンパウロ市の郊外及びその周辺の工業地帯に集中している。工業地帯は、いわゆる大サンパウロ都市圏を構成するA B C D地区を中心とする広大な地域であり、フォード、フォルクス、クライスラー、トヨタ、ベンツ、F N M、スカニアなどの工場がこの地区に集中している。さらに人口八百万を超える大サンパウロ都市圏を控え、また電力供給が豊富で且つ原料の入手が至便、サントス、リオの両港まで数時間の距離という絶好の立地条件下にある。

労働人口は概して豊富といえるが、しかし優秀な技術者、熟練工たとえば旋盤工など技術を持った労働力は意外に小さい。これが工業経営者にとって最大の悩みの種となっている。

給与：(イ) 旋盤工 — 初級 Cr\$ 30000 (法定最低給与に近い。)

又は、それに 中級 Cr\$ 60000 ~ Cr\$ 70000

準ずる技術を 上級 Cr\$ 85000 ~ Cr\$ 1,00000

もった者。

(ロ) 技術者：(注) ブラジルの大学工科卒の設計図工クラスで

Cr\$ 1,50000 (初級)

Cr\$ 2,00000 (中級)

Cr\$ 2,50000 ~ Cr\$ 3,00000

(高級)

の三つに分けることができる。

勿論、(イ)、(ロ)ともに会社の規模などにより程度の差はある。

5.7 規模業態，経営条件

日系の自動車部品メーカーとしては

NGK (Cerâmica e Velas do Ignição NGK do Brasil S. A.)

中田商工有限会社 (Industria Comercio NAKATA LTDA.)
SUPERFINE MECÁNICA PEÇAS INDÚSTRIA
GERAL LTDA

などがよく知られている。

その製品をみると、

NGK イグニションプラグ 陶器を材料とする絶縁体。

IND. e COM NAKATA ステアリング関係 サスペンション。

SUPERFINE リアー、ピン関係部品。

本項については今回は SUPERFINE 社を参考にしてみた。

1) 社名：SUPERFINE MECANICO PEÇAS INDUST-
RIA GERAL LTDA.

所在地：(5・10参照)

2) 資本金：Cr\$ 45000.000 (出資者：トーマン：比率100%)

3) 創立(進出)1958年

4) 役員 酒井 裕 蔵

河 本 滑

5) 生産品目(メインライン)：エンジンパーツ

ピストンピン

ブッシュロッド

タベット

ロッカー・アーム

ロッカー・アーム・シャフト

バルブコッタ

オイルポンプ

その他(上記以外のパーツも注文により随時製造：ただしナッ

ト類は製造していない。

6) 所有機械

主として工作機械

普通旋盤	10台	(国産・IMOR製)
自動旋盤	5台	(国産・TRAUBOMATIC)
ボール盤	20台	(国産・ヤドヤ)
研 磨 盤	6台	(外国品・日本・チェッコ・ 西独ースウェーデン製)
フライス盤	6台	(外国品・日本・アルゼンチン製)
熱処理, 焼き入れ炉	6基	

7) 工員数 102名 (技術者はこのうち7名)

事務員 18名

8) 発注元 (主なもの)

フォード, GM, フォルクスワーゲン, キャタピラ, メッシーフェルグソン, カールシュミット, トヨタ, スカニアパービス, パーキンス。

(注) 上記9社は何れもブラジルへ進出済みのメーカー。内キャタピラ, メッシーフェルグソンは大型トラクター, カールシュミットはピストンパーキンスはモーターのメーカー。

9) 受注の形能

すべての発注元の上記9社からの注文による製造。

各メーカー(9社)は一ヶ月毎に向う6ヶ月間のパーツの発注予定量を提示する。

SUPERFINE 社はこのプログラムに基づき, 製造を開始する。このシステムによれば納期生産量などはすべて6ヶ月前に判っているため, 安定した操業を行うことが可能である。

受注の比率は自動車パーツが全体の80~90%

トラクターなどの建設車輛は20~10%に過ぎない。

10) 生産量

正確な数字は不明であるが受注の中最も多いのがピストン、日産量は価格に直して(多いときで) CR\$ 30000000 に達する。

11) エンジンパーツの製品価格—工場渡し価格—(1971年9月20日現在)

タベット	CR\$ 500—	平均(以下同) Unit:
		単位
プッシュロッド	" 130—	
ローカー・アーム	" 550—	
ローカー・アームシャフト	" 2500—	
ローカー・アームシャフト	" 250—	
のサポート		
ピストンピン	" 350—	(30種以上に及ぶ)
バルブコッタ	" 010—	
オイルポンプ	" 5000—	
その他		

(注) メーカー車種により、各パーツともその規格、品質大きさなどが著しく異なることは言うまでもない。

(例、ピストンピンの30種)

12) 原材料の価格

木炭(1立方メートル)	CR\$ 2700—	生産地
	CR\$ 3800—	サンパウロ
鋼塊(キロ)	CR\$ 250—	工場渡し

13) 電力の消費量(月間平均) CR\$ 300000 又は 15000 ~ 20000 kwh

電圧は工業用—220V, ライト電力会社が配電する。

電力に対する課税率はブラジルでも工業用電力は家庭用電力に

比べ安い。

(課税率)	工業用	2%	又は 1000 kwh に対し	CR\$ 256
	家庭用	47%	又は 1000 kwh に対し	CR\$ 8016
	商業その他	22%	又は 1000 kwh に対し	CR\$ 2816
	農付用	無税		

(料金)

	工業用	家庭用
单相	CR\$ 1055 (50 kwh まで)	CR\$ 600 (30 kwh まで)
複相	CR\$ 2111 (100 kwh まで)	CR\$ 1000 (50 kwh まで)
三相	CR\$ 3167 (150 kwh まで)	CR\$ 1200 (100 kwh まで)

問題点：電圧の変動が激しいこと

14) 税

- イ) 所得税 —— 正確な数字は未公表
- ロ) 社会保険その他の労働関係保険金(何れも経営者負担)として毎月の給与支払い総額×50(%)を概算し積立てている。掛金3ヶ月毎に積立てることは一応法律で定められているが、中にはこれが不可能の経営者もある。しかし滞納の期間が長くなればなる程、負担が重なる訳であるから、サラリーの50(%)分を見込んで積立てることは安定した経営のやり方と言えよう。

15) 技術上の問題

不良品の発生率は日本と比べ高い。大学出の技術者クラスの技術と、工員のそれとの間に未だ大きなギャップがあるためとみられる。

16) 商 習 慣

日本とブラジルの生産体制の相違はいろいろあるが大ざっぱに言って次のような事が言える。

日 本 — 特定の少数の品種(部品)を大量に生産する。

ブラジル — 多種類の部品を少量に生産する。

このちがいは勿論、車の生産量のちがいによるものであるが進出したメーカーが当国のシステムに順応して行くための行き方として注目に値する。

(注: NGK社はイグニションプラグだけで当国市場におけるシェアを着実に伸ばしてきた。

SUPERFINE 社とは全く異なる行き方といえよう。

このためプラグ市場ではNGKに押され気味であった CHAMPION 社がついに脱落、BOSCHに吸収された。NGKは現在フォルクスワーゲンその他へ独占的に納品している。)

支払い: 納品後45~60日払いが普通。

大メーカーを除き、一般的にブラジル人間の支払いはきわめてルーズである。

その他: 義理、人情などを考慮しないドライな行き方が支配的。

情にとらわれないため、処し易い面もあるが反面価格を少しでも安い方へ予告なしに鞍替えすることがよくあり又、品質不良が出た場合は遠慮なく他所へ発注する。

さらに自社の生産予定量の変更にもなり発注量の変動を予告なく通告してくる場合もある。

5.8 コストの分析

コストの主要なものは、

製造経費で全体の $\frac{1}{2}$ を占める。一般管理費、販売費、金利、関係経費はそれ程大きな負担ではない。純利益は、コストに対し、10%~15%前後である。

これらのコストをさらに分析すれば次のようになる。

製造 経費	原 材 料 費	50%
	人件費・工場経費・副材料費	10%
	消 却 費	10%
	(注： 法律による購入価格に対する消却費は年10%であるが、インフレが年間20%を超えることから、実際はこれを上廻る率を計上しなければならない。)	
一 般 管 理 費	広告・宣伝費（雑誌・新聞・各種の電話帖）	
	事務所の人件費（給与が主なもの）	
	役員への報酬	
	通信費（テレックス・電話・電報・その他）	
	交 際 費	
	事 務 用 資 材	
	事務用機器の消却費	計 5%
販 売 費	I C M	16.7%
	セールスマンのコミッション	2.0%
	注： I C M（商品流通税）、I P I（工業製品税）ともにコストの一つとして考えられる。 なお I C M は原材料に対するパーセントである。	

金利関係経費	手形割引き	2%
	手形割引き取り立てチャージ } 為替の変動に対する準備金	8%
	計	5%
	その他	1.3%

注： I P I (工業製品税)は自動車の部品及びアクセサリーに関しては現在5%の課税率 I P Iは販売価格に対し課税される。

この場合発注者をA受注者をBとすると I P IはAが負担しBに支払われるが、Bはこれを連邦政府へ納める。

I C Mは販売価格に含まれているのが普通。

したがって I C Mも I P Iと同様Aが負担する。

B. 市場の分析

5.9 需給市場の規模

自動車部品の製造は、必然的に自動車、バス、トラック、トラクタ
ーなどの車種の生産の伸び、後退と運命を共にする。

ここで部品製造の規模を車種生産量の推移に求めている。

1) 生産

(第1表)

メーカー	乗用車 (単位:台)			小型ステーションワゴン車 ジープピックアップ		
	1月	2月~7月	8月	1月	2月~7月	8月
クライスラー	1,116		1,081	66		26
F N M	119		43	—		—
フォート・ウリス	4,317		4,255	2,164		3,643
G M	4,647		4,121	1,561		1,681
インターナショナル	—		—	—		—
MAGIRUS- DEUTZ	—		—	—		—
メルセデス・ベンツ	—		—	—		—
ブーマ	13		32	—		—
S-SCANIA	—		—	40		42
トヨタ	—		—	—		—
フォルクス	6,832		20,337	4,046		6,708
計	17,044	203,406	29,911	29,919	75,536	12,100

	ト ラ ッ ク				バ ス				
	1 月	2月~7月	8 月	1 月	2月~7月	8 月	1 月	2月~7月	8 月
ク ラ イ ス ラ ー	185		101	—		—	—		—
F N M	187		170	35		30			30
フ ォ ー ド ・ ク イ リ ス	637		1,225	—		—			—
G M	952		1,168	—		—			—
イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	—		—	—		—			—
MAGIRUS-DEUTZ	—		—	16		8			8
メ ル セ デ ズ ・ ベ ン ツ	1,240		1,422	243		343			343
S -SCANIA	60		66	3		30			30
計	3,211	2,286	4,147	297	2,590	411			411

(第3表)

メーカー	1971年 1月			～ 8月		1960年～ 1971年8月 までの総生産 台数
	耕運機	マイクロ・ トラクター	195	中型トラクター	大型トラクター	
AGRALE			195			1,841
C. B. T				3,179		12,758
CIA-INDL. PASCO						643
F. N. V.						288
フ ★ - F						12,443
三井・井関	249					5,173
久保田鉄工	1,100					15,001
MESSEY-FERGUSON				2,172	3,796	42,247
OTTO-DEUTZ					78	8,655
TRATORES FENDT						3,531
VALMET				1,815	1,658	21,618
計	1,349		195	3,987	8,711	

(第4表)

乗用車

メーカー	1967	1968	1969	1970
クライスラー	3,698	8,564	8,709	10,337
F. N. M.	714	1,115	555	1,269
フォルクスワーゲン	9,237	7,212	5,470	3,805
G	2,136	305	2,579	4,233
ア	125	151	272	204
V E M A G	6,384	—	—	—
フォルクス	9,488	12,808	14,770	15,770
ウイリス	1,716	1,606	2,377	3,383
計	13,215	16,150	47,546	24,991

(第5表)

ピックアップ、ジープ、ステーション、ワゴン型車

メーカー	1967	1968	1969	1970
クライスラー	33	—	236	664
フォルクス	1,810	4,240	2,316	3,984
G	8,108	10,949	14,951	17,842
トヨタ	576	949	890	598
V E M A G	5,009	—	—	—
フォルクス	2,117	2,688	3,047	7,524
ウイリス	2,482	2,750	—	—
計	61,529	70,529	69,719	123,681

(第6表)

トラック(中・大型を合わせ)

メーカー	1967	1968	1969	1970
クライスラー	—	—	2897	2860
F. N. M.	965	1,142	1,582	1,551
フォード	8957	14,855	10,930	8,226
G M	9081	13,726	12,055	10,606
メルセデス・ベンツ	9211	12,048	12,276	14,847
S. V A B I S	397	719	829	798
計	28,561	41,990	40,569	38,388

(第7表)

バス(完成車及びシャーシを合わせ)

メーカー	1967	1968	1969	1970
F. N. M.	164	99	75	92
G M	24	7	7	29
メルセデス・ベンツ	2,883	4,688	5,002	3,848
S. V A B I S	174	254	170	195
MAGIRUS-DEUTZ	—	648	425	394
計	3,245	5,696	5,679	4,058

以上、資料の出所：自動車・その他車両生産組合

(第1表)

2) 輸入

車種	(1969)				(1970)			
	台数		CIF	FOB	台数		CIF	FOB
	乗用車, スポーツカー, 小型トラック ステーションワゴン	151	686184	596761	289	1,688,985	1,510,152	
ジーク	8	68813	56864	5	1,6280	15,782		
トラック, バス, マイクローバス, その他	36	1,522,232	1,377,040	26	2,136,958	2,015,961		
ピックアップ ワゴン車	42	368,867	272,248	38	380,722	273,106		
計	237	2,641,096	2,302,908	358	4,212,945	3,814,951		

資料の出所: CAGEX

3) 輸 出 (1969年のみ)

(乗 用 車) (第一表)

輸出相手国	台数	金 額 FOB (PORT OF BRASIL)	
		CR\$	U. S. \$
西ドイツ	1	4,449	1,092
アルゼンチン	1	9,886	2,527
ポリビア	2	20,852	5,041
米 国	14	116,366	29,216
フランス	1	9,729	2,487
ウルグアイ	1	10,996	2,732
計	20	171,478	43,015

(軍 用 ジ ー プ) (第二表)

輸出相手国	台数	金 額 FOB (PORT OF BRASIL)	
		CR\$	U. S. \$
ポリビア	6	38,216	9,268
パラグアイ	15	102,095	25,084
計	21	140,311	34,352

(ステーションワゴン) (第三表)

輸出相手国	台数	金額	
		CR\$	U. S. \$
ポリビア	6	18446	4796
パラグアイ	12	112384	28319
ウルグアイ	1	6711	1792
計	19	138091	34907

(ピックアップ・ワゴン) (第四表)

輸出相手国	台数	金額	
		CR\$	U. S. \$
ポリビア	3	28500	6880
パラグアイ	5	38747	9718
計	8	67247	16548

(トトラック) (第五表)

輸出相手国	台数	FOB (PORT OF BRASIL)	
		CR\$	U. S. \$
ボリビア	1	15477	3752
パラグアイ	1	19721	4624
計	2	35198	8376

(トラックター) (第七表)

輸出相手国	台数	FOB (PORT OF BRASIL)	
		CR\$	U. S. \$
アルゼンチン	2	136431	32600
ボリビア	1	23107	5813
パラグアイ	2	24546	6451
ウルグアイ	12	215897	52737
ヴェネズエラ	1	18475	4590
計	16	418456	101591

バス (第六表)

輸出相手国	台数	FOB (PORT OF BRASIL)	
		CR\$	U. S. \$
パラグアイ	2	3240	800
ウルグアイ	14	452496	113670
計	16	455736	114470

資料の出所：IBGE
(ブラジル地理統計院)

4) ラ米各国の自動車所有台数と需要の推定

	乗 用 車			
	(1 9 8 0)		(1 9 8 5)	
	所有台数	需 要	所有台数	需 要
アルゼンチン	3300	324	4500	404
ボリビア	69	65	93	85
ブラジル	4439	443	6130	563
中央アメリカ	381	47	583	70
コロンビア	398	48	640	72
チリ	425	51	680	75
エクアドル	73	85	120	15
メキシコ	3285	347	5472	583
パラグアイ	38	38	55	55
ペルー	504	52	750	80
ウルグアイ	229	165	300	24
ヴェネズエラ	1185	135	1787	194
計	14326	14823	21110	2099

(1980年～1985：単位 1,000台)

商 業 車 (トラック・バスなど)			
(1980)		(1985)	
所有台数	需 要	所有台数	需 要
1,480	159	2,100	240
40	4.5	54	5.5
2,300	274	3,330	392
141	16	195	21
452	49	672	82
471	58	770	101
71	9	103	1.2
1,040	111	1,462	161
19	2.5	30	3.5
286	30	408	41
182	14	228	21
318	38	435	47
6,800	765	4,787	1,127

資料の出所：BANAS (No. 899)

12-7-1971

5) 自動車部品 (フォルクスワーゲン) で最も消耗のはげしいもの。

資料の出所 : サンパウロのアウトパーツ卸 小売専門店 A社

(1971年8月)

注 : (1) 順位は消耗の大きいものから小さいものへ。

注 : (2) パーツの名前は英語を用いる。

A) エンジン関係・その他

- 1 - INTAKE VALVE $\phi 30mm$
- 2 - EXHAUST VALVE
- 3 - OIL PUMP FILTER COVER
- 4 - OIL DRAIN PLUG
- 5 - FUEL PUMP
- 6 - DIAPHRAGM W/SPRING & GASRET
- 7 - CARBURETOR
- 8 - JET PUMP DIAPHRAGM
- 9 - CARBURETOR FLOAT
- 10 - LOW SPEED JET
- 11 - THROTTLE VALVE
- 12 - CLUTCH
- 13 - CLUTCH DISC
- 14 - CLUTCH RELEASE BEARING
- 15 - MUFFLER

B) TRANSMISSION

- 1 - OIL DRAIN MAGNETIC PLUG
- 2 - OIL FILTER PLUG
- 3 - TRANSMISSION GEAR
- 4 - THIRD SPEED GEAR SET

- 5 - FOURTH SPEED GEAR SET
- 6 - FIRST & SECOND SPEED SYNCHRONIZER RING
- 7 - THIRD & FOURTH SPEED SYNCHRONIZER RING
- 8 - COUNTER GEOR BALL BEARING
- 9 - PINION SHAFT NEEDLE ROLLER BEARING

C) STEERING (FRONT AXLE)

- 1 - MAIN SHAFT & WORN GEAR
- 2 - STEERING SECTOR ROLLER SHAFT
- 3 - STEERING MAIN SHAFT BEARING
- 4 - STEERING DUMPER

D) REAR AXLE

- 1 - REAR WHEEL OIL SEAL
- 2 - REAR SHOCK ABSORBER
- 3 - CONTROL PEDA
- 4 - PARKING BRAKE CONTRCL RODLINK
- 5 - THROTTLE CONTROL CABLE
- 6 - CLUTCH CONTROL CABLE

E) ELECTRIC INSTALLATION PARTO

- 1 - DYNAMO
- 2 - GENERATON ARMATURE
- 3 - GENERATON BALL BEARING
- 4 - GENERATOR BRUSH
- 5 - DISTRILEVTOR ROTOR
- 6 - IGNITION COIL
- 7 - SPORK PLUG

- 8 - CONDENSER
- 9 - CONTACT SET
- 10 - STARTER MOTOR ARMATURE
- 11 - STARTER MOTOR SWITCH
- 12 - STARTER MOTOR BRUSH
- 13 - STARTER MOTOR BRUSH HOLDER SPRING
- 14 - FUEL GAUGE
- 15 - TURN SIGNAL FLASHER
- 16 - CRANKSHAFT BEARING SET
- 17 - CAMSHAFT BEARING SET
- 18 - CYLINDER W/PISTON RING & PIN SET
- 19 - DISTRIBUTOR CONTACT SET
- 20 - DISTRIBUTOR CONDENSER

5.10 将来に対する見とおしと進出の可能性

1) 下請け

(問題点)

SUPERFINE 社を初め各メーカー(自動車部品の)は、さらにその下請けをする小企業へ発注する。発注する側からみた問題点は、納期の不履行、低品質などである。

この問題は相手(受注側)が日系である場合は、話し合いと指導によりカバーし合うことができる。これら小企業が親会社と密接に結びついたとき、初めて双方に安定した経営をもたらす事業を円滑に推しすすめることができる。SUPERFINE 社を初め、他のパーツ・メーカーはつとめて下請けの企業を育てようとしている点は注目に値する。

(規模)

現在、旋盤、その他の工作機械を2台乃至4台をもつ小規模な町工場経営者8名へ発注している。

そこでは何れも1人乃至2人、多くてせいぜい3人が就労している。しかしこれらは何れも小規模過ぎ納期の遅れ、品質の管理が十分でない。もし進出する企業があれば工作機械を少く共14台~15台と同数のオペレーターをそなえる企業であることが望ましい。

(発注額)

1カ月に平均(各下請けに対し)Cr\$ 20,000,000~Cr\$ 30,000,000 多いときでCr\$ 40,000,000~Cr\$ 50,000,000 に達する。

(工作機械)

旋盤、ミリングが最低必要である。尤も研磨などの重要な部分はメーカー自身が行うから、研磨機はそれ程必要でない。

(可能性)

メーカーは最重要部分を除く他の加工部分はすべて外注に出す方が能率的であり、コスト・ダウンにつながるので、これを下請けする小企業を求めている。進出する企業は、先ず、立地条件をよく知り、土地を確保し、少なくとも2~3年間の受注は保証された上で進出するのが理想的である。

たとえば※ SUPERFINE の工場長K氏は、進出を希望する企業があれば同社で育てて行きたいと語っている。

※ 工場所在地：RUA DAS LOBELIAS, 1-VILA
BELA-SÃO PAULO

責任者：KIYOSHI KAWAMOTO

(河 本 潜)

アウトパーツの下請け業者は、かつてはかなり存在したが現在では淘汰され100程度に減ってきた。しっかりした親会社と直結していかなかったものは消えて行ったといわれる。

(自動車部品の将来性)

ブラジルの自動車の生産量は、需要の絶対数の伸びが小さく将来大きな飛躍は期待できないとみられる。

部品のメーカーは車のパーツのみに将来の全てをかける事は危険だとする見方が強い。

車の生産自体、季節的又は原因が不明の変動が激しいからだ。その対策としては、建設車輛、船舶、農機具、家庭用機具の部品又は紡績機械の製造を同時に行うことができるような態勢に持って行き、自動車のパーツだけに頼るといふ危険をさけていく。

(注) :

SUPERFINE社の親会社は鋼板、紡績機械の日本からの輸出に実績をもつことから、同社の他の分野への進出を意欲的にしている。たとえば、ブラジル・フィリップス社が製造しているミキサーのステンレス材(日本製)は同社の親会社の納入によるものであり、(原料費も0r \$ 200前後/キロ)この点、他の分野へ進出する際、大きな利点がある。

今後進出する企業への忠告として、単能機、穿孔、研削などの工作が有望であるほか、何らかの新しい工夫、出来ればノウ・ハウを持った上での進出であることが望まれる。

(2) 冷 暖 房 機 器

A. 市場の現況

5.1 市場の一般的性格

小型冷房を事務所、家屋内にとりつけることがブームのようになった1968年頃から、業界は現在まで活況を呈しているといえる。主な市場はサン・パウロ州、グワナバラ、その他中部北東部の地方都市などである。

また薬品、繊維工業、漁業、冷凍肉産業、ホテルなどの冷凍システムなど大規模な冷凍システムなども、工業開発が進むにつれて、同様躍進の一途を辿ってきたといえる。

元々ブラジルの冷凍機工業は1950年から始まったということができる。しかし1930年頃ブラジルの財閥マタラッソ伯が当時空気調整システムを発明したCarrierのアイデアをとり入れ、ブラジルで最初の冷凍機工場をつくったのが草分けである。しかしこれは意外に振わずそのまま1950年まで製造は行われていなかった。しかし1950年代に入ってレーヨンなどの繊維を含む紡績工場、抗生物質、殺虫農薬剤などの薬品工業が急速に抬頭、次いで高層建築ブーム、水力発電所の建設、急速な工業化に伴う近代的大企業ブラジルの進出など、冷凍機工業発展の地盤が固っていった。

北東伯開発計画による工業の北東伯への進出と、漁業の振興策もこれに拍車をかけた。さらにコンピューター・システムが導入されるや冷凍機は室内の温度湿度を調整する上になくはならないものとなった。しかも冷凍機の需要は今後の工業の伸びと共にますます有望な分野となりつつある。当業界にとり一番大きな問題は、冷凍機の心臓部分にあたる優秀なコンプレッサーの国産がまだないことであろう。コンプレッサーは殆んどが外国製である。

5.2 冷暖気機の国産量

- 1969年 -

生産台数	価格(単位CR\$)	1台の平均価格(単位CR\$)
51,477台	5288600000	102600
(注) 資料を提供したメーカーの数: 7		

コンプレッサーの国産量

生産台数	価格(単位CR\$)	1台の平均価格(単位CR\$)
138227台	3556600000	25730
(注) 資料を提供したメーカーの数: 25		

5.3 冷房機の輸入量

— 1969年 —

	輸入相手国	台数	重量(kg)	金額ドル (CR\$)	米 貨 (ドル) U.S.\$	
					C I F	F O B
エア-コンディ ション機	西ドイツ		6937	3449490	8466700	8147500
	米国		120701	190613600	47079700	42215600
	イタリア		4443	6238600	1575400	1412000
	日本		7	8400	2100	1800
	パナマ		370	528700	138400	111600
工業冷房機	西ドイツ		64662	85913800	21515700	20028400
	アルゼンチン		10093	9071900	2361300	2255000
	オーストリア		950	1868300	456800	429300
	ベルギー		220	358900	111100	98800
	ルクセンブルク					
	デンマーク		128074	168355600	42860600	40163100
	スペイン		906	2389300	625100	566500
	米国		113198	315719000	79159500	75466200
	フランス		3323	15443700	3804000	3637400
	イタリア		8094	22683100	5660200	4503800

— 248 —

エア-コンプレッサー	日本					
	オランダ		293	488500	126200	104900
	英国		40749	56883700	13874600	13368600
	スウェーデン		2252	4772300	1216400	1131400
	スイス		7500	18411100	4481000	4267700
	チェコスロバキヤ		2036	6315000	1604000	1526100
	西ドイツ		1470	844800	203300	160700
	アルゼンチン		20643	47134500	12078000	11647300
	ベルギー		6320	10641400	2699900	2575000
	ルクセンブルク		415	530397000	145658500	134945300
	デンマーク		9	33960700	8015300	7482300
	米国		599602	1201325000	297854200	285000500
	フランス		25579	44873200	11407000	10778900
	イタリア		45598	44272800	11445900	10567900
	日本		21827	27645500	7119300	6447500
オランダ		2042	6380800	1596400	1162200	
英国		147593	161358200	41104700	38433700	
スウェーデン		229028	258120000	65768100	61944900	

— 249 —

輸入相手国	台数	重量(kg)	価格クセルセイロ CR\$	米貨(ドル)U.S.\$	
				CI F	FOB
スイス	10	16100	25712500	6536100	6519200
チェコスロバキヤ	2	1560	388600	214100	174000
計	5200	1601786	2448310200	611498100	577480300
西ドイツ	137366	1,253783	787415500	1,961,98100	1,888,97100
アルゼンチン	20	100	1,37800	34800	33100
デンマーク	25718	226147	1,33375600	34721300	32596400
米	34079	1,014932	991537600	2,488,66300	2,346,01500
フランス	1,961	34,227	24,434,900	60,94500	57,42400
イタリア	1,030	13,094	9,939,900	25,60900	24,59700
日本	60	78357	60,252,000	1,494,4000	1,357,4000
オランダ	6	2,332	25,21500	64,6500	60,8700
英国	9630	117,678	93,226,400	2,355,1000	2,239,0300
スウェーデン	15	1,625	35,23500	95,2300	93,1200
スイス	28	35,656	63,224,200	1,577,7800	1,522,7000
計	20,9913	277,7931	216,958,8900	5,443,48100	5,120,43400
西ドイツ	33,983	1,078,30500	275,29800	152,27000	260,45000

エア-コンプレッサ-

ガス-コンプレッサ-

コンプレッサ-用部

品及びアクセサリ-	台数	重量(kg)	価格クセルセイロ CR\$	米貨(ドル)U.S.\$	
				CI F	FOB
アルゼンチン	650	57,99700	9,96700	9,74000	9,74000
オーストリア	570	1,066,400	2,87800	2,77400	2,77400
ベルギー	3,682	13,767,300	34,63200	32,19300	32,19300
ルクセンブルグ	48,664	41,257,000	1,054,1700	960,1900	960,1900
デンマーク	12,2150	33,463,4500	837,36900	808,82700	808,82700
米	1,253	7,458,000	18,59300	17,04000	17,04000
フランス	4,671	14,484,500	36,24000	33,85600	33,85600
イタリア	13	3,61800	9,1200	8,5600	8,5600
日本	61,95	97,085,000	23,65600	21,77900	21,77900
メキシコ	176	550,100	1,44100	1,37600	1,37600
オランダ	3,337	65,495,000	1,649,300	1,498,200	1,498,200
英国	9,521	28,663,600	59,36300	55,14200	55,14200
スウェーデン	2,271	1,620,500	41,15500	39,60100	39,60100
スイス	28,6936	581,436,400	1,468,47500	1,394,4100	1,394,4100
計	20,9913	277,7931	275,29800	152,27000	260,45000

品及びアクセサリ-

5.4 冷房機の輸出

— 1969年 —

輸出相手国	台数	重量(kg)	米貨(U.S.\$)	
			CIF	FOB
エア・コンディション				
アルゼンチン		300	569200	136000
ボリビア		140	475100	116600
パラグワイ		13891	15574000	3913400
計		14331	16618300	4166000
工業用冷房機				
その他扇風機				
アルゼンチン		2	48200	12100
ボリビア		7	203400	49900
チリ		797	4,985,000	1,221,000
米国		4	3600	900
パラグワイ		34	61300	16000
トリニダード・トバゴ		210	1,78700	48700
ヴェネズエラ		5	5400	1300
計		60	1,91000	48000
計		1119	11,901,000	2,940,000

輸出相手国	台数	重量(kg)	FOB (Porto of Brazil)	
			CR \$	US \$
西ドイツ	378	1799	5520800	1454900
フランス	10	1856	2003700	491700
アルゼンチン	48	26012	41316900	10380200
ポリアリア	29	910	631600	156800
チリ	20	12517	12814900	3225800
コスタ・リカ	1	52	71100	17000
米	1	21	34100	8900
パナマ	1	41	70400	18800
ブラジル	14	5543	11835000	2960500
ウルグワイ	7	312	737200	187100
ヴェネズエラ	3	981	1476700	388100
計	512	49994	76516900	19289800
南アフリカ	60	3810	2081700	488100
オーストラリア	75	2300	1484800	343200
シンガポール	8	512	214100	50200
フィンランド	20	1270	697800	163600

エア・コンプレッサー

ガス・コンプレッサー

輸出相手国	台数	重量(kg)	FOB (Porto of Brazil)	
			CR\$	US\$
メキシコ	100	1,970	144,420	350,100
ノルウェー	40	1,070	80,270	1,882,000
ブラジル	13	890	200,500	488,000
ウルグワイ	3	4,536	45,271.00	1,081,300
計	319	15,858	114,524.00	271,355.00
南アフリカ		297	399,100	953,000
アルゼンチン		597	2,235,600	5,455,500
ボリビア		28	217,000	54,000
ブラジル		9	191,000	490,000
ペルー		6	200,000	51,000
ウルグワイ		41	1,067,000	2,680,000
計		978	280,220.00	683,000

ガス・コンプレッサー

コンプレッサーの部品及びアクセサリ

<資料出所：ブラジル地理統計院>

5.5 冷房機器メーカー

全ブラジルに大中小合せて23～25に近いメーカーが存在する。

主なもの：

サンパウロ州：

AERO MECANICA DARMA Ind. e Com. LTDA.

生産種目：工業ベンチレーター

ARENMO-TERMICA-Engenharia e Industria LTDA.

プロジェクト，施工，メンテナンス

生産種目：コンピューター室，ラボラトリー用エアークン
ディショニング

CEBEC S.A. Engenharia e Industria

プロジェクト，施工，メンテナンス

生産種目：コンピューター室，病院，工場，ビルのエアークン
ディショニング

GOLDEX Industria e Comercio S.A.

GENERAL ELETRIC S.A.

PHILCO RADIO e TELEVISÃO LTDA

その他13社

グワナバラ州

CEIBRASIL Comanha Engenharia e Industria.

その他3社

ポルト・アレグレ (リオ・グランデ・ド・スール州)

ARCON S.A. - Industria Eletro metalurgica

その他 2社

ベロ・オリゾンテ (ミナス・セライス州)

INDUSTRIA Eletromecanica Ltda.

クリチーバ (パラナ州)

INDUSTRIA Clima term Ltda.

5.6 冷房機器メーカーの規模業態

前章にあげた Coldex社は5~10HPの中型冷房機を年間4,000~5,000台つくっていると推定され、またCEBEC社は、中小型はColdex社の凡そ10分の1であるとみられるが、ホテル、発電所、高層ビルなどの冷房施工に大きなシェアを占め一貫生産システムをもつ。こゝで日本の進出企業M社(※前川製作所)の場合をみると、同社は1969年初め進出して以来、主に冷凍機メーカーとして知られてきたが、本社(東京)からコンプレッサーを輸入、ビルの冷房、エア・コンディショニングへも分野を広げつつある。

※MYCOM Mayekawa do Brasil Refrigeração Ltda.

所在地 Rua Maria Paula 62, 10, S/101-102

São Paulo

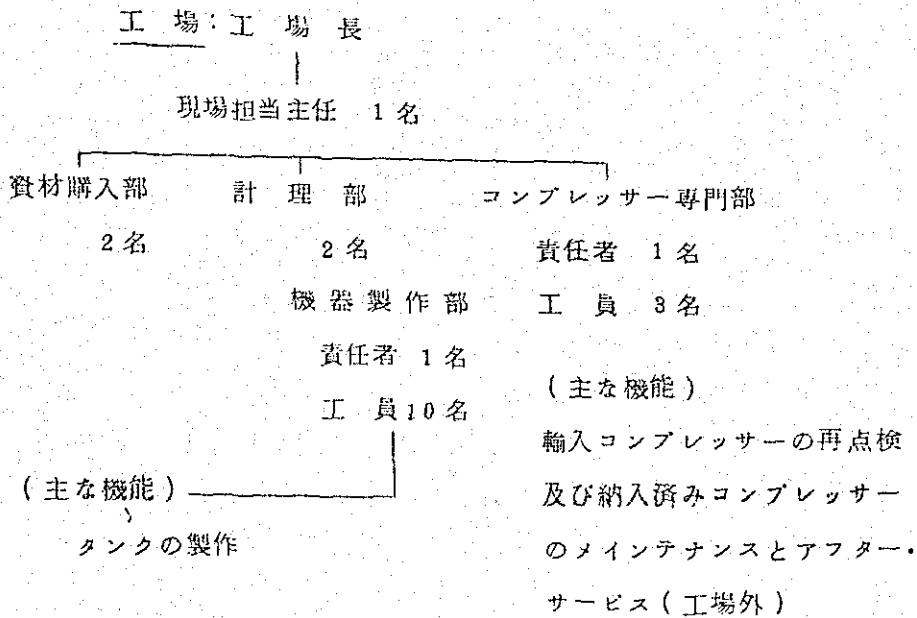
同工場 Averia Dna Ruyce Terraz aiuim Diadema

1) M社の冷房部門

国産コンプレッサーに優秀なものがないため、本社(東京)から輸入し、工場(ディアデマ)でこれを組み立て、納入する現場

へ運び施工を行う。従っていわゆる製造加工は現在行っていない。
 近い将来コンプレッサーの国産を始めるプランがあるが、自動制
 御関係部品は将来も輸入に頼らなければならない見とおしである。

(配置)工場と事務所の配置は次のとおり



(給与)資材購入部：責任者 CR\$200000 注：一世

その他 CR\$100000 注：日系二世

CR\$120000 同上

計理部：責任者 CR\$150000

補佐 CR\$120000

機器製作所：チーフ CR\$160000

工員 CR\$380/時間 注：ブラジル人

但し受注量
 500/時間 納入時期に
 より構成人
 員を増減

コンプレッサ一部：チーフ CR\$2,200,000

その他 CR\$1,500,000 (平均)

注：熔接工の給与：熟練者はCR\$1,000,000 (月)

又はCR\$380 (時間)

事務所 社長 (代表)

補佐1名

設計部

販売部

(設計と見積り)

3名

セールスマン 40名

注：ブラジル人が主体

給与：固定給CR\$1,500,000 +

コミッション (売上げの2%)

B. 市場の分析

5.7 価格

事務室用冷暖房機

機 種 価 格

冷 房 用	F・9521	CR\$2,200.00
冷 暖 房 用	Q・9521	2,500.00

(注) U.R. 65%

<U.R. = 相対湿度>

機 種 価 格

冷 房 用	F・1221	CR\$2,650.00
暖 房 用	Q・1221	3,050.00

(注) この施工費は別にCR\$350.00

資材の出所・フィルコ(フォードの子会社)のディスリビューター

5.8 将来性

例といっても、コンプレッサーの国産化ができるか否かにかかっている。(尤もこれを輸入に仰ぐ場合は別)コンプレッサーを輸入して他の部分を国産化する方式をとる場合は、膨大な資金を必要とする。またこれを国産すると、資金面では輸入の場合と同様莫大な資金を設備投資に向けなければならぬ点では同じである。

冷暖房機の国産はメーカーは何れも工作機械、熔接設備など一貫生産体制を確立しているため、下請け方式による進出を仮定した場合、コンプレッサの国産を主力とする大資本をとまなうものか、或は既に進出済みのM社又は他の進出企業（大手商社）との合併事業の設立、又はこれらの日系企業との日本における事前の話し合いによる準備が先づ必要であろう。こうした観点から見る場合進出は大いに有望といえよう。

暖房機の製造加工は冷房機に比べて比較的小資本で行える可能性をもっているが、国内市場が狭小であるという問題がある。ブラジルの中部南部の4州の気温の変化をみると — 1969年度—
サン・パウロ市（サンパウロ州）

最高 +33.4℃（12月～1月）—最低 3.1℃（7月）

クリチーバ市（パラナ州）

最高 +32.0℃（12月）—最低 -2.0℃（7月）

フロリアノ・ポリス（サンタ・カタリーナ州）

最高 +30.0℃（1月）—最低 +6.0℃（6月）

ポルト・アレグレ（リオ・グランデ・ド・スール州）

最高 +36.0℃（2月）—最低 +3.2℃（8月）

となっている。

サン・パウロ市の冬（6月～8月）は摂氏3度と9度の間を上下している程度で、特に暖房を必要とする寒さではない。更に南のクリチーバは上述の如く最低摂氏-2度と5度との間。フロリアノポリスでも摂氏6度前後、最南端の州のポルトアレグレでさえ3度～5度である。

但し近年における家庭電化製品の売れ行き好調と輸出の可能性を考えれば或る程度の見とおしはあるといえる。輸出仕向国としては、ウルグワイ、アルゼンチン、チリー、ボリビア、ペルーなどが考えられる。

5.4 アルミ・プラスチック製食器の製造

(1) アルミ製食器の製造

A. 市場の現況

5.1 市場の一般的性格

アルミ製食器はプラスチック食器とならんで、ブラジル人の日常生活に深く根をおろしている。ブラジルの経済社会の進歩が国民の生活に徐々に浸透し、食生活の上にも、それが現れてきていることと無関係ではない。第一にあげられることは、食生活が簡単になってきたこと。第二には家族構成が、一大家族主義から次第に夫婦単位の小家族へ移行していること。第三は、インスタント食品の普及、これにともなう嗜好傾向が大きくて重い不恰好なものから、小型でスマートなものへと変わってきていることである。

一方アルミの国産化はかなり進んでおり、近々輸入国から輸出国になるものとみられている。メーカーの間の競争はきびしいが、需要は今後も伸びると推定されるため、新しい工夫をもって競争のない分野へ伸ばすなら、進出の可能性は大いにあるといえることができる。

一般に光沢度が高く、軽く、形のスマートなもの、つやがなく重い、しかし安いものとの二つに分けることができる。前者は都市部の中産階級以上を対象にしてつくられたものであることはいうまでもない。後者は概して、都市部の低所得層、地方（都市から遠く離れた）の人々を対象にしたものである。

高級品は小企業でもつくれるが、製造コストが高くなる関係上、主として中以上の規模のメーカーによってつくられており、スーパー・マーケット、デパートなどの販売網を通じて売られる。概して後者は小企業の工場で製造される。政府の推定によればブラジルの人口（1970年）930万人のうち80%が都市部に住み、10年後の1980年には全人口は1200万人に増加800万人が都市部に400万人が農村部に住むことになるものと予想されている。

サンパウロ市の人口は急速に増加しており、このためアルミ食器などの日常生活品の需要は今後さらにふえていくことは容易に想像できる。

5.2 アルミの国産量

インゴット (1969年)

生産量(トン)	価 格 単位: CR\$ 1,000	トン平均価格 単 位 CR\$	資料を提供した 企 業 の 数
56069	172,274	3072.53	32

スラップ (Laminated) (1969年)

生産量(トン)	価 格 単位: CR\$ 1,000	トン平均価格 単 位 CR\$	資料を提供した 企 業 の 数
37207	182,753	4,911.79	26

附属: ポーキサイトの国産

	重 量 (トン)			価 格 (CR\$ 1,000)		
	1966	1967	1968	1966	1967	1968
ミナス・ジェライス州	249,931	301,478	313,193	842	940	1,343
サン・パウロ州	—	1,375	555	—	3	2
ブラジル	249,931	302,853	313,748	842	943	1,345

資料の出所

ブラジル地理統計院

5.3 アルミの輸入量(1969年)

	量(kg)	価格(OR\$)	米 貨(ドル)	
			OIF	FOB
粗 ナ ル ミ 材	49270681	106146482	26921169	25259688
線形アルミ材	847847	8007009	720971	685974
角形・片形アルミ材	488384	1764889	450592	420912
平板アルミ材	1514094	5142516	1291505	1194368
厚さ0.15mm以下に 加工済みテープ	897814	4508765	1184318	1091276
平板(各種)加工 を施したものの			80518495	28652128
そ の 他	1745716	6629074	1662412	1582977
計	54199986	127192785	82180907	80185105

5.4 アルミの輸出量(1969年)

品 目	輸出仕向国	量(kg)	FOB(Port of Brazil)	
			OR\$	US\$
粗 アルミ	コロンビア	160000	\$92561	97889
角形・片形アルミ材	ポリビア	918	11150	2680
	パラグワイ (計)	50 (968)	578 (11726)	145 (2825)
平板・テープ 厚さ0.15mm以上	パラグワイ	6158	21520	5404
	ベ ル ー (計)	781 (6939)	5866 (26886)	1350 (6754)
厚さ0.15mm以下に 加工済みテープ平板	コスタリカ	878	4766 485989	1154
そ の 他		2182	45616	10701
計		170467	481555	119278

5.5 アルミ食器の主なメーカー (サン・パウロ)

1. Rochedo (Alcan-Aluminio do Brasil S.A.
資本金1477百万クルセイロスの子会社:
Alcar はアルミ・メーカーとしてはブラジルで第2位)
2. Aluminio Fulgor S.A.
3. Cia Bandeirantes de Embalagens
4. Lares Produtos Domesticos LTDA
5. Panex S.A. Industria e Comercio
6. A Ribas & C Ltda
7. Aluminio EMPRESS S.A. Industria Metalurgica
8. ALFEMA S.A. - Ind. e Com.
9. Aluminio Americano S.A.
10. Aluminio CAPRI
11. Aluminio Casqueiro
12. Aluminio COURACA S.A.
13. Aluminio CENTENARIO
14. Aluminio CHALEIRA
15. Aluminio DO-LAR
16. Aluminio FULGOR S.A.
17. Aluminio ITA
18. Aluminio LIRA
19. Aluminio NARMICOC S.A.
20. Aluminio PAINEIRA
21. Aluminio PAN-LAR Ltda.
22. Aluminio VIGOR Ltda.
23. Aluminio JORGE
24. Altefatos de Aluminio BOMLAR Ltda.

25 Altefatos de Alumínio CURURACE Ltda.

26 Artim Sanossian Inmões & Cia

27 Asturplastic-Plastico e Alumínio

この他 20社

これらメーカーのうち市場でよく知られているものとしては、
Rochedo(1), Panex(5), Couraca(12), Furgor(16),
Empress(7) であり市場での7.5%のシェアを占めるといわれる。
以上五社は高級、中級品をつくり製造工程、什器のデザインなどに特許
をもつものが多い。

その他は二流品をつくるメーカーであり鍋類のほか雑多な什器をつく
っている。

5.6 アルミ食器のメーカーの規模と業態

A) Alumínio Couraça S.A.

資 本 金：CR\$311400000

創 立：1924年

経 営 者：社長 Roberto Ugolini

工 場：サンパウロ市内Bras区

機 械：プレス，旋盤，その他

工 員：211名（内技術者4名）

製 品：ナベ類，湯わかし，圧力釜，スプーン，など台所用品
（カタログ参照）

生 産：45000～55000kg（月間）

＊最大生産能力80000kg（月間）

売 り 上 げ：CR\$60000000（月間平均値）

＊売り上げの40%がサンパウロ市内，60%はサン

パウロ州の地方及び他州。

州別の統計によれば、サンパウロ、パラナ、サンタカタリーナ、リオグランデドスールの四州における売上げが全体の7.0%を占める。

販売組織：支店 4名
代理店 54名
セールスマン 14名(サンパウロ市)

※注：サンパウロ市内を八つのゾーンに分け14名のセールスマンを配置
販売ルートはこれ以外に、スーパー・マーケット、代理店、デパート、金物店。

原料の価格：インゴットCR\$500(キロ)平均

原料の仕入先：Alcan. CBA. ALCOMINAS

B) Artefatos de Alumínio BOM-LAR

Industria Brasileira Ltda (サン・パウロ)

資本金：CR\$70000000

創立：1958年8月

経営者：創立者(父)とその子息の二人

創 始 者：父子共、イタリア人 1948年5月本国から移住

工場：敷地234平方メートル

機 械：旋盤(後へ強く引く式のもの)

プレス (2台)

研 磨 機 (3台)

熔 接 機 (1台)

酸素アセチレン熔接機(1台)

鋳 鉄 用 炉 (1基)

金属原料を折り曲げ工作する機械(1台)

工 員：5人
製 品：アルミ製コップ(取手付)
 中型鍋
 釜
 薬，鉄瓶
 自家製菓子の簡単な鋳型

生 産：1,200kg(月間)
 クリスマス前の時期にはアルミ製菓子用型がよく売れるという。

販 売：セールスマンを持たず直接卸商へ渡す

原料の価格：インゴット/CR\$4.35(キロ)
 *ディスク円形/CR\$7.35(キロ)平均
 (ディスクの厚さ最大1.5mm 最小0.5mm)

原料の仕入れ先：インゴット

CBA: Companhia Brasileira de Alumínio

ALCOMINAS: Companhia Mineira de Alumínio

Alumínio

*原料アルミの供給は常に潤沢である。

A) は中以上の規模の企業，B) は典型的な小企業である。しかし，B) はストックを抱えていること，小人数で労働コストを安く抑えていること，経営者がワンマンながらアイデアに富むなどの点から将来性のある企業といえる。

5.7 価格水準

No.	品 目	大 き さ		価 格 (単位: CR\$)
		直 径 cm	容 量 ℓ	
1	バケツ(Balde): アルミの把手に, 防熱用の木製把手がついている		4	760
			8	1290
			12	1670
2	茶 沸 用 薬 : アルミの表面は 磨きがかつけられ, 注口はハン ダ付, 把手には木製把手 がついている。 (Chadeira Polida(4))	14	1.5	910
		16	2.0	1130
		18	3.0	1380
		20	4.0	1550
3	コーヒー沸し(同上) (Cafeteira Polida) 濾 過 器		0.5	640
			1.0	770
			1.5	870
			2.0	1000
			1.5	1200
4	コップ(逆用錐形: 把手付き) (Copo Conico com aza)	8	1/4	140
		9	1/3	250
		10	3/4	320
		12	1.0	410
5	小型湯沸し: 把手付き (Caneca com aza)	8	1/3	180
		9	2/5	220
		10	3/4	300
		12	1	400
		14	2	490
6	フライパン 木製把手付き (Frigidaire com Cabo de madeira)	16		360
		18		420
		20		480
		22		520
		24		640

No	品 目	大 き さ		価 格 (単位: CR\$)
		直 径 cm	容 量 ℓ	
7	トルタ用平底フライパン 把手用輪付 (Forma para Torta com argora)	15		250
		20		450
		25		570
		30		780
		35		1010
8	ピッツァ平底用フライパン (Forma para Pizza)	20		270
		25		420
		30		570
		35		810
9	深底鍋(胴にふくらみをもたせ たもの)アルミ製把手付 (aldeirão Bojude com arco de Alumínio)	12	1.5	540
		14	2.0	690
		16	3.0	770
		18	4.0	1020
		20	6.0	1300
10	鍋: 木製把手付 (Cacarola com cabo de madeira)	12	3/4	420
		14	1	510
		16	1.5	650
		18	2.0	780
		20	2.5	960
		22	3.5	1120
11	ケーキ用フライ鍋 ふたなし, 高ふち (Forma Para Bolo com orlo)	22		1270
		24		1480
12	牛乳沸し: 木製把手付	12	1	530
		14	2	630
		16	3	810
13	弁 当 箱 止めがね付 (Trarmita com Dobradico)	14	1	470
		16	1.5	560

№	品 目	大 き さ		価 格 (単位: CR\$)
		直 径 cm	容 量 ℓ	
14	派器: ふち高: 把手付 (Uricol com orla e aza)	18		370
		20		410
		22		530
15	食物容れ容器 (Potes para man- teimentos)	14	1.5	— 5種1組— 4400
		10	2.5	
		18	3.5	
		20	5.0	
		22	7.0	
16	椀形容器 (Tijera)	14		220
		16		260
		18		320
17	ミルク容器: アルミ製把手付 (Vasilhame para leite com arco de aluminio)		1.0	540
			2.0	720
			3.0	960
18	鍋 木製把手 (Cacarola Conica com calo de madeira)	14	1.0	350
		16	1.5	420
19	しゃもじ: 柄がアルミの円筒形	9		2448
20	エンバーダ (菓子的一种) 用型 (Forma para Empada)	4		320
		4.5		380
		5		480
		5.5		560
		6		620
21	自家製菓子の型 注: №20より細く深い (Bombocado)	4		620
		4.5		740
		5		840
		5.5		980

品	目	大 き さ		価 格 (単位: CR\$)
		直 径 cm	容 量 ℓ	
22	プディン用型 (Forma para pudim)	6		一打一組 860
		6.5		1000
		7		1400
23	ビール用コップ (Copo para Cerveja)			一打一組 5520
24	生ビール用大型コップ (Caneca para Chopp)			一打一組 6720
25	清冷飲料用ジャー (Jarra para represco)		1.5	900
26	長方形焼肉鍋 (Assadeira Detangula)	20×30		一組2800
		24×36		
		27×40		
27	洗 面 器 (Bacia)	20		320
		25		560
		30		760
		35		1120
		40		1680
		45		2080
50		2760		

注：上記価格は何れも卸で，運送料込み値段。

販売・価格条件

受注	注量	ディス・カウント率	
		サン・パウロ市内	サン・パウロ州のインテリオール(地方)
注文価格が	CR\$1,000,000以上	50(%) + 25(%)	50(%)
同	CR\$1,001,000 ~ 2,000,000	50(%) + 5(%) + 25(%)	50(%) + 5(%)
同	CR\$2,001,000以上	50(%) + 10(%) + 25(%)	50(%) + 10(%)

包装料

受注	注量	包装料
注文価格が	CR\$300,000以下	CR\$15.00
同	CR\$300,000 ~ 500,000	受注額に対して5%
同	CR\$500,000以上	受注額に対して3%

支払条件

発注額がCR\$1,500,000以上	30日払い.....3%割引又は60日払い.....割引きなし
	30日払い.....5%割引又は60日、90日払い.....割引きなし
Duplicateの提示による支払いに対しては10%の割引	

現物の引渡しまでの期間：サン・パウロ奥地の場合、最高30日以内

5.8 コストの分析

B) Artefatos de aluminio Bom-Lar LTDA

1) 電力の消費……………CR\$ 12000 (月間)

工場の借料……………CR\$1,000,000 (月間)

2) 保険掛金……………CR\$ 27500 (年間)

会社: Grupo Sagrador Ipiranga 火災, 盗難

3) 電話料……………CR\$ 10000 (月間)平均

4) 水道料……………CR\$ 5000 (月間)平均

5) 工場事務所雑経費……………CR\$ 10000 (月間)平均

インク・紙など事務用品代が主 旧事務所は工場の一角を仕切ったパ
ラック建て

6) I P I (工業製品税)

*10(%) : 売上げに対する10% : 売上げの日から90日に支払うこ
とが義務づけられている。

7) I C M (商品流通税・州税)

*165(%) : 売上げに対し165%

8) 原料費 : (インゴット : CR\$4.95 × 1,200kg 一月間平均)

9) 労働コスト

(i) 給与 : CR\$250/時間 × 48時間(週) = 12000 - 工員(A)

CR\$310/時間 × 48時間(週) = 14880 - 工員(B)

(ii) 法定社会負担分 : 雇用主側

a) 勤務時間中発生する事故をカバーする保険(義務)給与に対し
2.8(%)

b) 有給休日(20日間)に対する積立て分 = 給与の1ヵ月分

*20日間は土, 日, 祭日, が中に入ると延べ30日となる

c) 疾病保険 = 給料に対して25.8(%)

d) 家族手当 = 14才未満の子女に対し法定最低給料の5%

注：普通コスト中30%~40%を占める。生産に直接たずさわらない事務所の人数が多い程このコストは高くなる

セールス・マンを抱える場合、売上げに対する

コミッション = 3(%)~5(%)

技術者に対する給与 = 1,500,000 CR\$~2,000,000

経営者の間では労働コストが法定社会保障の負担のため原材料費を常に上回ることが常識になっている。

利益率は企業により、又資本の額により一定ではないが、

A) Aluminio Couraca S.A. の場合、経営者は利益率をコストの10%を下回るとしている。しかし

B) Artefato de Aluminio BOM-LAR LTDA の経営者は15%~18%と計算していることは注目値する。

B. 市場の分析

5.9 需要供給市場の規模

市場の供給規模をはかる基本的資料は5.2, 5.3, 5.4, 5.5, に掲げた。需要市場はサンパウロ市と衛星都市からなる大都市圏(人口8百万)が主要な市場である。

主なメーカーがサン・パウロ都市圏内で50%近くの売上げを得ていることからみて、これはほぼ証明される。次に第二の市場を考えると、グワナバラ、パラナ、サンタ・カタリーナ、リオ・グランデ・ド・スール、ミナス・ジェライス及び北東伯の消費市場(人口)は次の通りである。

		(1970年)
サン・パウロ州	—	1,427,000人
グワナバラ州	—	1,776,000
(リオ・デ・ジャネイロ)	—	4,394,000
パラナ州	—	8,265,000
(クリチーバ)	—	7,070,000
サンタ・カタリーナ州	—	2,877,000
(フロリアノポリス)	—	1,420,000
リオ・グランデ・ド・スール州	—	6,900,000
(ポルト・アレグレ)	—	1,026,000
ミナス・ジェライス州	—	11,966,000
(ペロ・オリゾンテ)	—	1,833,000

注 ()内は州都：サンパウロ州の人口はサン・パウロ市を含まない。他の州の人口は州都の人口を含む

10 製品に関する考察と進出の可能性

1) サン・パウロ市のスーパー・マーケットで最も売れゆきのよいアルミ製食器は浅い小鍋 (cacarola) の底 14, 16, 18, 深鍋 (caldeirão), 湯沸し (chareilo) などである。中企業以上の経営者は欧米, 日本に旅行することによって, 先進国の新しいデザイン, 型, 製法をよく研究しているので, 一級品は決して見劣りするものではない。だが日本のアルミに相当する材質がまだない。何れにせよ年を追って製品に対する好みが多様化していくことと思われる。

2) メーカーの数が比較的少数であること, アルミの国産が順調であること, 人口の増加が急速であると同時に都市集中化が甚だしいこと, 未開地のアマゾン地域の開発が急ピッチに進められており, この方面に新しい都市地域が出現する可能性があること, ウルグワイ, アルゼンチンなど人口の多い市場に近いことなどから進出は大いに有望であるといえよう。

(注: 北陸アルミは1971年, サン・パウロへ進出することを目的として視察していたが, 9月正式に進出を決定したといわれ準備を開始した。)

(2) プラスチック製食器の製造

A. 市場の現況

5.1 市場の一般的性格

ブラジルのプラスチック製品の市場は、家庭用什器、おもちゃ、包装、容器、装飾品、工業製品の一部に利用される場合など、数えれば際限がないが、家庭用什器、おもちゃは、ブラジル人の生活の中で確固たる市場を築きつつある。

しかし、包装、装飾、工業製品の分野では、未だこれからの分野といったところである。

困みに包装用袋は、天然麻（ジュート）を材料とする袋がコーヒーその他の農産物に使用されており、プラスチック製の袋は未だ一般化していない。

家庭用品についてみれば、サン・パウロ市その他の大都市では、かなり広く多種にわたり製品が出廻っている。

しかし、製品に対する創意が足りないこと、原材料が粗悪なため、製品の色ツヤなどがさえず、プラスチック什器としての本来の価値が未だ十分認められていない嫌いがあることである。

家庭用食器、台所用什器などと並んで有望なのが、プラスチック製おもちゃの市場で同り数年間は、この二つがプラスチック市場の二本の柱としての地位を不動にしていくことは、ほぼ確実とおもわれる。

プラスチック製食器、同おもちゃの販売ルートの動脈的役割を果たしているものは何と言ってもスーパーマーケットであり、このスーパーマーケットの数の伸び率はサンパウロ市を例にとってみると、

1967年を100としてみた場合、1968=126、1969=164

1970=178とわずか4年間に1.78倍にふえている。

また、これをブラジル全体から見ると、1967年を100とし、1970年には215と、伸び率215倍という急速な増え方である。

実数の上からみると、1970年末現在 大サンパウロ都市圏には（人口約8百万）には、178のスーパーマーケットがあったことになっている。

製品の創意が足りないというのは、大部分のメーカーのかながたの外国からの輸入依存度が低いためと、国産原材料の品質が低いためであるとおもわれる。当業界の唯一の日系企業、GLASSLITE の製品がマーケットで必ずといってよい位受けるのは、その工夫創意に起因するものであると同時に新製品の鋳型を海外に求めていることにも大きな原因がある。

砂糖（又は塩）容れ、小皿、水さし、洗面器、バケツ、赤ん坊の浴用バケツなどまだ、まだ三流品が多いのは今後さらに改善の余地が残されているといえることができる。

5.2 プラスチック原料の国産量（1969年）

	量 (t)	価格(単位 CR\$1,000)	トン平均 価格	資料を提供した 企業の数
ポリビニール・アセテート	5,861	9,811	1,673.44	1
ポリビニール・クロレツテ	2,770.0	60,100	2,169.67	1
ポリビニール・アセテート 樹脂	7,029	11,407	1,622.84	5
ポリエステル樹脂	24,491	49,413	2,017.59	2
ポリエステル樹脂	13,511	119,596	8,851.75	4
ポリエステル レノ	2,700.6	62,704	2,358.88	4

5.3 プラスチック原材料の輸入量

(第1表) ポリエステル

輸入相手国	輸入量 (kg)	価格(クルゼ イロ換算) (単位:CR\$)	米 貨 (ドル)	
			CIF(単位US\$)	FOB(単位US\$)
西 ド イ ツ	222350	1048439	261799	244780
ベルギー・ルクセンブルグ	9151	148388	37760	36552
ス ペ イ ン	1393	13941	3640	2516
米 国	153269	2017608	503681	468380
フ ラ ン ス	539	8089	4172	2101
イ タ リ ア	2	55	14	5
日 本	555	11612	2958	2353
オ ラ ン ダ	56092	138538	34505	30402
英 国	42617	644608	165163	158600
スウェーデン	900	7309	1813	1747
ス イ ス	30	1299	310	246
計	486698	4039886	1013995	947682

(第2表) ポリスチレン (1969年)

輸入相手国	輸入量 (kg)	価格(CR\$)	米 貨 (ドル)	
			CIF	FOB
西 ド イ ツ	36384	88470	22332	20749
ス ペ イ ン	1400	5251	1371	1049
米 国	84272	213385	55997	49379
日 本	65000	102840	25047	21034
オ ラ ン ダ	200000	145302	39700	30535
計	387056	555248	144447	122746

(第3表) ポリエチレン

輸入相手国	輸入量 (kg)	価格 (CR\$)	米 貨 (ドル)	
			CIF	FOB
南アフリカ	14,973	14,769	3,635	3,084
西ドイツ	11,503,969	13,062,383	3,283,988	2,881,606
ベルギー・ルクセンブルグ	550,000	561,429	138,862	122,180
デンマーク	250,000	34,058	9,152	8,287
米 国	159,136	1,040,847	2,565,692	2,069,424
フランス	7,041,000	738,038	1,816,299	1,562,281
エスラエル	220,000	196,959	51,560	43,090
イタリア	2,082,565	2,567,819	6,424,448	5,424,244
日 本	1,361,628	1,646,510	4,077,229	3,235,338
オランダ	2,511	7,413	1,858	1,610
英 国	85,922	158,019	40,639	32,472
計	24,709,604	29,395,872	73,267,022	61,889,996

(第4表) (1969年)

	総輸入量 (kg)	総輸入価格 (CR\$)	米 貨 (ドル)	
			CIF	FOB
ポリプロピレン	1,840,797	3,262,424	834,105	719,055
ポリビニール・アセテート	647,278	1,146,823	283,177	244,288
ビニール・クロレート (CLORETO DO POLIVINILE)	18613540	21,882,187	5,527,190	4,587,796

註 原料の国産の増大の見とおしは、58で資料としてのべる。

5.4 プラスチック原材料の輸出量

(第1表) ポリスチレン

輸出相手国	輸出量(kg)	FOB(PORT OF BRASIL)	
		CR\$	US\$
アルゼンチン	200	789	196
ポリビア	2100	3852	957
米国	990	1809	455
パラグワイ	1930	9979	2490
計	5220	16429	4098

(第2表) ポリビニール・アセチレン

輸出相手国	輸出量(kg)	FOB(PORT OF BRASIL)	
		CR\$	US\$
ポリビア	5050	10380	2506
計	5050	10380	2506

(第3表) ポリビニール・クロレツト

輸出相手国	輸出量(kg)	FOB(PORT OF BRASIL)	
		CR\$	US\$
ポリビア	495	2226	522
パラグワイ	10332	43204	10086
計	10827	45430	10608

(第4表) セルローズ・アセチル/セルローズ・アセテート

輸出相手国	輸出量(kg)	FOB(PORT OF BRASIL)	
		CR\$	US\$
アルゼンチン	695000	2108579	518583
計	695000	2108579	518583

5.5 主なメーカー

主 名	メーカー	資 本 金	資本金+準備金	営 業 利 益
ATMA PAULISTA S.A.	IND. E COM (サンパウロ)	180	295	1.8
GOYANA S.A. - INDS. E MATERIAS PLASTICAS	BRASIL LEIRAS (サンパウロ)	160	273	2.5
HEVEA - INDUSTRIA DE PLASTICOS S.A.	(サンパウロ)	11.9	153	1.6
CIA. CARIQCA DE INDUSTRIAS PLASTICAS	(グワナバラ州)	11.0	201	3.5
TROL S.A. - INDUSTRIA E COMERCIO	(サンパウロ)	100	255	0.1
GLASSLITE INDUSTRIA DE PLASTICOS LTDA.	(サンパウロ)	15	—	1.2~3.0/月間

12851

上記6社が現在、市場の大部分を分割している。このうち、ATMA PAULISTA S.A., CIA. CARIQCA, TROL S.A.の三社は、ユダヤ系として知られ、GLASSLITEが日系、他はブラジル資本の会社である。このほか、プラスチック化学関係の企業は、資本金1千万クセルロース以上のものが83社あり、さらに資本金1億クセルロース以上のものは7社ある。

また、資本金が1千万以下の小企業は、サンパウロ、グワナバラ州だけで200をこえるといわれ、サンパウロ州プラスチック工業連盟に加盟している企業は、上記5社を含め、187社に達する。

5.6 規模業態

GLASSLITEは、1965年に日本人により創立された現地法人。

創立者の山口氏は、当初、プラスチック什器の「かな型」の製作を行っていたが、1967年～1968年、ガラスのイミテーションともいふべき新デザインの食器、什器類をマーケットに出し成功をおさめた。
(カタログ参照)

これは、クリスタルのもつイメージを透明のプラスチックに表現させたもので、従来、単純なカラーと平面的で単純幼稚なプラスチック什器に慣れていたブラジル人の対プラスチック観を大きく変え、いわゆるブームが全ブラジルをおおった。この間、同社は、今日の基盤を築いた。

業 態

資 本 金……………CR\$150万

所 在 地……………サンパウロ市 (RUA CUIABA, 989)

月間売り上げ高……………CR\$150万～CR\$300万

生 産 品 目……………家庭用什器と玩具 (カタログ参照)

工 員 数……………170名

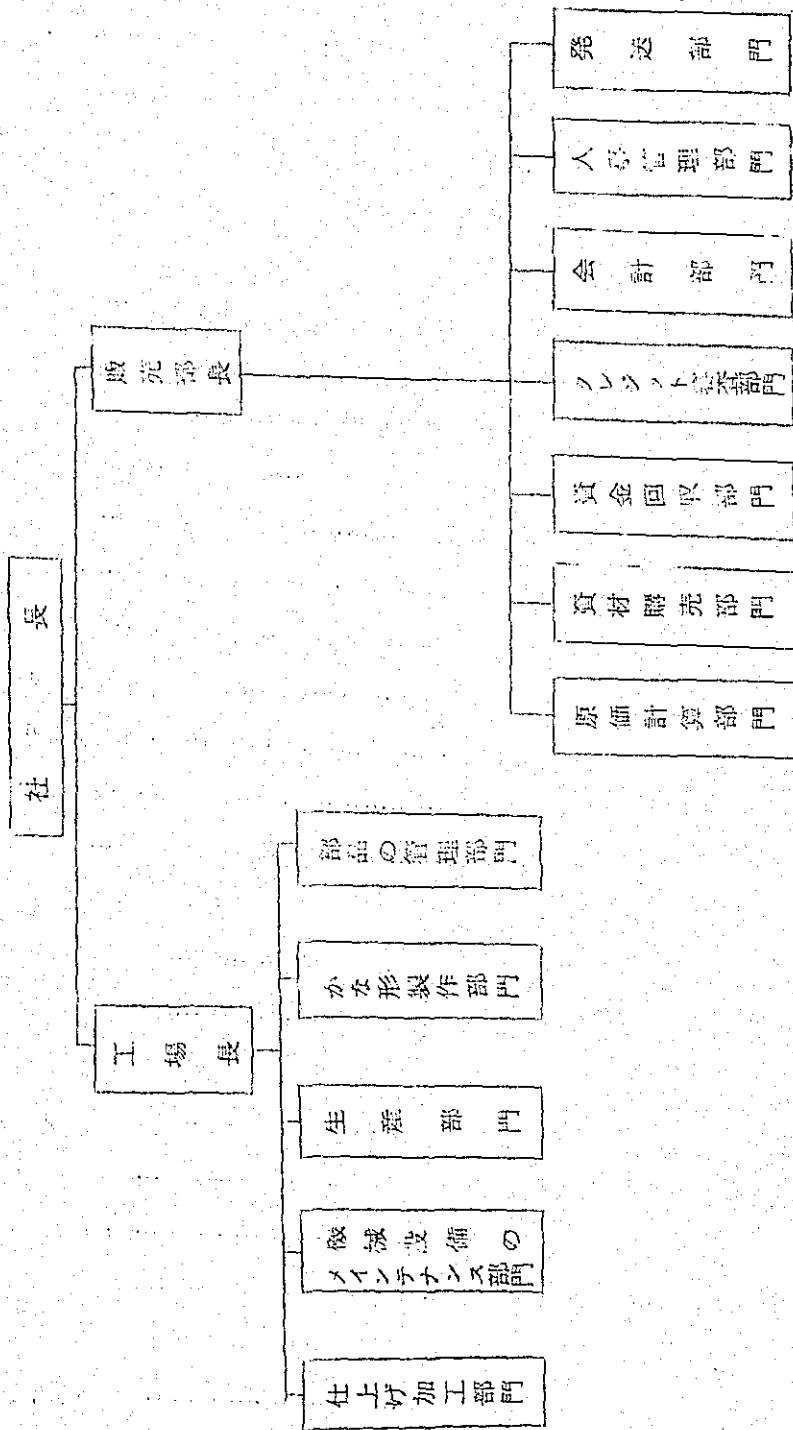
販 売 員……………100名 (ブラジル全国)

販 売 網……………サンパウロを含む15州に代理店を有する。

原 料 の 消 費……………100トン (月) 平均

機 械 設 備…………… { 日本製とイタリア製が6割
他の4割が国産

組 織 図



脚：販売部門は、サンパワロ、グワナバラ両州の、会社直属のセールスマンが担当する。

5.7 価格水準

<資料：ATMA PAULISTA S.A.>

(イ) 製品

	(単価CR\$)	大きさ(cm)
砂糖容れ	1.78	四角柱形：フタの開閉が…… 175×9 すべり式
同上	0.85	丸形，2つの取手付，小…… 8×10 スプーン付
洗面器	1.07	色さまざま…………… 25
同上	1.55	"…………… 30
同上	6.26	…………… 46
バケツ	4.42	水差口付…………… 10ℓ
盆（料理用）	3.96	…………… 23×34
バス（ベビーの浴用）	9.31	…………… 64×40×16
肉容れケース	4.19	…………… 29×20×11
パン用皿	2.71	…………… 直径26
同上	1.04	…………… " 36
水差し	1.63	目盛付…………… 1ℓ
バター入れ	1.38	…………… 14.5×9.5×5.5
カフェー容れ （豆又は粉末用）	2.54	…………… 11×11×15
パン容れ（ふた付）	5.75	…………… 35×18×12
冷蔵庫用ケース	1.43	…………… 9×11×19
同上	1.91	…………… 11×9×9.5
テーブル用籠 （果物，菓子用）	3.01	…………… 34×18
卵用籠	1.80	…………… 23×19×6

	(単価CR\$)	大きさ(cm)
紙くづかご	2.29	23×27
衣類かご(フタ付)	10.30	65×40×28
米,豆,野菜などの水洗用容器 (底に小さな孔があいている。)	2.66	直径25
大 ざ る	1.85	"
果汁絞り容器	1.80	直径15
鉛 筆 容 れ	1.36	6×2.2×2.5
ケ チ ッ プ 容 器	0.66	250ℓ容れ
水 差 し	1.38	2ℓ
ジ ャ ー	4.00	25ℓ
さらだ用ピンサ	0.73	6×25
チ ー ズ 容 れ	4.98	26.5×13
石 ケ ン 容 れ	1.01	6×10×3
盆(冷蔵庫用)	3.64	34×25
同	8.25	52×33×3
菓 子 容 れ	7.12	

(注)：他にカタログ参照。

(b) 原料の価格

ポリエスチレン

ハイ・インパクト	CR\$317	キロ
中	CR\$308	"
スタンダード(白色)	CR\$305	"
スタンダード・クリスタル	CR\$272	"

注)： 国産ポリエスチレン：

資料の出所： DOM QUIMICA S.A

(サンパウロ 1971年10月18日)

ポリエスチレン

透明	CR\$272	キロ
色	CR\$205	"
ハイ・インパクト	CR\$220	"
TYPE 2-8	CR\$319	"
クリスタル TYPE P ₂ -P ₃	CR\$286	"

注)： 国産

資料の出所： CIA, BRASILEIRA, DE
PLASTICOS "KOPPERS"

(1971年10月18日)

B. 市場の分析

5.8 需要供給市場の規模

市場の規模をはかる材料として向う数年間の原材料の国産、輸入、需要の推定を次にかかげる。

第1表～第6表により、ある程度の需要供給市場の規模を推しはかることができる。

<プラスチック原材料の需要と生産の推定>

第1表 アクリロトリナ・ブタジエノ・エスチレノ (ABS) の需要 (注) 国産なし)

1970	1971	1972
1,500トン	2,400トン(推定)	3,600トン(推定)

第2表 クロロ・コポリメロ アセタト・ポリビリニビニラ

	1970	1971	1972	1973
国産	1,418トン	1,420トン	3,470トン	3,925トン
輸入	2,322トン	2,880トン	1,260トン	1,505トン
需要	3,740トン (推定)	4,300トン (推定)	4,730トン (推定)	5,430トン (推定)

第3表 ポリエスチレノの国産の推定

1970	1971	1972
26000トン	32000トン	38000トン

第4表 高濃度・ポリエチレン

	1970	1971	1972
国産	9000トン	9000トン(推定)	17400トン(推定)
輸入	6000トン	8600トン()	4600トン()
需要	15000トン	17600トン()	22000トン()

第5表 低濃度・ポリエチレン

	1971	1972	1973
国産	35500トン	57000トン(推定)	—
輸入	47500トン	48000トン(")	—
需要	83000トン	105000トン(")	—

第6表 プロピレンの需要の推定

注)：国産なし

1970	1971	1972	1973
3000トン	4500トン	6500トン	9000トン

資料の出所：サンパウロ州プラスチック原料工業者連盟

原料の価格は、57 (ロ)に記した如くであるが、両社共、1971年10月20日現在、ポリエチレンのストックしか所有していない。

国産は、開始されて数年しか経過しておらず、輸入のシェアは小さい。原料からみた市場の規模は、石油化学の成長にともなう、これから原料の国産の伸びとともに拡大して行きそうだ。

5.9 将来へのみとおしと可能性

原材料の国産は、ベトロプラス、ウニオンカーバイト等、大手メーカーが国産を開始していることから、5.8でみた如く、年を追って増えていくものとみられる。

ここで1市場の一般的性格でみて、製品に対する創意工夫の点について再考察してみると、将来のマーケットに対する可能性をさぐるという見地から、これがきわめて大切であることがわかる。

添付したカタログにみられる如く、かなりの工夫がみられ日進月歩しているが、新製品に対する企画力が勝負を決するこの市場では、未だしの感がある。これは即ち、進出を意図する企業にとって斯新で後続性のある企画力、ニュー・アイデアが必要であるということの意味する。

勿論、それだけでなく、ある程度の資本をとまらうことが必要であるというのは、いうまでもない。

新製品を企画し、これを市場に出す場合、普通10点のうち、当るのは1乃至2点といわれるが、これを7乃至8点に引き上げ、常に維持することが経営者の能力の分れ目といって過言でない。

企画力を常に新しいものにし、しかもブラジル人の購買意欲を惹きつけるアイデアの根源となるものは何であろうか？ その答は、さまざまであろうが、要は経営者のブラジル人に対する嗜好、センスへの観察と洞察力、プラス、ブラジル人の日常生活を熟知した豊富な経験であろう。

5.5でみた如く、国産原材料の不足にもかかわらず、メーカーの数は多く、過当競争であるという見方もある。

アイデアだけでは、立ち向うことはむずかしい。即ち、相当の資金（特に運転資金）を必要とすることは確かである。

ブラジルには、資金市場が潤活でないから、就中、自己資金を必要としよう。

また、下請け制度は、概して発達しておらず、大企業から小企業まで、自社で生産と販売のすべてを行うのが普通である。

下請けに頼るとすれば（日本と事情が異り）コスト高と、納期の不履行で生産計画に大きな破綻をきたすことになる。

技術面について言いならば、一般的にブラジルの技術水準は、大学工学部出身者と、それ以下のいわゆる熟練技術者などとの間に大きなギャップがあるといわれる。

事実、前者は、現場に立つことを敬遠するといわれ、日本の進出（移住も含め）企業にとって、この点が問題となる。

現在のブラジルのプラスチック工業のレベルが必要とするのは、これら高級技術者より、むしろ、中級の熟練技術者であるようだ。

5.5 電気設備工事請負業

A 市場の現況

5.1 市場の一般的性格

近年の工業の着実な成長に伴う電力（発電消費）建設部門の伸びが見込まれるため、本業界の今後のみとおしは明るい。

特に、住宅、アパート、工場プラントなどの建築分野における需要は、現在も活況を呈し、業界における日系業者は、小規模ながらその活躍は目ざましい。本調査にあたっては、日系中小企業を対象にとり上げた。

資本金は、Cr \$ 1,000,000（邦貨7千円前後）からCr \$ 10,000,000（邦貨70万円）と、概して小規模といえる。

これらは何れも日系の土木建築業者らと密接なつながりを持ち、建築にともなり配管、配線工事部門を担当している。

元々、ブラジルの建築は、日本と比較し、長期にわたるのが常識とされているため、業者は同時に幾つもの工事を請負っている。さらに注目すべきは、下請け専門で優れたものがないため、全工事を自社で行なっている所が多い。

下請け専門の工事請負業者が技術移住してくる場合は、常に仕事があると行うことができるが、最初から電気工事請負業そのものを独立して営むことは難しい。経営者らの言によれば、これ迄、日本から移住した人の場合は、数年間の苦難時代を経ており、また、二世の経営者の場合は、ブラジルの工大又は大学電気科を卒業したものが多い。

経営者ではないが、これら業界（ブラジル人経営、日系人経営を問わず）では、工大又は電科卒の高級技術者がCr \$ 4,000,000～Cr \$ 5,000,000（約1,000ドルとして）の高給を得ているが、高級技術者が経営者である場合も多い。

独立して本業を営むためには、ブラジルの資格が問題となるが、これは、これら日系人の有資格者と結び、下請けの注文をもらい且つ、

法定問題は彼らの名義を借用するという形をとることで比款的、容易に解決されることができそうだ。

5.2 電力状況

次にブラジルの電力事情を近年の発電量の面から考察してみる。

A) 発電量

第一表

地域	発電量 (単位: MWH)		
	1967	1968	1969
北 伯	277026	322814	384230
北東伯	2722933	3113912	3564304
中南部	27213020	29647804	30651996
南 部	3078059	4474013	4016776
中西部	205846	680789	2631605
計	34237570	38181436	41647957

地 域	生 産 (単 位 : M W H)				
	1 9 6 7 年	1 9 6 8	1 9 6 9		
			計	水 力	火 力
(北 伯)					
ア ク レ 州	4,960	3,162	3,038	—	3,038
アマゾン 直轄 区	7,6641	9,2548	115,257	—	115,257
パラ イ マ 直轄 区	627	638	609	—	609
パラ イ マ 州	17,6519	20,6642	241,757	—	241,757
アマバ - 直轄 区	18,279	19,824	23,569	—	23,569
(北 伯)					
マ ラ ニ ヨ ン 州	5,2525	5,1817	64,666	904	63,762
ピアウイ - 州	23,937	28,609	46,387	—	46,387
セアラ - 州	15,712	10,786	22,280	15,175	7,105
リオ・グランデ・ド・ノルテ州	7,821	8,119	1,579	—	1,579
パラ イ - 州	10,322	10,516	36	—	36
ペルナンブコ州	83,245	50,753	49,903	13,060	36,843

12981

アラゴアス州	15,947	19,284	19,479	424	19,055
セルジツベ州	1,063	336	3358	858	2,500
バイア州	251,2861	2,933,692	335,6616	331,9973	36,643
(中 南 部)					
ミナス・ジエライス州	9,798,480	10,756,429	11,826,445	11,775,911	50,534
エスピリット・サント州	20,0185	25,6448	27,2614	22,2421	50,193
リオ・デ・ジヤネイロ州	5,543,845	5,391,645	5,566,537	4,841,112	72,5425
グワナバラ州	2,665,32	824,691	1,093,778	—	1,093,778
サンパウロ州	11,403,978	12,418,591	11,892,622	7,576,321	4,316,301
(南 部)					
パラナ州	908,415	960,395	1,120,208	953,142	167,066
サンタ・カタリーナ州	644,930	863,905	1,029,993	479,208	550,785
リオ・グランデ・ド・スール州	1,524,714	1,649,713	1,866,576	937,616	928,959
(中 西 部)					
マツト・グロソン州	78,980	96,795	1,632,919	1,558,564	74,355
ゴヤス州	29,283	46,5746	88,2221	88,0153	2,068
ロンドニア直轄 区	3,798	6,746	9,439	—	9,493
連邦政府直轄 区	88,785	111,502	1,069,72	103,340	3,632

12981

第 三 表

1人当りの電力の消費量	
(1968-1969年)	
北 伯	61 KWh
北 東 伯	72 "
中 南 部	548 "
南 部	313 "
中 西 部	89 "

(資料の出所: BANAS 68/69)

注: 1968-1969年のブラジルの一人当り電力消費は、300 KWh であつた。

1970年の資料が未公表のため、はっきりした数字はつかめないが、推定によれば、ブラジルの1人当り電力消費量は、693 KWh、

また、同年の中・南部(サンパウロ州を含む)のそれは、1968-1969の5.49

KWh から一挙に1,119 KWh へと飛躍的に増加した。

しかし、先進工業団の1人当り電力消費量が年間1人当り2000~3000 KWh であることをおもえば未だ遠しの感がある。

(注: 尚、電力については、89「立地条件」を参照願いたい。)

5.3 市場の立地条件、金融、労働条件の各面からの考察

A) 環境、場所

サンパウロ市内に事務所を持つものが多く、請負工事の場所(現場)により、市内、市外(郊外)又は州の奥地、或は遠く他州へ出張工事を行うことがある。

環境としてのサンパウロ市は、概して商工業都市としての条件を備えており、活動に恵まれているといえよう。

即ち、(イ)交通、(ロ)電力、(ハ)その他自然条件、(ニ)労働者の供給、(ヘ)水の供給、(ホ)金融機関の発達、(ト)治安の安定、などの点から、事業

を行う環境は良好な条件にある。

事業所の場所は、資力、人員数など規模の大きさに従い、まちまちであるが、必ずしも、市の中心部に事務所を構える要なく、むしろ資材（電線その他の工具類）の置場に十分なるスペースを持ち、交通の便利が悪くない場所が選ばれる。

但し、電話の確保は重視され、2～3本の電話線を持つものが多い。（電話を買うことは多大の資金を要するので、電話付きの家を借りることが考えられる。家賃は市中心街に近い場所でCr \$ 1,000,000～Cr \$ 1,500,000；二階建て各階三部屋程度、便所付）

(注) カンピーナス市-サンパウロ郊外

ジュンディアイー（サンパウロ州）

アメリカーナ（"）

オザスコ（"）

サンカエターノ（"）

サンベルナルド（"）

サントアマール（サンパウロ市内）

サルバドール（バイア州）

レシーフェ（ベルナンブコ州）

(註) 長距離マイクロ
ウエーブ施線下
請工事

B) 現地金融

銀行の貸出し金利は、月2%～3%の利子が常識となっている。金融ではないが、下請工事をくれる親会社から工事開始時期に何%かの前払いを受けることが行われる。

業者は自己の手持ち運転資金と、工事費用の前払い分を以つて金融の問題を解決している。銀行貸出しに頼るのは、金利の負担などに鑑み、賢明ではない。工事開始時期の前払いの額は、いろいろだが、契約を結ぶ時点で契約高の10%、場合によっては最高50%

(工事が短期の場合)などいろいろある。概して現地の金融機関、業界仲間の信用度合、社会的知名度、工事の実績、企業の将来性、抵当物件(たとえば不動産、車など)の有無、程度により、金融の難易が決まるといえよう。運転資金の額、経理の状態が明確であることも金融を受けるについての難易を決める重要な条件といえよう。

C) 労働者、技術者需給状況、雇傭条件、サラリー

(a) 需給状況

いわゆる工事現場の労働者は、豊富で事欠かないが劣質。中級技術者、高級電気専門技師は少ない。これら中以上の技術者は、より高い給料を求めて簡単に他会社へ移るため、会社にとり、不安定な要素となっている。中級技術者は、工高又は短大の電気科を卒業した者(a)か、又は長い経歴を積んだ者(b)とに二分できる。

何れも現場で労働者を25~30名使える能力を有し、二種の有資格者。高級技術者は、工大(ブラジル)の電気科卒の資格を有し、一種の有資格者とみなされ、工事の監督、施工状況に責任をもつ。一種の有資格者は、75KW以上の工事を施工することができ、その署名があれば二種の有資格者にその下請け工事を行わせることもできる。

(b) 雇傭条件

採用まで一定(2~3ヵ月)の試験期間を置き、本採用にあたっては、労働法に基き、労働手帖に採用を明記、労働法による社会保障を支払わねばならない。違反の場合は罰金が課せられる。

(技術者、労働者をやとり際に注意すべきこと)

本業界の仕事の性格上、市外、地方へ長期出張の必要が生じ、夜間交替制作業、その他の非常事態にそなえて労働者を雇う際、その旨契約書に明記しておく必要がある。

(c) サラリー

(イ) 現場労働者(助手クラス又は初めてのもの).....

Cr \$0.84 (時間)

又は法定最低給料 Cr \$22500 (月)

(ロ) 普通労働者(有経験者)..... Cr \$1.50~1.80 (時間)

又は Cr \$45000 (月)

(ハ) 労働者の上に属し、現..... Cr \$80000~100000 (月)

場で組長を務める能力
があり、電気工事の内
容をかなり知っている
者

(ニ) 二級電気技師..... Cr \$200000~Cr \$300000 (月)

(注) この範ちうに属するものとして

工業高等学校、短大(2年~3年コース)の電気科卒業の
証書をもつか、又はそれと同等の能力をもつもの:

工事の現場総監督を兼任する。

(ホ) 一級電気技師..... Cr \$500000~Cr \$700000 (月)

(注) この範ちうに属するものとして大学電気科(5年コース)
卒の免状をもつもの。電気請負工事会社で部長クラス設計
も行う。

(注) (ハ)に属する配管、組立、溶接工らは、それぞれ

配管工

組立工

溶接工

Cr \$2.50 ~ Cr \$3.00 (時間)

ただし、本人の能力、経験、能率などで大きく変ることはいうまでもない。

(ヘ) 一般事務員

資材購入管理担当者…………… Cr \$ 60000 ~ Cr \$ 80000 (月)

人事管理担当者…………… 同 上

女子事務員 (受付, 兼事務員)……………

Cr \$ 45000 ~ Cr \$ 50000 (月)

ボーイ…………… Cr \$ 225.00 ~ Cr \$ 280.00 (月)

(d) 保険制度

本項目は別に3.8労働条件で詳述したが、大ざっぱに言って、現場の事故に対する保険は、法定社会保障で国が負担する。社会保障の積立ては、雇主が労働者を含む、すべての被雇者の1人1人の給与に対し、臨時雇でない場合サラリーの8%を毎月積立てなければならない。

この適用を受ける者で、仕事の時間中負傷した場合、治療に要する一切の費用 (薬代、病院代) を国が支払う。

不具になった場合、治療後も一生、国が毎月一定額を本人に支払う。

保険制度、労働法が適正に守られているか否かを監督する機関としては、各区、各市、町に「労働監督局」Delegacia Regional de Trabalhoがある。労働者は雇主上の不正をこゝへ訴えることができる。

5.4 工事の内容

当地の日系請負業者の工事实績

- 1) 中小企業 (従業員100名内外) の某企業の場合、当国の一流製綱所 (工場) の改修、増設工事とその照明、高圧線引込み工事、配線配管それに附随する一般的諸工事の請負い。

- 2) 同じく中小企業(1)と同じ)：当国へ進出済み某繊維メーカーの新工場の電気工事関係の一切。
- 3) ブラジル北東地方と中部・南部をつなぐマイクロウエーブの架設工事の請負い。
- 4) 日系産業組合の茶精製工場の電気工事の請負い。
- 5) サンパウロ州立小学校(数校)の増築にともなう配線請負工事。
- 6) 新築ビル・アパートの配線，工場の高圧線の引き込み，変圧装置関係。

そ の 他

小規模工事とその請負額の実例：

業者名・A (日系二世)

規 模

資 本 Cr \$ 1,000,000

人 員 1 名

資 格 : 電気技師

旧法律により一級技師程度の技術で，二種と同等の資格を認められており，一種の有資格者を経ず，工事を届出ることができる人。

事務所：自宅アパートを兼用。電話は持たないが別居の家人電話を利用。

営業形態：個人

例の1：落札の例

年：1971年5月

A氏の見積り額：Cr \$ 2,400,000.....材料費込み

同 上 : Cr \$ 1,200,000.....手間賃のみ

工 事 内 容：新しい工場の配線工事。

注：知人の紹介により他業者の見積りより高かったが落札

に成功。

例の2：同 上

年：1970年3月着工

1971年7月現在工事続行中（アパートの建築が終らないため）

Aの見積り：Cr \$ 2000000.....手間賃のみ

同業者の見積り：Cr \$ 1400000.....同 上

（外人）

工事内容：空港近くの新築アパート（3階建）の電気配線工事。

注：アパートの持主が遇々知人であることから高い見積りでありながら落札。

例の3

年：1971年3月初

同 7月末

Aの見積り：Cr \$ 300000.....手間賃のみ

同業者の見積り：Cr \$ 330000.....同 上

工事内容：サンパウロ州立小学校（鉄筋コンクリート）増築にともなう配線工事。（この規模の工事をAは常時3～4かけもち請負っている。）

例の4

年：1970年5月着工

1971年4月完了

請負額：Cr \$ 300000

工事内容：サンパウロ州立小学校の改築工事にともなう電気工事。同時に10校。本工事は、改築工事であったため、新しい配線工事を行わず、旧配線

の点検だけ。

参考：A氏は、かつて一種の有資格者の下で5年間、一級電気技師として現場監督をつとめたことがあり、その個人的信頼が大きく役立ち、現在の仕事の大半がかってのバトロンから来るといふ。

5.5 原材料の国産

現在、電気工事関係に必要な資材、原材料、工具類は、そのほとんどが国産である。国産化率は99.9%と言えよう。

1例をあげれば、

電線ケーブル、銅チューブ、トランス、コンドレット、スイッチなど。また、これら主要資材のメーカーとしては、

ピレリ社 (Pirelli S.A. Companhia Industrial Brasileira —— サンパウロ)

フィカップ社 (FICAP Fios e Calsos Plásticos do Brasil S.A. —— サンパウロ)

シーメンス社 (Siemens do Brasil S.A. —— サンパウロ)

などがある。

電気工事関係原材資材のディストリビューターの電話番号、所在地などを網らし、資材の名をABC順に整理し、そのディストリビューターを列挙せる雑誌「ムンド・エレクトリコ」(電気界)が月刊されている。

この雑誌は、電気資材関係のニュースなどを紹介することを目的としたもので、電気工事関係請負業者らに愛用されている。電話でこれらディストリビューターに価格を問い合わせ、少しでも安く売る店を捜す。

1971年8月号に掲載された資材及びそのディストリビューターの数は下記のとおり。

(資材名) (メーカーの数 ディストリビューターを兼ねる

：サンパウロ)

フランジ接続体関係	10社
バッテリー	＃	12＃
銅(その他金属)線及び信号機器	36＃
消電装置、カーボンさつし	＃	16＃
自動トランスフォーム	＃	42＃
バー(棒関係)	36＃
配電盤 サブステーション	52＃
高効率電力コンデンサー	9＃
接点	＃	39＃
キー関係(手動星形)	18＃
同上(自動星形)	35＃
接続	＃	13＃
不接続	＃	61＃
(低圧, 抵抗, 工業用(600V以下)高圧, 油量の大小両用)		
電線管 ダクト関係	31＃
電磁石	＃	11＃
電気溶接用具	＃	21＃
さつし	＃	8＃
金属加工製品	＃ (低圧用)	39＃
同上	(高圧用)	39＃
電線	＃ (アルミ)	22＃
同上	(銅)	43＃

電気ブレーキダクト関係	8 社
ヒューズ (低圧)	30 "
同上 (高圧)	15 "
発電機 "	20 "
油脂, 潤滑オイル "	5 "
直流電気溶接グループ	17 "
永久磁石関係	3 "
油圧量インジケータ "	5 "
計量器 "	25 "
遮断器 (600 V以下家庭用)	26 "
同上 (600 V以下工業用)	42 "
<u>絶縁体関係</u>	
(ゴム, ポリエステル, フィルム, テープ, 絶縁体, 絶縁板, 雲母, 紙, ワニス, 樹脂)	
e.(1) ゴム	7 "
(2) ポリエステル・フィルム	6 "
(3) テープ	15 "
(4) 絶縁板 (器)	28 "
(5) 絶縁板 (工業用)	10 "
(6) 小型雲母絶縁体	7 "
(7) 紙 (絶縁材)	6 "
(8) 樹脂・ワニス	13 "
蛍光灯	11 "
白熱電球 (ランプ)	13 "
ネオン・ランプ	9 "
水銀灯	7 "
(機械関係)	
ポストのシヨックアブソーバ }	9 "
回転橋	

(テスト資材関係)	
爆発テスト用材料	24 社
密閉型材料	26 "
(ライン・マテリアル)	
亜鉛・鍍金圧板・ナット類	24 "
腕 金 類	28 "
安 全 帽 子	3 "
ベ ル ト 類	6 "
十字形工具	22 "
梯子・ポスト(電柱)	6 "
モーター	39 "
制御盤 分電盤	83 "
避雷針アンテナ	19 "
電 柱	38 "
チョーク	44 "
調整機 (電 圧)	42 "
同 上 (速 度)	22 "
リレー (時間, 熱補助用)	33 "
同 上 (電気写真用)	17 "
抵抗 レオスタートス	22 "
整 流 機	12 "
セクション・スイッチ(低圧600V以下)	25 "
同 上 (高圧・単式)	30 "
同 上 (高圧・ヒューズキー)	27 "
温度計電器	6 "
コンタクター付温度スタート	19 "
油 圧 オイル	テスト(プレス・フィルター)関係 2 "

差込み(両用)家庭用	26 社
同上()工業用	33 "
鉄塔(銅製)	11 "
トランスフォーム(変圧器)	34 "
(ディストリビューション用)	
同上	20 "
(トランスミッション用)	
同上	27 "
(電流用)	
同上	22 "
(電位)	
同上	48 "
(特殊)	
ハイドラウリック・タービン	13 "
蒸気式タービン	2 "
フック棒	14 "

5.6 コストの分析

A コストの主なものとしては次のようなものがある。

労働コスト

1. サラリー.....(1)のd参照
2. 社会保障.....従業員の月給に対してかかる社会保障負担金。内訳は下記のとおり(企業負担)

INPS (社会保障院負担金)	8.0%
SESI 又 SESC (工業又商業社会事業)	1.5 "
SENAI 又 SENAC (工業又は商業職業 訓練所)	1.0 "

INCRA (農地改革移植民院)	2.6 %
第13カ月目給料のINPS	0.6 "
家族手当	4.3 "
教育手当	1.4 "
FGTS (勤続年限保障金)	8.0 "
労災保険	4.07 "
第13カ月目給料	8.8 "
第13カ月目給料のFGTS (勤続年限保障金)	0.7 "
有給休暇	6.8 "
<hr/>	
社会保障負担金合計	47.27 %

- 3 同業者組合納入金.....経営者の一日分相当給料と同額
- 4 市 税.....各工事毎にその請負額の2% (注
: 但し, 州政府関係の工事の場合
は免除される。)

(サービス税の名義)

- 5 計理士への委託謝礼.....Cr \$ 5000~Cr \$ 25000
(注: 企業の規模により異なる。計
理事務, 納税の手続き, 社会保障
負担金など必要な計理上の事務一
切を引き受ける。)
- 6 事務所家賃.....Cr \$ 1,000.00 以上
(借家の場合: 電話付きで, 市内の中心部に近い場所を対象)
- 7 同 維持費.....Cr \$ 150.00
(電気代・水道代・ちん芥処理負担金, その他)
- 8 交 通 費
バス, タクシーの利用頻度, 距離, などにより算定は難しい

が、自家用車所有の場合、ガソリン代、その他の維持費、保険料などを含め、Cr \$ 20000 ~ Cr \$ 25000 (月)を加算しなければならない。(但し、有料ガラージ代を含まない。)

a その他

注意すべき点;

コスト中、人件費が最大部分を占め、その原因が社会保険負担金にあることは、常識のようになっている。

人件費のコストダウン(小人数)をはかることが経営上の必須条件とされるゆえんである。

B 収益性

(i) コストの150%を利益(粗)——工事が6ヵ月以上に長引かないことを前提として、一つの基準(最低限界)となるが、さらに工事の規模に要する資材の量と種類、現場の立地条件、自然条件などに左右される。

$$A \text{ (コスト)} \times 1.5 = B \text{ (粗利益)}$$



工事により1.5を2.0へ引き上げることがコツ

(ii) 工事の契約額に材料費が含まれる場合、材料費を市価で計算し、実際購入の場合、これを工場渡しに近い最低価格で入手するようにする。

(iii) 一般に資力のある者は、資材の大量ストックを持ち、小刻みに上昇する値上げの分と材料費の差をセーブすることができる。

(iv) 次に、工事の契約額に対して投入する資材、人力をセーブするいわゆる手を抜くため、工事規制が事実上ない点を最大限に利用する方法が普通行われている。即ち、不必要な部分に不必要

な経費を費さないという方法である。すべて、この方法は、ブラジルの業界で十分経験を積んで初めて行い得るといえよう。

- (注) 業者間の競争が激しいことから、安い見積額による競争が行われるが、安いコストで工事を多く請負いその数でコストをダウンすることも必要である。

5.7 経営の規模・業態

1 経営規模

本調査の対象とした次の四つの日系企業の規模を参考までに次に記す。

FUJIBRAS—Instalacoes Industriais Ltda

AV. Conselheiro Rodrigues Alves, 923, Sao Paulo.

Est. S.P. Tel. 71-5192, 71-2474 (S.P.)

ELETROMECANICA DAITO LTDA,

R. Sta. Catalina, 55-7^o S/74/77. Centro

Tel. 42-6323— Sao Caetano do Sul Est. S.P.

EIGEL—Engenharia de Instalacoes Gerais Ltda.

Rua Paes de Andrade, 93. Tel. 278-7791, 278-0362—

Sao Paulo EST. S.P.

INSTEC—Instalacao Eletricas em Geral de KIN—

ZO BABA,

AV. do Estado, 2854, 2^o AND. Apto. 22

Tel. 227-4262 (Recados), SAO PAULO—Est. de S.P.

調査対象4社

A) FUJIBRAS INSTALACOES INDUSTRIAIS

(フジブラス インスタラソンエス インデウストリアス

LTDA

リミターダ)

経営者: SHIMIZU IJU (戦後移住者)

事務所: AV. CONSELHEIRO RODRIGUES ALVES,
923 SAO PAULO

電話: 71-5192, 71-2474

資本金: Cr \$ 7500000 (通貨単位 クルゼイロス)

(近く Cr \$ 15000000へ増資することが決っている。)

創立: 1967年8月

1971年7月末日現在 1ドル = 5285クルゼイロス

出資者: 共同出資者6名(氏名省略)

使用人員: 設計専門家 6名

事務 5名

工員(雇傭人員)常時 100名内外

取扱高: Cr \$ 25000000 (月平均)

(注: Cr \$ 1.00 = 57円 1ドル = 買 Cr \$ 5630
売 Cr \$ 5635

(クルゼイロ) (円) (BANCO DO BRASIL

SAO PAULO

昭46 11. 10 現在)

B) DAITO ENGENHARIA LTDA.

(大都工業有限公司)

経営責任者: 伊藤 ^{みのる} 稔 (1959年当時の外務省工業実習生と
して渡伯)

事務所: RUA SANTA CATARINA, 55-7^o AND.

S/76-77 SAO CAETANO DO SUL

電話: 42-6323

資本金: Cr \$ 10000000

創 立：1968年9月

出 資 者：6名（氏名省略）

使用人員：現場雇傭人員 100名

注：大都工業は別に資本金Cr \$ 20000000で同じ場所に大都工業電機製作所を経営，主として同社が施工に必要な鋼資材などを製作している。

従事員：32名

創 立：1970年6月

C) EIGER (Engenharia de Instalacoes Gerais LTDA.)

(エイジェル) (エンジニアリア デ インスタラソエス ジェライス リミターダ)

一般電気工事施工会社

経営責任者：AKIRA KAGANO (二世，サンパウロのマン
ケンジー工科大電気科卒，
1958)

事 務 所：RUA PAES DE ANDRARE, 93 SAO
PAULO

電 話：278-7791, 278-0362

資 本 金：Cr \$ 15000000

(運 転 資 金：Cr \$ 200000 ~ Cr \$ 300000)

創 立：1958

出 資 者：2名（本人とブラジル人，氏名省略）

使用人員：事務所

電気高級技師（大学工科又は電気科卒）…… 2名

同 中 級 # （短大卒）…… 5名

（内1名は本人）

会 計 士 …………… 2名

設 計 …………… 5名

現場雇備.....70名

D) INSTEC-Instalacoes Eletricas em Geral

インステック インスタラソンエス エレトリカス エン ジェラル

(一般電気施工所)

責任者：馬場謹三(二世)

事務所：AV. DO ESTADO, 2854-2^o AND. APT.
22 SAO PAULO

電話：227-4262(呼出し)

資本金：Cr \$ 1,000,000

創立：1955年

出資者：2人

使用人員：技師兼現場監督 1名

現場の雇備人員 15名

5.8 競争の有無

現在、同業者の数は、サンパウロ市及び部外都市を含め、およそ300社あるとみられている。

また、同業者間の競争は激しく、工事の50%が日系同業者間で争われているといわれる。しかし、堅実な仕事で業界に信用を得ている業者は競争の如何にかかわらず、常に多くの注文を受けているようだ。

その内訳をみると、

INSTALACOES ELETRICAS (電気工事施工) 54社

" INDUSTRIAIS (") 82社

ENGENHARIA (")

ELETRICISTAS (配線, 配管, 84社
その他家庭用小工事)

220社

日系業者としては、5.7で述べた4社のほか7社～8社ある。

(なお、日本電気など大手メーカーは含まれない。)

5.9 商 習 慣

(1) 資格の問題

一級 (1^a Categoria) と、二級 (2^o Categoria) の二つに分けられる。

一級………ブラジルの大学工学部電気科 (5年) 卒業の者。

二級………ブラジルの工業高校又は短大の電気科卒の者。

さらにこの下に

一種 (1^o oficial) 二種 (2^o oficial) の二つがある。

一級の有資格者は、1971年5月以降、電気工事請負業者として正式に市役所、ライト電力会社、ブラジル電信電話公社 (CTB) にそれぞれ届出て登録しなければならない。

二級の有資格者は、自動的に承認される。一級の業者はその請負工事について、技師地方審議会 (C.R.E.A=Conselha Regional da Engenharia e Arquitetura) に報告しなければならない。

二級の有資格者は、75KAV以下の配線工事について工事許可申請書などの書類に責任者としてサインをすることができるだけであるが、一級の有資格者は、あらゆる規模の工事についてサインをすることを得、これら資格を持たない下請業者に代つてこれを行うことが普通である。尚、KAVというのは変圧器の容量を示す単位である。

電気工事は、すべて開始前、ライト、CTBの二社の何れかに届出なければならない。一級の有資格者は、高圧線配線など電気工事の監督を上記2社から委託されている。実際には、工事は下請けの

企業にやらせ、重要なポイントのみについて点検、完成時に責任者としてサインだけをする場合が多い。サイン料として、Cr \$ 2000 程度を徴収する。

また、屋内配線工事、たとえば、メーターの配線を含む改修、増築、新設の場合も同様、必要書類に一般の有資格者のサインが必要である。一級、二級の有資格者は、10年以上の経験豊かな者に与えられ、電気工事現場の監督、施工状況、指導を行うことができる。これら有資格者は電気工 (ELETRICISTA) として簡単な家庭用引込み線施工工事を行う事ができる。二級の下にいわゆる助手 (資格を持たない) が位置する。

(注意すべき事項)

日本の資格を有する者が、ブラジルで電気工事請負業を行う場合は、別に問題ない。その場合は、ブラジルの一般の有資格者と共同経営の形でやとるか、又は一回毎 (或は月毎) に謝礼をしてサインを書かせしめる。

日本の資格が役に立つ場合もある。ブラジルで日本のそれが直接、役に立たなくとも一つの証拠、証明として役立つ場合がそうである。

たとえば、日本人一世の電気技師で日本の1級の資格でライト社に技師として働いているケースもある。少なくとも、日本の二級以上の資格をもっている方が有利である。

(2) 契約上の商習慣

- (1) ふつう工事請負の約束を取り交わすとき、契約書に当事者 (委託者及受託者) 及び第三者が証人としてサインを行い、そのサインを公証人が認める形をとっている。契約では、請負業者 (受託者) が材料費を負担する場合、請負額の50%を契約成立時に依

託者側から受けとる。

材料費自己負担又は依託者負担かの問題は、ケース、ケースにより異なるが、小規模業者は、資本不足から手間賃のみ、資金のある中規模業者は材料費こみの契約を行い、材料をできるだけ安く買入れるという方法をとっている。

また、小規模工事で資材の提供を受け、工賃のみ（手間代だけの場合）で請負う場合は、着工の時点で契約額の5%を受けとる。きわめて小さな工事の場合、2%と手付け金程度のこともあるといわれる。

一般に小規模工事ほど業者間の競争からくる無理な値下げが多く、業者の頭は痛いようだ。中規模の工事では、材料も負担で契約成立時に10%の支払いを受ける。残額は、月毎又は二カ月毎に支払われているようだ。

(ロ) 支払い方法は、契約成立時、着工時、第一工事期間（仕事の量）月毎（時間）に、それぞれ何パーセントかずつ支払いを受けて行く。ブラジルにおける建設事業では、一つの工事が契約上の期限を遙かに越え、何年という長期間にわたることが多いことは常識になっている。セメントなど、ある種の建設資材の市場における不足のため、又は、融資獲得のための交渉の長期化、一時中止などが原因である場合が多い。こうしたことから、インフレによる貨幣価値の減少が契約額に著しく影響を及ぼし、業者が多大の損害を蒙ることになる。こうした事態をさけるため、契約書にインフレによる減価分何%を調整、その分をアップすることを予め取り決めておく。

具体的にとられている方法は、毎年、政府が発表する。法定最低給与の前年比引き上げ率を以って契約高の残額分に適用する。自動的に引き上げられる場合もあるが、そのたび毎に改めて交渉

しなければならぬこともある。

(3) 落札

落札するためには見積りを安くすることが大切であることはいうまでもない。しかし、それだけでは十分でない。

この業界では、特に外交術を巧みに駆使し、仕事をくれる、いわゆる“ひいき筋”を多く持つことが絶対必要である。日系の一業者が語ったところによれば、見積書の金額で負けていながら“ひいき”のお蔭で落札することが多いという。

なお、その業者は、言葉（ポルトガル語）が上手、下手の問題ではないと付け加えた。

B 市場の分析

5.1.0 需要供給市場の規模

規 模

電気設備工事の需要の規模を示すものとしては、数多くの材料があげられるが、(詳細は、基礎調査の該当項目参照) 代表的なものとして、当国の(A)住宅建設プラン(B)産業開発(特に工業)プランなどがあげられている。

まず、(A)住宅建設プランについてみると、当国の住宅建設は、国立住宅銀行(BANCO NACIONAL DE HABITACAO)が動続年限社会保証基金を財源として、民間の住宅の自然需要と建設部門のイニシアチブにより融資を行うという形で推し進めてきた。その実績をみると次のようになる。

年	BNHの融資により建てられた住宅戸数(全国)	融 資 額 単位 Cr \$ 1,000,000	当初の融資目標 (単位 Cr \$ 1,000,000)
1964	5,162	18	20
1965	14,790	53	62
1966	40,430	170	433
1967	167,291	1,262	2,020

1968 ~ 1969 ~ 1970

1971のBNHの住宅建設プランは、1,000,000戸であったが、10月初めの推定では、その75%の750,000戸の建設が71年中に完了する予定であり、実行できなかった250,000戸は、72年の計画に持ち込まれる。

1971年5月31日付のBNHの報告によれば、70,233戸が建築中である。なお、1971年9月2日メジシ大統領は、住宅建設

基金の勤続年限社会保障（通称FGTS）の融資の利子を5.5%（年）から、3.5%に引き下げるなどの優遇措置をとったため、72年度以降は、住宅の建設が活発化するものと期待されている。

次に(B)産業開発（特に工業）プランであるが、サンパウロに限定してみると、次のようなことがいえる。

- イ) 工場の設備投資が盛んになりつつあり、新しい工場が向う3年間に多数建設される見とおしが強い。
- ロ) 電力の供給が新しい発電所の完成により、大巾に増えると同時に、変電所の設備、配電システムが近代化され、それにとともに、高度に安定した電圧を消費する工業が大きく伸びる見おしである。

イ)については現在、大サンパウロ都市圏の一部で工業地帯を構成する、いわゆる、A、B、C、D地区の工場が何れも設備の老朽化と近代的設備の拡充の必要に迫られていることがあげられる。

就中、注目すべきことは、政府の鉄鋼生産増計画である。A、B、C、D工業地帯は既に飽和点に達しつつある上に、人口900万近くをかかえる大サンパウロ都市圏を控えるため、公害の処理上、大きな問題を未解決のまま残している。

サンパウロ州政府は、新たな工業地帯として、リオへ通じるツットラ街道沿いのサンジョゼ・ドス・カンボスを用意している。既に多数の（一説には、80社近くの）メーカーが工場新設のプロジェクトを提出しているといわれる。

しかし、現段階では、電力の供給が十分でないことなどの理由により、実現は将来へ持ち越される見おし。

(註) 発電力の拡充計画：資本規模において南米一といわれる、サンパウロ電力会社(Centrais Eletricas do Sao paulo S.A. 資本金50億クルゼイロス)は、パラグワイとの国境パラナ川上のセ

ッテ・デ・ケダスに総工費20億ドルを投じ(世銀の投資)
1982年までに150万キロワット、1985年には、1400
万キロワットの電力を中部南部に供給する予定。

(例) A,B,C,D = Santo Andre, Sao Bernardo do Campos,
Sao Caetano do Sul, Diadema. の四市の略号。

なお、1969年のサンパウロ州の発電量は、12418591
MWH、同年のブラジル全体の発電量は、41647957MWHで
あった。

(B)の(イ)及び(ロ)に次いで電気設備工事請負業者をして明るい見とおし
を感じさせている要因としては、政府の北東伯開発計画の強化などが
ある。

5.1.1 PRの方法

普通邦人職業電話帳、サンパウロ市職業別電話帖等に広告するなど
の方法をとっているが、これ以外特に目立つたPR活動は行っていない。
ただし、政府関係から大口の注文をとる有力な電気工事会社、土
木建築業者などと関係を結び、これらから工事の下請けを受注するた
めのPR又は、大会社の政府に対する働きかけは積極的に行われている。

その方法は、何といても人間的つながりを基にしたものであり、
経営者の個人的創意と能力と背後(バック)の関係によつて行われる
ものである。

5.1.2 原料製品の輸送状況

主として小型トラック、コンピ(ワゲン車)を使用する。中企業以

上は車を私有しているが、小企業主は人員、資材等の輸送のため、車を賃借りする方法によつている。借賃はコンビ（VWのワゴン車）で、1時間Cr \$ 800前後、小型トラックは、同じく1時間Cr \$ 1400～Cr \$ 1500（何れも1971年8月～同9月現在）である。

尚、借り車には普通、運転手はつかない。

原材料は、売り手側が配達する場合もあるが、工場渡しの場合もあるから、車は常時ではないが、その使用頻度は高い。

参考までに営業用車の価格（新車）をみると次のようになる。

（1971年5月現在Us \$ 1 = Cr \$ 500 前後）

コンビ（VW）スタンダード型	Cr \$ 16633.00
同（#）デラックス型	Cr \$ 18657.00
C-1404・フォード（小型トラック）	Cr \$ 25092.00
ピックアップ、トヨタ	Cr \$ 25920.00
ピックアップ・フォード（普通型）	Cr \$ 18126.00
同（スタンダード）	Cr \$ 16583.00
同	Cr \$ 19173.00
ルラル型（人員、資材両用：スタンダード）	Cr \$ 15044.00
同（#）：デラックス	Cr \$ 17294.00

5.1.3 進出の可能性と問題点

同業者は、かなり多数存在するが、未だ割込む余地はある。最初から大型経営を望むことは危険であるが、既存の建設業者（日系）又は同業者（日系）との関係が生じ、これらから受注する形式で始める場合、比較的容易である。前記の4企業主のうち、2社（共に一世経営）までが、信用できる技術をもつ優秀な下請け企業（4人乃至6人程度のグループ）の進出を望んでいる。それによつて工事の一部を下請け

に委託して行うとする計画。こうした進出の場合、一つのグループに、それぞれ各分野の専門家が1人ずつ入っていることが必要。工具類は国産品で一応、間に合うが、日本で使用した工具類、特に計器類は、進出時に持つてくると便利。また、工具以外で電気技術関係書書き（日本語）同辞書（＃）その他参考書類は、ブラジルで大変役に立つことが、過去移住し、現在経営者の地位についている者の経験から立証されている。請負わされた仕事を真面目に施工完成させて行くことによつて信用を築き、事業を広げていくことは不可能ではない。事実、そうした方法で現在手広く事業を営んでいる者がある。彼らの今日は、勤勉、誠実さ、プラス技術面の優秀さの結果といふことができ、ブラジルにおける資格の有無、言葉の不自由さが致命的問題でなかつたことだけは確かである。

参 考 事 項

中小の規模のちがいを問わず、この業界では、請負工事の仕事を絶やさないう、常に可能な範囲内で複数の請負いを確保することが必要である。たとえば住宅、ビルの建設は、常に予定より遅れるため、そのため仕事の中断を余儀なくされるからであるが、それとは別に行動半径と人員が許す範囲内で工事の性格上、多数の行事を行うほうが有利であるからである。

DAITO ENGENHARIA I.TDAの伊藤 稔氏は、1961年渡伯後、サンパウロ州奥地の水力発電所で単身6カ月間、発電機の据付け工事で現場の責任者となつた経験をもつ。同氏の経験によれば、1人がその専門を持っていることのほか、工事全般のことが理解でき、且つその経験をもつていることが望ましい。一人で施工、電気一般、設計、見積り、配線、配管ができる能力があつて初めて現場の監督ができるといふよう。

家族持ちで移住する場合の参考事項として、当地の生活費は、家賃
Cr \$ 25000 ~ Cr \$ 30000, 食費 Cr \$ 30000 ~ Cr \$ 40000

(1971年8月初めの標準)は最低必要である。

次に問題となりそうな点をいくつか拾ってみると次のようなものがある。

(イ) 言葉 (ポルトガル語)

現地人を使う場合、連絡その他工事現場で言葉 (日常会話、専門用語) が通じないと問題となる。日常会話がスムーズにできることが仕事を円滑にすすめる基礎工具、資材のポ語の呼名は少くとも覚える要あり。

(注意すべき事項)

某日系施工請負企業の現場で日本人一世が言葉を知らなかったため指示が誤って伝えられ、ためにブラジル人労働者に重傷を負わせた事故がある。

(解決策)

配管、組立、溶接、助手の専門をもつ4人が一つのグループを形成する場合、言葉が解らなくとも四人で一応一つの仕事ができることから言葉の問題は一応解決されるのではないかと、当地の某日系業者は、その経験から語っている。

(ロ) 給料の問題

日本人の技術は、各専門分野についてみた場合、一般にブラジル人のそれより高いが経営者 (日本人) が給料の面で差をつけると、これが直ちに同じ職場のブラジル人の不満となつてあらわれる。

ブラジル人は、新しく来た日本人が言葉がわからないとすぐそれを指摘し、給料と結びつけて考える傾向が顕著である。

(註: 日本人経営の会社でも法律により、従業員の2/3はブラジル人をやとわなければならないという法的規制がある。)

(一) 資材の納入の遅れ

特に資材込みで請負り場合、資材の生産が遅れる場合又は、或種の生産が一時ストップしたり、市場に甚だしく不足する場合がある。

たとえば本業種に直接関係のないセメントの不足から電気工事が進捗しないという事態が生じる。

(二) 小資本又は資金的バック(つながり)を持たない小規模の個人経営の場合、人件費特に社会保障負担金のコストが経営困難の原因となりがちである。

(三) 一人で多人数を使用する場合、言葉によるハンデキャップが大きい。現場監督が不在の場合、仕事の質、量が大きく低下することは普通の出来事である。

(四) 労働者としてみたブラジル人の質はよくない。彼らの、その日さえ過せばよいという安易な人生観がその主な原因とみられるが、それが作業の面に反映し、仕事の能率に大きく影響してくることは珍しくない。

6 法制その他に関する若干の考察

改正が審議中の法令としては次のようなものがある。

刑 法

刑事訴訟法

社会保障法

工業所有権法

注1 なお、社会保障法に基く、経営者負担のINDA 0.4% は1971年7月以降、2.6%に引き上げられた。

注2 「外国貿易ブラジル銀行(Banco Brasileiro do Comercio Exterior)を新設する法案は議会で審議中。

